特268
354

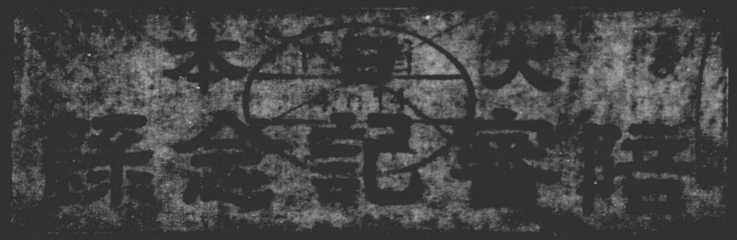

0016895-000

特２６８－３５４

大日本陪審記念録

大日本陪審協会

昭和４

ACH

特268
354

今上御

今上天皇陛下
御尊影

勅語

司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ
保全シ國家ノ休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ
期ニ會シ一層恪勤奮勵セヨ

昭和三年十月一日

御名御璽

城　　宮

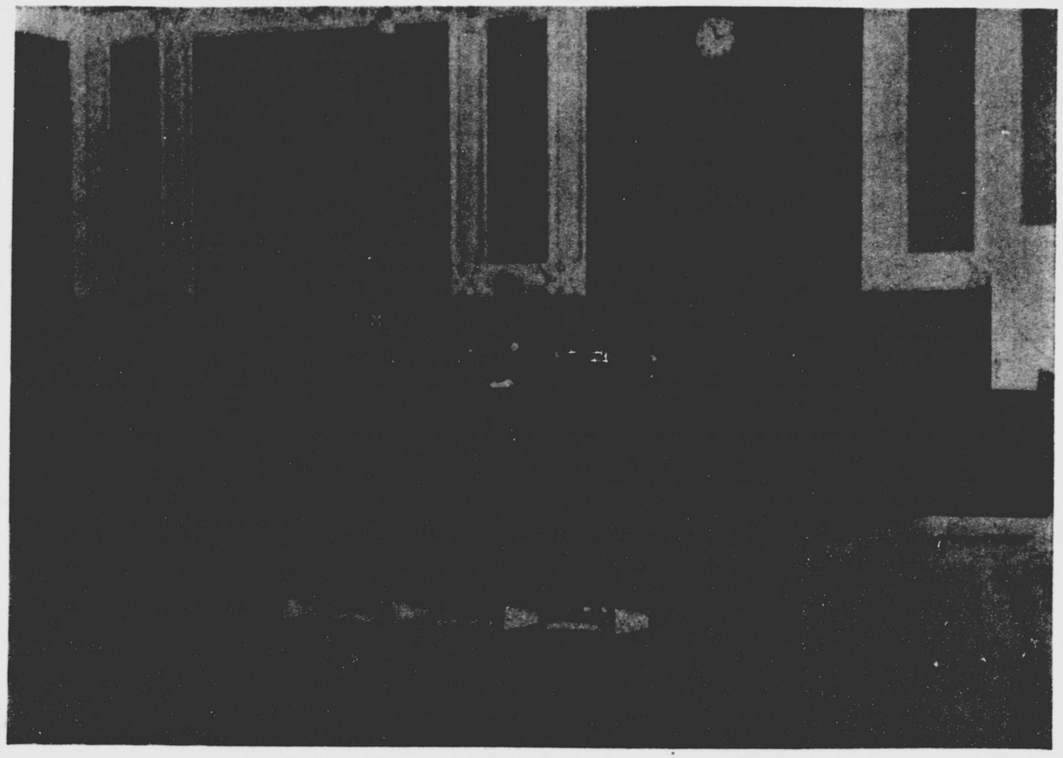

聖上陛下東京控訴院法廷ニ御親臨
（昭和三年十月一日）

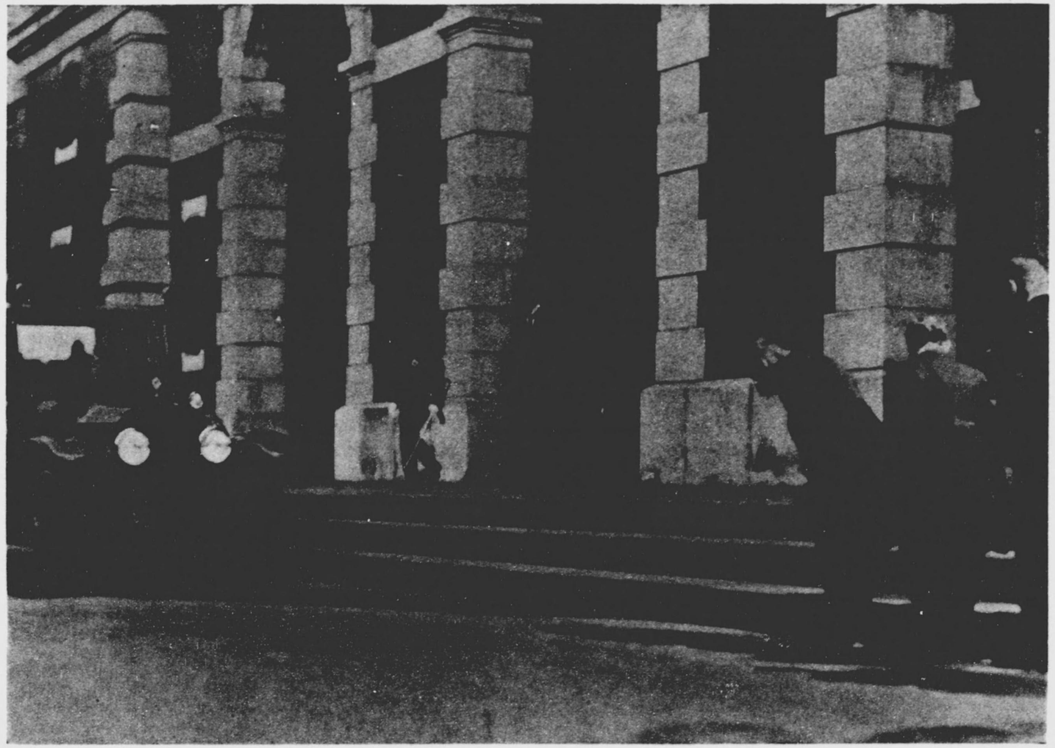

聖上陛下東京控訴院法廷ヨリ御歸還

（昭和三年十月一日）

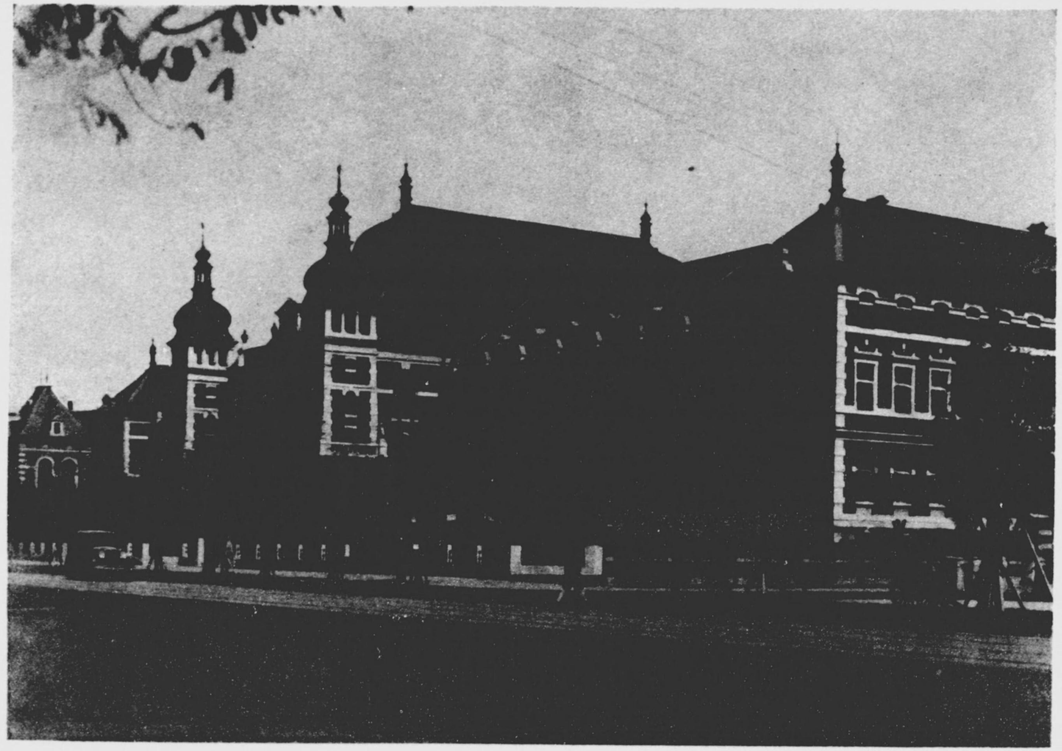

景　全　省　法　司

貴衆兩議院玄關

右ハ貴族院
左ハ衆議院

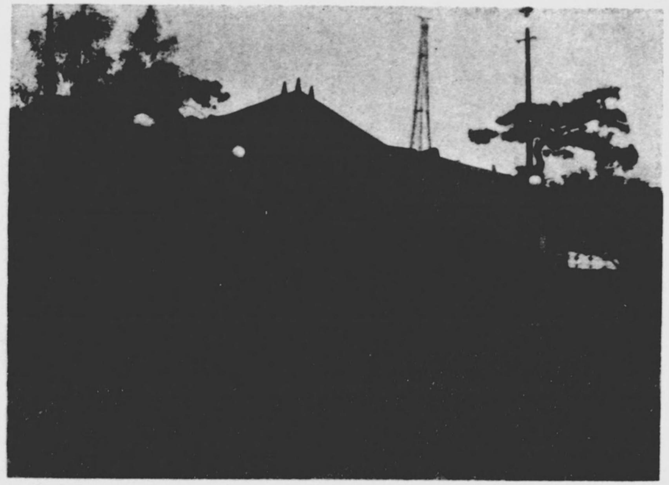

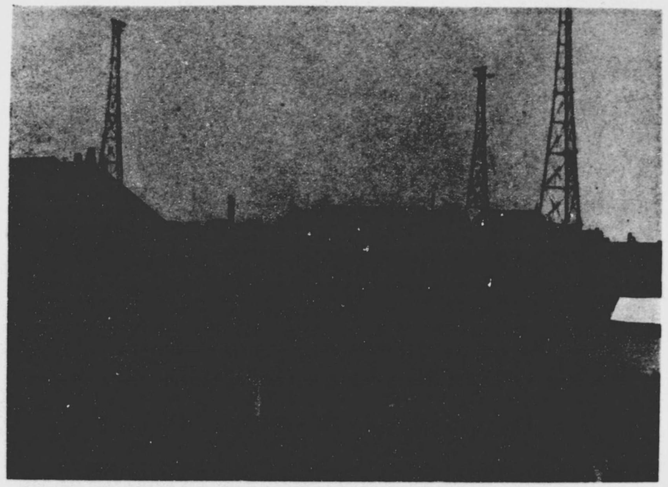

貴衆兩議院正門

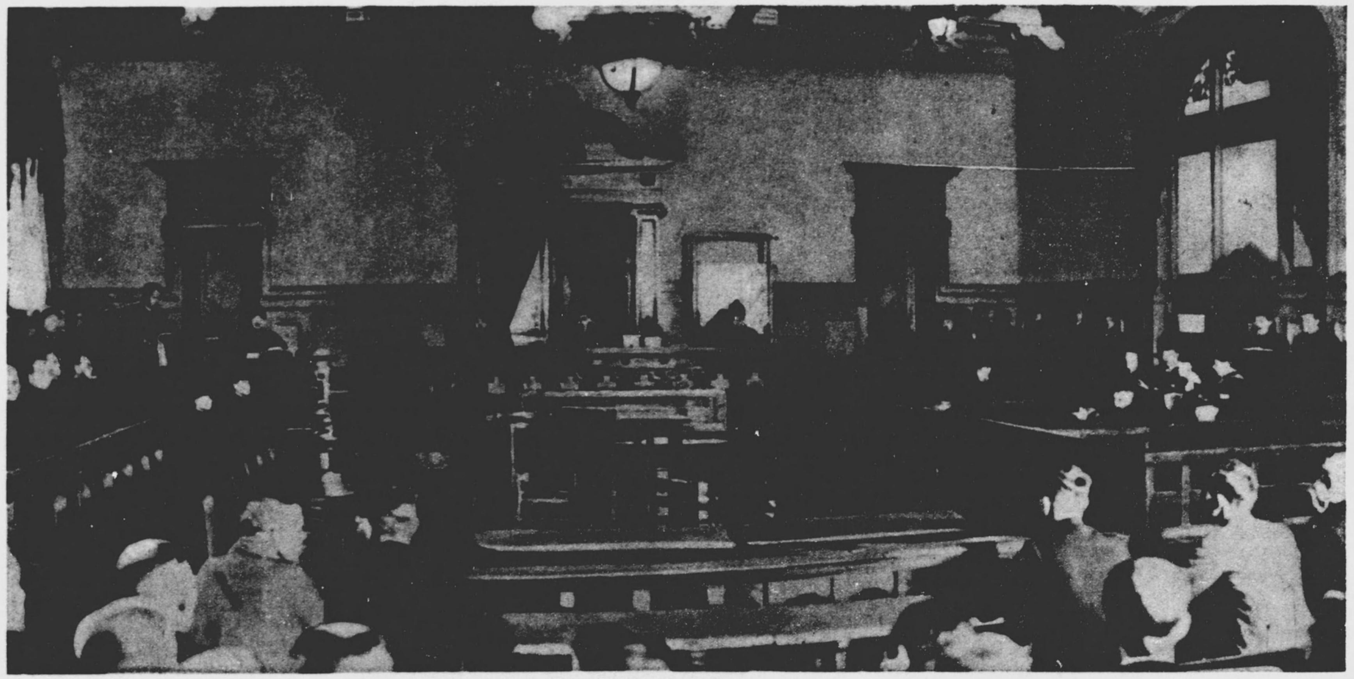

東京地方裁判所陪審法廷

（陪審裁判之實景）

正

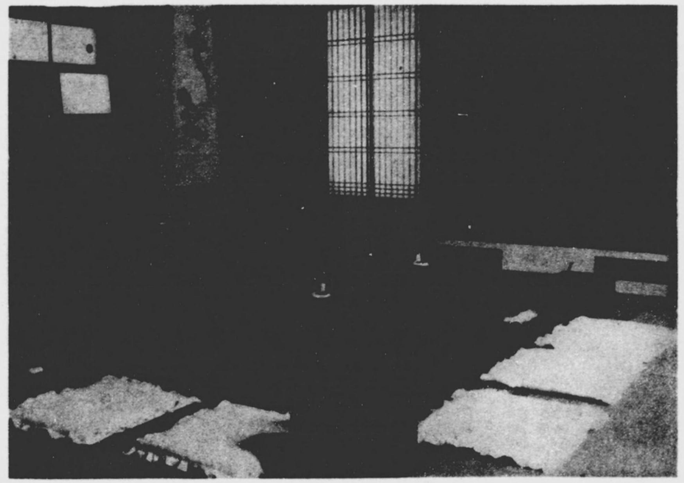

東京地方裁判所陪審員宿舎
（寝　　室）

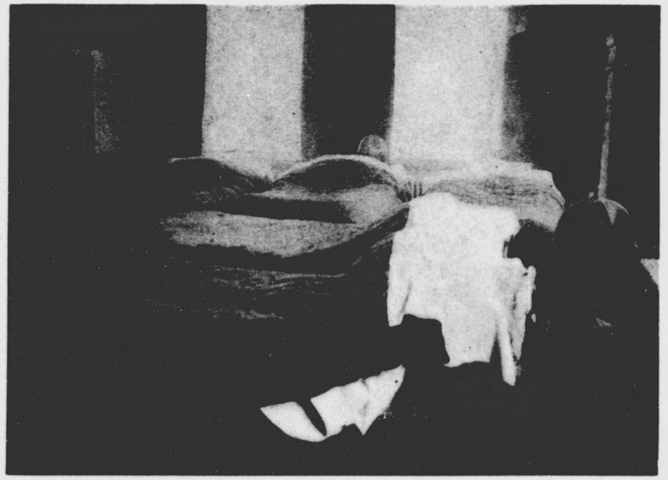

東京地方裁判所陪審員宿舎
（娯樂室兼食堂）

樞密院副議長

男爵 平沼騏一郎氏揮毫

舍宿員審陪所

(堂食兼

日月無

日月私燭無

昭和己巳司法紀念日

渡邊千冬題

司法大臣
子爵 渡邊千冬氏揮毫

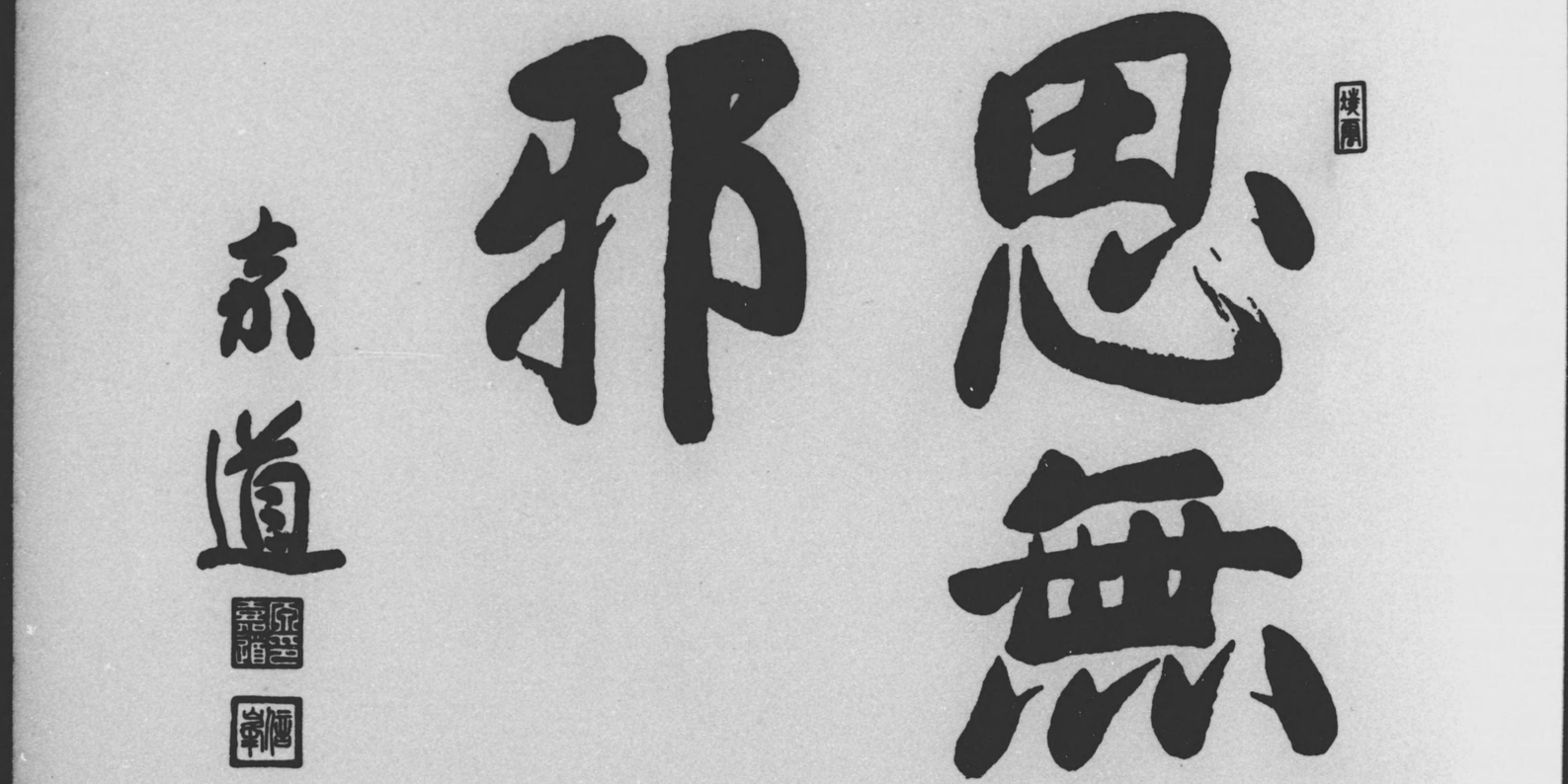

前司法大臣

原嘉道氏揮毫

太玉命公

宗峰明

大審院長

牧野菊之助氏揮毫

前司法大臣
正二位勳一等 法學博士 男爵 原嘉道氏

臨時法制審議會總裁
樞密院副議長
正二位勳一等 法學博士 男爵 平沼騏一郎氏

總理大臣
正三位勳一等 濱口雄幸氏

陪

元首相故原

法學博士故江木

檢事總長
從三位勳二等
小山松吉氏

司法大臣
從三位勳二等 伯爵
渡邊千冬氏

大審院長
從三位勳二等 法學博士
牧野菊之助氏

陪審法制定功労者

故岡野敬次郎男 法學博士

故穂積陳重男 法學博士

故原敬氏 元首相

總澤明氏 法學博士

花井卓蔵氏 法學博士

故木下哲氏 法學博士

検事總長
小山松吉氏 従三位勲二等

陪審制度採用の根本義

樞密院副議長
男爵 法學博士 平沼騏一郎

陪審制度に對して、先づ第一に、國民の徹底的諒解を要すべきことは、其採用せられたる根本的理由である。

本制度は、歐羅巴にも、亞米利加にも、既に行はれて居るが、我國に於て本制度を採用することになつたのは、決してそれに倣ふたのではなく、形は固よ

陪審法制定功労者

故磯部四郎氏　法學博士

一木喜徳郎氏　法學博士　宮内大臣

平沼騏一郎氏　樞密院副議長　男爵　法學博士

小原直氏　司法事務次官

川崎克氏　司法政務次官

松井和義氏　司法省刑事局長

陪審制度採用の根本義

樞密院副議長
男爵 法學博士 平沼騏一郎

陪審制度に對して、先づ第一に、國民の徹底的諒解を要すべきことは、其採用せられたる根本的理由である。

本制度は、歐羅巴にも、亞米利加にも、既に行はれて居るが、我國に於て本制度を採用することになつたのは、決してそれに倣ふたのではなく、形は固より似て居るが精神は全く違ふのである。

西洋に於ける陪審は、國民の權利として爲政者に對する反抗心——陪審は反抗ではあるまいが然し國民の權利として行はれる事になつたのである。然るに我國は之れと全異つて、建國以來一君萬民、萬民は一君を補翼し奉る責任を有つて居ると云ふ建國の大精神に基いて制定せられたもので、國議會の開設も亦是れと同じ精神から來たのである。卽ち司法に於て我國民が 天皇を輔翼し奉ると云ふ精神の擴充である。故に陪審員たるものは 天皇を輔翼し奉る爲めに、裁判の公正を期すと云ふことを、第一に念頭に置かねばならぬ。此精神は我帝國を除いて、他に求め得ざる我等國民の至上の誇りで、我陪審制度を向上させるも墮落させるも、一に此精神の徹底如何にあるから、關係當局者並びに陪審員諸君は、此根本精神を、一般國民に徹底させるやう努力せられんことを、偏に希望して已まぬ次第であります

司法裁判の理解に努めよ

司法大臣 子爵 渡邊千冬

聖上陛下に於かせられては、昨年の十一月一日を以て、長くも東京地方裁判所、控訴院、大審院へ行幸あらせられて、諸般の司法事務を御親閲遊ばされた

司法省法務局長 泉二新熊氏

司法省刑事局長 松井和義氏

後、司法部に於ける各監督長官を御前に召され、優渥なる勅語を賜はつたのである。畏れ多くも司法部に天皇陛下の御臨幸を仰ぎ奉り、且つ優渥なる勅語まで賜はつたことは實に前古未曾有の一大盛儀であつて、寔に感激措く能はざるところである。

然るに恰も其當日を以て、我國刑事裁判制度の一大變革である所の陪審法が實施せられたのであるが、茲に始めて國民は、立法權行政權に於ける同樣に、司法權にも參與するの機會を得たのである。

勅語に仰せられたる通り、司法裁判は社會の秩序を維持し、國民の權義を保全するものであつて、國家の盛衰興亡も一に繫がつて、司法權の確立にあるのである。而して今日の裁判は、專ら國民の協力と相俟つて、初めて其目的を完全に達し得られるのである。卽ち陪審裁判に於ける陪審員、借家借地、小作爭議に於ける調停員、或は各裁判に於ける證人、鑑定人の如き何れも國民の協力に俟たねばならぬものである。然るに從來一般國民が概して司法裁判に對し頗る無關心であつて、その甚だしきに至りては、今日尙ほ裁判所に出入せざることを、唯一の名譽とするが如き、誤れる輩を見聞するが、這は要するに司法裁判に對する觀念が、國民に徹底せざるものがあるからで、頗る遺憾に堪へない次第である。

仍つて司法當局に於ては、每年十月一日を期し『司法記念日』と名付け、全國各地一齊に講演會等を開催し、司法事務運用の實狀に就て、大いに國民諸君の理解を仰ぎ、以て官民協力司法の實績を擧げんとする所以である。

昨年十月一日に陪審法の實施されて以來、本年八月末日迄に取扱はれた る陪審事件は百三十二件に過ぎず、比較的少數であるやうに思はれるが、併しこれは新制度實施の初期に免れ難き、一時的現象であつて、將來陪審制度の精神が漸次一般國民に徹底普及すると共に、將來相當增加するものがあらうと考へられるのである。次に陪審員に就て一年間の經驗に徵するに大體に於て、良好なる成績を示して居るやう に認められるのである。何等の經驗を有せざるにも拘らず、裁判所の發する諸問に對しても、僅の例外を除き大體妥當の答申を爲してゐる。而して陪審員として呼出しを受けた者の出頭率の如きも頗る良好で、且つ終始眞摯なる態度を以て公判廷に臨み、常に緊張して審理に立會ふ等、實讀に價するものが尠くないのである。何と言つても僅に一年の經驗に過ぎないのであるから、今俄にこれが當否を判斷すべくもないが吾々司法部に職を奉ずるものは此一年間の經驗に鑑み、陪審法の運用に付いては益研究を重ね大いに今後の大成を期するものであるが、國民諸君に於ても我國裁判の歷史と、陪審制度の施かれたる趣旨を充分理解し、正義と公平との觀念を以て司法權の公正なる運用に與り、

昨年十月一日に陪審法の實施されて以來、本年八月末日迄に取扱はれた
る陪審事件は百三十二件に過ぎず、比較的少數であるやうに思はれるが、併
しこれは新制度實施の初期に免れ難き、一時的現象であつて、將來陪審制度
の精神が漸次一般國民に徹底普及すると共に、將來相當增加するものがあ
らうと考へられるのである。次に陪審員に就て一年間の經驗に徵するに
大體に於て、良好なる成績を示して居るやうに認められるのである。何等
の經驗を有せざるにも拘らず、裁判所の發する諮問に對しても、僅の例外を
除き大體妥當の答申を爲してゐる。而して陪審員として呼出しを受けた
者の出頭率の如きも頗る良好で、且つ終始眞摯なる態度を以て公判廷に臨
み、常に緊張して審理に立會ふ等、賞讃に價するものが尠くないのである。
何と言つても僅に一年の經驗に過ぎないのであるから、今俄にこれが當否
を判斷すべくもないが吾々司法部に職を奉ずるものは此一年間の經驗に
鑑み、陪審法の運用に付いては益研究を重ね大いに今後の大成を期するも
のであるが、國民諸君に於ても我國裁判の歷史と、陪審制度の施かれたる趣
旨を充分理解し、正義と公平との觀念を以て司法權の公正なる運用に與り、
我國司法制度の基礎をして彌强固たらしめられむことを切望して止まざ
る次第である。

陪審法は國民をして普く理解せしめよ

前司法大臣
法學博士　原　嘉道

陪審制度は、東洋に於ては全く新たなる裁判法で、其如何なるものであるかを、マダ國民に會得せられない點が多い。

此法律の制定以來實施に至るまで過去五年間其趣旨を徹底させる爲めに、朝野の法曹全力を盡した結果、一應は全國に普及せられたやうにも思はれるが、併し全然經驗のない我國民が、僅かに五年位で此の新制度を徹底的に諒解し得るものではなく、殊に從來一度も裁判所へ出入りしたこともない人々に、此制度を能く運用させることは、實際容易でないのである。

ソレで新法實施の劈頭とも云ふべき時今、國民は一齊に陪審制度に對して多くの興味を持ち、其結果を注視して居るのであるから、斯る時機に於て新制度の趣旨を、國民をして普く之を理解せしめることは、最も必要且適切なことであるから、各位此目的の爲努力せられんことを希ふて止まぬ次第である。

陪審制度に對する我國民の覺悟

大審院長
法學博士　牧野菊之助

一、裁判所と檢事局

陪審法の實施後僅かに一ケ年に過ぎない今日之れが成績に關し彼是れ論評を下すは聊か早計と思はれるが今後の運用に關しては我國民たるもの尚十分の覺悟が必要である。

從來我國民は餘りに裁判と沒交涉で、裁判が如何に大切なものであるかと云ふことに一向注意を拂はない、今其の一二の例をあげれば

世間の人の殆んど大部は裁判所の構成を知らない、裁判所と檢事局とを混同し、檢事の仕事と判事の仕事を同一視し、又豫審判事の處分と公判裁判所の判決とを區別して居ないやうである、從つて檢事の處分に對して不平を云ふにもやれ人權蹂躙とかやれ橫暴の取扱とか云ふて、凡べて裁判所を怨むのは往々見聞するところであるがそれは非常な見當違である。裁判所と檢事局は廣い意味からすれば共に司法機關であるが、判事の職責と檢事の職責とは各異なるもので、判事は裁判機關で檢事は檢察機關である。

檢事が搜査處分をするには素より法律の規定に從ふものであるが其の處分を受ける者から見れば多少自己の意思に反し不滿なことがあつたからとて、直ちに裁判所の橫暴呼ばはりをするのは見當違ひの甚だしいものである。

又犯罪の搜索中幸に嫌疑だけあるものは被疑者と云ふて被告人とは云はない、豫審には公判に附せられて初めて被告人と稱せらるゝのであるがこれもよく混同される。

豫審中はまだ有罪者と定まつたものではなく果して公判に附するに足るだけの嫌疑あるかどうかを取調べるに過ぎない、又公判に附せられたからとて判決前はまだ其人の罪を斷ずる事は出來ないのである、故に檢事局に呼び出されたとか或は公判に附せられたからとて直ちに其人を罪人視するが如きは最も誤れるものと云はねばならない。

陪審法が實施され國民が刑事裁判手續に參與することゝなつた以上一般國民が裁判に沒交涉であることは許されない、從つて國民は裁判所の構成、裁判所及檢事局の組織並に裁判の系統の如きは是非共一通り心得ておく必要があるのである。

二、證人の責務

今日の裁判は民事と刑事とに論なく事實を定めて之れに法律を適用するもので、物的人的各般の證據資料によつて事實を判斷するのである、實際

なのは見當違ひの甚だしいものである。

又犯罪の捜索中幸に嫌疑だけあるものは被疑者と云ふて被告人とは云はない、豫審には公判に附せられて初めて被告人と稱せらるゝのであるがこれもよく混同される。

豫審中はまだ有罪者と定まつたものではなく果して公判に附するに足るだけの嫌疑あるかどうかを取調べるに過ぎない、又公判に附せられたからとて判決前はまだ其人の罪を斷ずる事は出來ないのである、故に檢事局に呼び出されたとか或は公判に附せられたからとて直ちに其人を罪人視するが如きは最も誤れるものと云はねばならない。

陪審法が實施され國民が刑事裁判手續に參與することゝなつた以上一般國民が裁判に沒交渉であることは許されない、從つて國民は裁判所の構成、裁判所及檢事局の組織並に裁判の系統の如きは是非共一通り心得ておく必要があるのである。

二、證人の責務

今日の裁判は民事と刑事とに論なく事實を定めて之れに法律を適用するもので、物的人的各般の證據資料によつて事實を判斷するのである、實際上に於ては總ての事件が證人によつて證明されることが多く裁判所は係爭事實を證明せんが爲には證人を呼び出して事實發見に勉めてゐる、故に民刑訴訟法では何人と雖も裁判所に於ては必らず證言するの義務あることを定めてあるのである。

由來我國民は裁判所の門に出入することを忌嫌ふ風があつて、裁判所に呼出されたと云へば他人から何か後ろ暗いことでもあるかの樣に思はれはしまいかとの杞憂から裁判所に呼び出されるのを極度に避けたがる、又證人として呼び出された場合には知らぬ存ぜぬで押し通す傾向があり、或は訴訟關係人に遠慮して當りさはりのない陳述をしたり、中には僞りを言はぬと誓ひながら虚僞の陳述をして僞證罪に問はるゝ者も往々あるのである。殊に刑事々件に於ては證人の一言一句が時として有罪無罪の分岐點ともなることがあるから證人として呼び出された者は情に絆され或は義理にからまれ、知つて居ても知らぬ存ぜぬと云ふたり又は事實を枉げて陳述するが如きことがあつては裁判官と雖も眞實の事實を見極むることは困難である、故に苟も證人として裁判所に呼び出されたる者は決して虚僞の陳述を爲すべきではないがこの責任觀念は殘念乍ら未だ國民一般には徹底して居ないものである。

三、陪審員の重大責務

陪審法實施せられたる今日は、有資格者である、以上地主でも小作人でも又八百屋靴屋の主人も大工左官の親方も共に均しく陪審員として裁判手

續に參與し事實の判斷をするのであるから、その責任は證人として裁判所に呼び出されて取調べを受くるの比ではない、證人としての取調は寧ろ受身の地位にあるのだが陪審員として裁判手續に參與することは謂はば裁判所側の人となつて證人の證言に耳を傾け事實の眞相を發見するに努めねばならぬ身であるから其責任は非常に重いのである。

陪審制度に對する非難の重なるものとしては、陪審員は感情に制せられ、又金力權力に壓せられ或は情實によつて正當な判斷を下すことが出來ぬ樣になり、陪審使命たる係爭事實の判斷者として適當でないと云ふにあるのである。殊に我國民性は感情に脆いのであるから原告官たる檢事の論告が先入主となつて犯罪の豫斷を抱くやうになつたり或は被告辯護人が熱辯を振ふて被告人の境遇の憐れむべきを說き被告人一家の悲慘なる實狀を陳辯したる場合これに動かされたり又は被告人の緣故者からの請託をいれる樣なことがあつては寧ろ陪審制度に害毒を流すに過ぎないことになる。

佛國の如きは陪審制度に對して非難が非常に多く余が先年外遊の際に、同國の一司法官から「日本に陪審制度のないのは一大幸福である」とまで云はれたのである、陪審制度を巧妙に運用することは一に陪審員其の人の公正に待たねばならぬが陪審員でない國民も陪審員に請託をするやうなことはせず陪審員をして忌憚なく其良心の命ずる儘に行動出來る樣にしてやらねばならぬ、一般國民も亦十分の覺悟が必要なのである。

四、陪審更新は國民の不名譽

更に想出さるゝことは近頃我國に於て發行さるゝ新聞紙の記事である、何々事件として世人の注意を惹く刑事事件が勃發すると新聞紙は競ふて大々的に記載するのみならず該事件に關し檢事局に出頭した者を直ちに被告人呼ばはりをし强制處分を受けた者も豫審に付された者も何の容赦なく犯罪人の如くに妄斷し、甚しきに至つては司法官憲の搜索方針を臆斷し又は事犯の逕路までも妄想し、裁判所に出入する者を追ひ廻し或は自動車を飛ばして追跡したり寫眞を掲載して人の迷惑となるのも顧ない情況である、斯る誇大なる記事、無稽な報導は兎角人の腦裏に侵染し易く且深い印象を殘すものであるから、後日陪審員として其事件の審問に參與するに當つて前の記憶を呼び起し新聞記事による先入の見に捉へられ事實の判斷に誤りを來すが如きことないとも限らない、新聞記事は偉大なる勢力を有するものであるからこれに動かされぬ樣十分の覺悟を要するのである。

我陪審制度は裁判所が陪審の答申を不當なりと認めたときは事件を更に他の陪審の評議に付することが出來る即ち陪審の遣直しをすることが

やらねばならぬ、一般國民も亦十分の覺悟が必要なのである。

四、陪審更新は國民の不名譽

更に想出さるゝことは近頃我國に於て發行さるゝ新聞紙の記事である、何々事件として世人の注意を惹く刑事事件が勃發すると新聞紙は競ふて大々的に記載するのみならず該事件に關し檢事局に出頭した者を直ちに被告人呼ばはりをし強制處分を受けた者も豫審に付された者も何の容赦なく犯罪人の如くに妄斷し、甚しきに至つては司法官憲の捜索方針を臆斷し又は事犯の逕路までも妄想し、裁判所に出入する者を追ひ廻し或は自動車を飛ばして追跡したり寫眞を掲載して人の迷惑となるのも顧ない情況である、斯る誇大なる記事、無稽な報導は兎角人の腦裏に侵染し易く且深い印象を殘すものであるから、後日陪審員として其事件の審問に參與するに當つて前の記憶を呼び起し新聞記事による先入の見に捉へられ事實の判斷に誤りを來すが如きことないとも限らない、新聞記事は偉大なる勢力を有するものであるからこれに動かされぬ樣十分の覺悟を要するのである。

我陪審制度は裁判所が陪審の答申を不當なりと認めたときは事件を更に他の陪審の評議に付することが出來る卽ち陪審の遣直しをすることが出來るのである、併し陪審のやり直しは無暗に爲すべきものではない、陪審のやり直しは取りも直さず陪審員が係爭事實の判斷者としての適格なしと云ふことを裏書きすることになり、其の局に該りたる陪審員其の人の不名譽不面目を物語るものである、斯樣なことが數次あつては我國民は陪審制度に落第なりと認められ折角與へられた司法參與權も無用の長物となるのである、既に立法に行政に幾多の訓練を經て相當の効績を擧げて來た我國民は陪審制度に落第するとは思はれないが國民たるものは須らく十分の覺悟を以て常に適正なる判斷を爲さねばならぬのである。

五、國民の覺悟

之を要するに陪審制度は一般民衆をして裁判に參與せしむるものであつて謂はゞ素人が本職の裁判官に代つて事々の有無を判斷するのであるから裁判常識を具有しない者が刑事裁判の基礎である事實の判斷を爲すに當つて能く正鵠を得るか、どうか外界の或る勢力から離れ獨立して公平無私なる判斷を下し得るかどうか又新聞記事の彼の如くなる今日の狀態の下に果して之に左右せらるゝことなきを得るかどうか多少危惧の念なきを得ないのである、一般國民は須らく十分の覺悟を極め之をして杞人の憂たらしめんことを望まざるを得ないのである。　終り

陪審員は國家への奉公

檢事總長　小山松吉

歐米に於ける陪審制度の成績を顧みるに、英國は其本元だけあつて好成績を收めて居るに拘らず、大陸諸國は餘りよい成績を擧げて居ないと云ふのは、英國民の考へと大陸國民の考へと大いに異つて居るからである。

英國民は正義擁護の精神を以て陪審に從ひ、大陸諸國民は階級思想を抱いて之れに臨むのである、正義擁護の精神を以て法廷に立つ以上は裁判官と云はず陪審員と云はず、其出發點が同じであるから結局意見の一致を見る次第であるが、階級思想を抱いて臨んだならば兩者の背反は自然に免れ難い勢となるのである。

我國の陪審制度は、西洋諸國と全く其根本を異にして　天皇の大權を輔翼し奉る卽ち國民も裁判官と共に輔翼の任に當ると云ふ趣意に基いたものであるから、其出發點は誰一人として違ふべきものではなく、陪審員は只管公正無私誠心誠意國家奉公の觀念を以て之れに從はねばならぬ。

我國に於ける陪審員の任務は、唯事實の如何を判斷するので事實は一あつて二なきものであるから此點から見ても裁判官と意見の一致を見るべきが當然の歸結でなければならぬ。

陪審制度實施の歷史は歐米に於て失敗も成功もあるが願くば其弊に鑑みて長を採りさうして我建國の大精神を司法上にも發揮するやう切に望む次第である。

我國陪審制度の沿革

(一)　陪審思想の移植

陪審制度に關する文書の一端が、我が國に現はれたのは嘉永年間からで

文久元年の　聯邦志略　英國志
文久二年の　英和對譯袖珍辭書
元治元年の　佛語明要
慶應二年の　西洋事情
明治四年の　國法汎論
明治六年の　共和政治

等の書により一部有識者間に紹介され、陪審員なる語の代りに誓士又は斷士などと譯されてゐたのである。

陪審制度實施の歴史は歐米に於て失敗も成功もあるが願くば其弊に鑑みて長を採りさうして我建國の大精神を司法上にも發揮するやう切に望む次第である。

我國陪審制度の沿革

(一) 陪審思想の移植

陪審制度に關する文書の一端が、我が國に現はれたのは嘉永年間からで嘉永七年の　美理哥國總記和解

文久元年の　聯邦志略　英國志

文久二年の　英和對譯袖珍辭書

元治元年の　佛語明要

慶應二年の　西洋事情

明治四年の　國法汎論

明治六年の　共和政治

等の書により一部有識者間に紹介され、陪審員なる語の代りに誓士又は斷士などと譯されてゐたのである。

(二) 明治初年の陪審

多年の武家政治を根本より改造し、新に明治政府を擁立したる維新當局者は、一にも二にも文明開化と稱して、歐米文化の吸收に努力したのである。法制に於ても同樣で明治四年七月には司法省が創設され諸藩の俊秀玆に集まり、先づ明法寮を置き現今の法制局の事務の一部を執り、警保寮を設け警察事務を掌り、裁判所を設置して、各府縣の聽訟(民事斷獄(刑事)の權を收めたのである。而して明治六年には横村正直事件次いで明治八年には廣澤參議暗殺事件が勃發して、我國陪審の最初の試みとも稱すべき參座制度を實施せねばならなくなつた、此二事件は我國法制史上の重大事項なるのみならず陪審史上看過すべからざる事件であるから、その概要を說明するの要がある。

(三) 横村事件(第一回參座裁判)

横村事件は、司法と行政との衝突事件で、京都裁判所と、京都府廳との確執に始つた、即ち明治五年十月初めて京都に裁判所を設置するや京都府廳は事務の引繼を喜ばなかつた、是れは京都ばかりでなく行政官が最も幅をきかした根本たる聽訟及斷獄の權限を裁判所にとられるのであるから、何れも大反對でおいそれとは引繼がなかつた、たま〳〵明治六年京都の豪商小野善助、同善右衛門の轉籍を京都府廳で許可しなかつた事が動機となつて大問題が起つたのである。

小野善助、善右衛門は、京都府廳の横村參事から轉籍を斷然許可せずと申

渡されたので、京都裁判所長北畠少判事宛に訴出た。裁判所は『至急送籍可至之』との判決を下した、之れに對し府廳にては『裁判には承服難致依て執行に及ばず候』と返牒した。これより双方の論難往復となり遂に裁判所にては六月二十六日事件の經過を司法大輔福岡孝弟に報告したので問題は中央政府に一轉するに至つた、同時に行政裁判より刑事裁判となつたのである。其後司法大輔より太政大臣に稟申し、上奏となり、裁判所は知事長谷信篤參事槇村正直に召喚狀を發したが兩人は此事件は目下伺中に屬し未だ指命無く且つ我等は勅任官だから上局の許可なくしては、猥りに出廷する能はずとて、喚問に應じなかつたが裁判所は七月二十九日府知事の執事を呼出し又八月五日には槇村の執事を呼出し夫れ〳〵故なくして召喚に應じないから贖罪金を申付くる旨判決を言渡した、然るに兩人は贖罪金を納付しないので又々司法大輔より太政大臣に上申するなど際限なく爭い繫いだのである。

一方太政大臣三條實美は始より無事落着を希望し、司法省が權力を以て無理押付をする樣に思はれては司法省の爲でもないから、臨時裁判所を開き公明正大なる處置を示さば府廳側も屈服するであらうからと說示し、閣議も是れに決定したが間もなく反對論が出た、それは臨時裁判所も司法省の一部であるから自分に都合のよい裁判をするに違ひないと、言ふ論と。一方司法部內からは折角公平の裁判所へは太政官も出席して裁斷することが出來ても詰らない其上臨時裁判所をしても行懸り上痛くない腹を探られるのであるから結果は何うなるか判らないと云ふのである玆に於て我國始めての陪審問題が起つて司法省は九月十五日太政官へ伺書を出した其中に始めて陪審なる語が使用されたのである。

今度は臨時裁判より陪審裁判に轉じて來たので俄かに陪審規則を制定しやうと云ふ騷ぎを演じ、其間に於ても京都府知、參事々件は論議を續けられ一方司法省と太政官との間には陪審制度に關し數回交涉を重ねその結果、太政官法制課に於て陪審制度に付起草することに決定十月九日を以て左の通り公布した。

太政官達

司法省

先般京都府知參事裁判一件に付陪審被設候段相達置候御詮議之次第有參座ト改メ別紙之通規則相定候條此旨相達候事

參座規則

一、臨時裁判所ニ於テ裁判ノ公正ヲ證スルカ爲メ參座ヲ設ク其規則左ノ如シ

一、參座は其時ニ臨ミ內閣ニ於テ議定シ諸官員ノ中ヲ以テ之ヲ命スヘ

太政官達

先般京都府知參事裁判一件に付陪審被設候段相達置候御詮議之次第有參座ト改メ別紙之通規則相定候條此旨相達候事

參座規則

一、臨時裁判所ニ於テ裁判ノ公正ヲ證スルカ爲メ參座ヲ設ク其規則左ノ如シ

一、參座は其時ニ臨ミ内閣ニ於テ議定シ諸官員ノ中ヲ以テ之ヲ命スヘシ

一、參座は九人ト定ムト雖モ若シ已ムヲ得サル公事アルトキハ缺席ヲ許スト雖モ六人出席セサレハ裁判ヲ行フ事ヲ得ス

一、罪ノ輕重ヲ決スルハ判事ノ任ト雖罪アルト否トヲ定ムルハ參座ノ權トス

一、拷問ヲ用フル時ハ參座ノ承諾ヲ得テ然ル後行フ事ヲ得

右條件ノ外增加或ハ斟酌スヘキハ參座實際ニ於テ取調可伺出事

これが我國に於ける初めての陪審規則である。罪あると否とを定む事は參座の權と規定したるは天晴立派な規則で現行の陪審と同樣である。

此日同時に官吏から九名の參座の任命があつて後に二名追加されたが其の顔振れは主として正院(内閣)左院(立法官)大藏省とから選出されたのである。

十月十日には參座規則一、拘留ヲ爲サントスルトキハ參座ノ承諾ヲ得テ然ル後行フコトヲ得ベシとの一條が追加せられた十月十四日始めて第一回法廷が開かれ大塚少判事裁判長として審理を開始した十七日には第二回の開廷をしたが槇村の態度甚だ傲慢であつたので、槇村は遂に拘留さることになつた。

翌十八日には知事長谷信篤を喚問審理を進めたので長閥の大元勳木戸孝允は重大事件默視すべきにあらずとて二十日には堂々たる上書をするも一方參座よりも上書となつた斯く紛糾を續くる間に其月二十二日明治史

ても詰らない其上臨時裁判所へは太政官も出席して裁斷することが出來るのであるから結果は何うなるか判らないと云ふのである玆に於て我國始めての陪審問題が起つて司法省は九月十五日太政官へ伺書を出した其中に始めて陪審なる語が使用されたのである。

今度は臨時裁判より陪審裁判に轉じて來たので俄かに陪審規則を制定しやうと云ふ騷ぎを演じ、其間に於ても京都府知參事々件は論議を續けられ一方司法省と太政官との間には陪審制度に關し數回交涉を重ねその結果、太政官法制課に於て陪審制度に付起草することに決定十月九日を以て左の通り公布した。

上特筆すべき征韓論の破裂となり社會の視聽は、より以上の重大問題たる征韓論に向けられ槇村事件は閑却せらるゝに至つた。

二十五日に至り今は槇村問題で爭ふて居る時ではないと云ふ爲か突如として

京都府參事槇村正直儀拘留相解くべき旨特命を以て被仰出候に付此旨相達候事

明治六年十月二十五日

右大臣　岩倉具視

とし命が下つた。

裁判所の權限によつて拘留したものを、裁判所以外から釋放の命が下つたのであるから司法省當局の面目は蹂躙せられたと奮慨し大輔福岡孝弟は遂に上書辭表を提出するに至つた。

十一月二十日には參座規則中に

一、參座中議論一定シ難キトキハ多キニ從ツテ決スヘシ議論相半スルトキハ席長ニ取ル

との一條追加せられ、同月二十四日には更に二人の參座が命ぜられた。

斯く多數決の規定を設けたのは參座間にも議論多くして何等決するところなき爲である而して司法省では參座の意見容易に纏らないので今度は參座廢止を唱ふる樣になり其後種々の經緯があつて十二月二十九日には

御詮議之次第有之參座被解候條此旨相達候事

明治六年十二月二十九日

司法省

とし御沙汰にて參座は廢止となり同日司法卿より

今般參座被解候ニ付而京都府知事並ニ右關係之者糺問一件ハ今後當省從前ノ振合ヲ以テ取扱可申此段爲念御届申候也

明治六年十二月二十九日

太政大臣　三條實美

太政大臣殿

の届を差出し、これより普通の訴訟手續にて裁判することゝなつた其結果問題は急轉直下で、同月三十一日有罪の判決が下り

申渡

（前略）懲役百日ノ處官吏贓罪例ニ依リ贓罪金四十圓申付ル

明治六年十二月三十一日

京都府知事　長谷信篤

司法卿　大木喬任

御詮議之次第有之參座被解候條此旨相達候事

明治六年十二月二十九日

太政大臣　三條實美

とし御沙汰にて參座は廢止となり同日司法卿より

今般參座被解候ニ付而京都府知事並ニ右關係之者糺問一件ハ今後當省

從前ノ振合ヲ以テ取扱可申此段爲念御届申候也

明治六年十二月二十九日

司法卿　大木喬任

太政大臣殿

の届を差出し、これより普通の訴訟手續にて裁判することゝなつた其結果

問題は急轉直下で、同月三十一日有罪の判決が下り

申渡

京都府知事　長谷信篤

（前略）懲役百日ノ處官吏贖罪例ニ依リ贖罪金四十圓申付ル

明治六年十二月三十一日

申渡

京都府參事　槇村正直

（前略）官吏贖罪例に依り贖罪金三十圓申付ル

明治六年十二月三十一日

との申渡を受くることゝなつた。

右の如き經過にて、さしもの重大案件も終結を告ぐるに至つたので、これが我國陪審の嚆矢である。

（四）　廣澤參議暗殺事件（第二回參座裁判）

槇村事件は、前述の如く行政裁判と司法裁判と交互複雜したる暗闘事件であつたが、廣澤參議暗殺事件は單なる刑事々件に過ぎないが明治初年の一大疑獄として有名で今に至るも犯人は知れないのである。先づ事件の概要を述ぶるに

明治四年正月九日朝麹町富士見町二丁目九番地なる參議廣澤眞臣が寢室に於て何者かに斬殺され天下を震駭さした。廣澤參議は薩の西郷と並び稱せらるゝ長洲の大立物であるから捜索捕縛について嚴重な布告が發せられ關係當局は日夜捜索に勞めたが犯人はなか〳〵擧がらない翌五年二月二十五日には畏くも

故參議廣澤眞臣ノ變ニ遭フヤ朕既ニ大臣ヲ保庇スル事能ハズ又其賊ヲ逸逸ス抑維新ヨリ以來大臣ノ害ニ罹ル者三人ニ及ヘリ是朕カ不逮ニシテ朝憲立タス綱紀ノ肅ナラザルノ所致朕甚タ焉ヲ慙ム其天下ニ命シ嚴

ニ捜索セシメ賊チ必獲ニ歸セヨ

とし詔書が仰出された、この詔書には右大臣三條實美の布達が左の如く添へてある

詔書之通被仰出候今日　朝憲ノ不立綱紀ノ不肅ハ全ク實美等其職チ不盡ニ由レリ苟クモ大臣チ殺害ス及候賊徒チ逃逸シ既ニ五旬ニ及ビ捕穫ニ不至實ニ恐懼ノ事ニ候條篤ク　詔書ノ旨チ體シ嚴密捜索チ遂ケ遂ニ捕獲シ可奉安　宸襟様盡力致候也

辛未二月

右大臣　實　美

詔書に大臣三人とあるは、參與横井平四郎(小楠)が明治二年正月五日退朝の途次刺され、兵部大輔大村益二郎が同年九月四日暗殺せられたのと、今回の廣澤參議とである。

犯人に關しては、やれ大久保利通の陰謀だとか、或は木戸參議が張本人だとか、下つては雲井龍雄一派の殘黨とか、又は丸山作樂等の腹癒せであらうとか、諸說紛々として一向目鼻が付かない。

この事件の唯一の手掛り材料とも云ふべきは、暗殺の當夜一所に寢て居つた妾の福井かねがほんの些細の負傷をしただけであることで當時姙娠中のかねは拘留され拘留中に分娩し其子は廣澤家に引取られたが、分娩後七十五日經たぬ内に拷問にかけられ四年間も拘留されて居つたのである。

かねは遂に家令の起田正一と私通したことを白狀したので翌五年三月歸縣中の起田正一を逮捕し東京へ護送した。

起田が東京へ着するや否や司法省は當方へ渡せと主張し警察側では折角逮へた重大犯人であるから自分の手で白狀させるとて其交涉に應ぜず起田を網占、箱責、海老責など凡ゆる方法で拷問にかけたところ四月十二日に至り起田は自白したので司法省に廻された、然るに司法省に於ては段々迅問したところ事實は無根で拷問の苦痛の餘り虚僞の自白したと陳述を飜へしたから判事も種々苦心して取調べたがどうも自白に疑問があるので其旨警察へ傳へた、警察側はどこまでも有罪を主張し、一方司法省側は無罪に決しようとしたから兩者間に種々の問題を惹起して相爭ふ中明治六年も過ぎ七年となり同年八月十一日司法卿は御前に召され太政大臣侍立の上事件に付き御下問あり「精々盡力捜索を遂げよ」との御沙汰あり何んとか始末を付けねばならぬ立場で困つて居るがどうも新なる犯人も證據もあがらない、一方廟堂間でも問題となり苟くも廣澤如き人物が色情關係で殺される筈がない、政治上の理由であらねばならぬとの說も出で、それに又妾のかねは調ぶれば調ぶる程醜體が暴露するので、事件を早く片付ける策として、今迄警察側と判事側との板挟みとなつて居た橋口中檢事は參座を建議するに至つた。

起田が東京へ着するや否や司法省は當方へ渡せと主張し警察側では折角逮へた重大犯人であるから自分の手で白狀させるとて其交渉に應ぜず起田を網占箱責、海老責など凡ゆる方法で拷問にかけたところ四月十二日に至り起田は自白したので司法省に廻された、然るに司法省に於ては段々迅問したところ事實は無根で拷問の苦痛の餘り虚僞の自白したと陳述を飜へしたから判事も種々苦心して取調べたがどうも自白に疑問があるので其旨警察へ傳へた、警察側はどこまでも有罪を主張し、一方司法省側は無罪に決しようとしたから兩者間に種々の問題を惹起して相爭ふ中明治六年も過ぎ七年となり同年八月十一日司法卿は御前に召され太政大臣侍立の上事件に付き御下問あり「精々盡力捜索を遂げよ」との御沙汰あり何んとか始末を付けねばならぬ立場で困つて居るがどうも新なる犯人も證據もあがらない、一方廟堂間でも問題となり苟くも廣澤如き人物が色情關係で殺される筈がない、政治上の理由であらねばならぬとの說も出で、それに又妾のかねは調ぶれば調ぶる程醜體が暴露するので、事件を早く片付ける策として、今迄警察側と判事側との板挟みとなつて居た橋口中檢事は參座を建議するに至つた。

十一月には小畑權中判事、杉浦少判事中村權少判事、小島大解部、田中大解部、福田中解部吟味掛を命ぜられ、方參座規則の制定に從事し翌八年二月を以て左の通り脫稿したのである。

廣澤故參議暗殺事件別局裁判規則

第一條　此裁判ハ原告官辯護官參座裁判官ノ四官ヲ以テ成ルモノナリ故ニ先ツ四官ノ權限ヲ審カニシテ相侵ササルヲ以テ要トス

原告官ノ事

第二條　見ル所ノ情狀ヲ詳カニシテ其ノ箇條ヲ立テ裁判官ニ附ス其書面テ以テシ又ハ口述ヲ以テスルモ妨ケナシ

第三條　一件ノ書類既ニ備ルハ其事件ニ付苦情ノ最モ深キ者ヲシテ原告タラシムベシ

辯護官ノ事

第四條　司法卿ノ選ヲ以テ省中官吏ノ内ヨリ二名之ニ充ヘシ

第五條　被告人ノ爲メニ辯護スルノ責ニ任ス故ニ原告ノ告ル所被告ノ答辯スル所ト裁判の糺彈スル所トニ就キ能ク其意ヲ留メテ之ヲ聽キ其ノ被告人ノ爲メニ辯護スヘシト思料スル時ハ席ヲ了リテ後參座ニ向テ一應其意見ヲ述ヘシト雖モ糺彈ノ善惡ヲ論シ又ハ罪ノ有無ヲ論シ裁判ノ當否ヲ論スルノ權ナシ

但糺問ノ席ニ於テハ敢テ發語スルヲ得ス

參座ノ事

第六條　政府ノ選ヲ以テ七名之ニ充ツヘシ既ニ之ニ充レハ尋常公務ヲ以テ缺席スルヲ得ス若シ不得止事故アリテ缺席三人ニ至レハ其席ヲ開クヲ得ス

但疾病等ニ依リ缺席スル者ハ其日糺問ノ次第ヲ同勤ノ者ヨリ詳細ニ承知シ投票ノ節遺漏ナキヲ要ス又疾病ノ故ヲ以テ永ク臨席スルヲ得サル者アレハ政府其人ヲ選ンテ之ニ代ラシム既ニ之ニ代レハ中間之ニ役セラルルト云ヲ以テ其責ヲ辭避スルヲ得ス

第七條　罪ノ有無ヲ決スルノ任ニシテ捜索ノ精粗糺彈ノ善悪裁判ノ當否ヲ論スルヲ得ス故ニ裁判官ノ問條ヲ出スマテハ敢テ發言セサル者トス

第八條　首領官等高キヲ以テ頭トス人ヲ以テ上席人ト定メ罪ノ有無ヲ言フニハ投票ヲ以テスヘシ其投票ハ各自ニ之ヲ出シ上席人ソノ多寡ヲ定メテ之ヲ裁判官ニ附スヘシ

但罪ノ有無ハ投票ノ多寡ニ因テ決スヘシ假令ハ全員六人ナレハ其四員以上ヲ多トス若シ半員有罪ト票シ半員無罪ト票スル時ハ其ノ無罪ニ決スベシ

裁判官ノ事

第九條　原告ノ陳述スル所ニ於テ解シ難キコトアレハ幾度モ其原告ニ尋問シ又糺問中新シキ箇條ノ起ルトキハ原告ニ其捜索ヲ求ム

第十條　糺彈中ハ一切其任ニシテ參座及原告ノ預ル所ニ非ス

第十一條　將ニ糺彈ヲ爲サムトスルニ當テ證據ノ見ルヘキト見ル可カラサルトヲ決スルハ裁判官ノ責トス

第十二條　裁判長官缺席ノ日ハ次官代理スヘシ

裁判順序

此裁判席ヲ開カントスルニハ前一日裁判官ヨリ他ノ三官ニ通シテ會同セシムヘシ

既ニ會同スレハ原告官先ツ裁判官ニ向テ其情狀ヲ陳スヘシ

既ニ陳シ了レハ裁判官他ノ三官ト共ニ糺問席ニ臨ミ被告取調ニ掛ルベシ

既ニ取調結局ニ至レハ別局ニ會同スヘシ

辯護官言ント欲スル所アレハ參座ニ向テ陳スヘシ

辯護官既ニ陳シ了レハ裁判官其事件ノ首尾節目ヲ陳シテ罪ノ有無ヲ參座ニ問フヘシ

既ニ問ヒ了レハ參座更ニ省内他ノ一局ニツキテ投票ヲナスヘシ

投票既ニ了レハ上席人之ヲ裁判官ニ附スヘシ

既ニ無罪ト決スレハ裁判官即時ニ之ヲ放チ有罪ト決スレハ擬律上裁ヲ乞フヘシ

但投票ノ際ニ當テハ互ニ相討議シ或ハ其席ヲ離ルルヲ得ス

サルトチ決スルハ裁判官ノ責トス

第十二條　裁判長官缺席ノ日ハ次官代理スヘシ

裁判順序

此裁判席ヲ開カントスルニハ前一日裁判官ヨリ他ノ三官ニ通シテ會同セシムヘシ

既ニ會同スレハ原告官先ツ裁判官ニ向テ其情狀ヲ陳スヘシ

既ニ陳シ了レハ裁判官他ノ三官ト共ニ糺問席ニ臨ミ被告取調ニ掛ルベシ

既ニ取調結局ニ至レハ別局ニ會同スヘシ

辯護官言ント欲スル所アレハ參座ニ向テ陳スヘシ

辯護官既ニ陳シ了レハ裁判官其事件ノ首尾節目ヲ陳シテ罪ノ有無ヲ參座ニ問フヘシ

既ニ問ヒ了レハ參座更ニ省内他ノ一局ニツキテ投票ヲナスヘシ

投票既ニ了レハ上席人之ヲ裁判官ニ附スヘシ

既ニ無罪ト決スレハ裁判官即時ニ之ヲ放チ有罪ト決スレハ擬律上裁ヲ乞フヘシ

但投票ノ際ニ當テハ互ニ相討議シ或ハ其席ヲ離ルルヲ得ス

此參座規則は楨村事件のものに比すれば、詳細に規定せられ余程整つて居るものである。

斯くて二月八日には七名の參座が任せられ三月三日には前記規則中參座の建議に因り左の如く改正せられた。

第六條　政府ノ選ヲ以テ十二名之ニ充ツヘシ既ニ充ツレハ尋常公務ヲ以テ缺席スルヲ得ス若不得已事故アリテ缺席五人ニ至レハ其席ヲ開クヲ得ス

第七條ノ追加

但罪犯狀ニ付若シ不審ノ事アル時ハ裁判官の再問スルヲ乞フコトヲ得ヘシ

第八條ノ追加

但罪ノ有無ハ投票ノ多寡ニ因テ決スヘシ若シ半員有罪ト票シ半員無罪ト票スル時ハ其無罪ニ決定スヘシ

右により三月八日五名の參座が追加發表せられ三月十九日に初めて開廷せられた其後間もなく司法省の改革があつたので係り官の變更任免行はれ、審理は七月九日に終り翌十日裁判官、辯護官、參座、原告官會同シ七月十三日には參座投票となり其結果無罪に決定直ちに其旨申渡しがあつた。

本件に關しては參座制度の裁判は一段落を遂げたが其後更に嫌疑者現はれ裁判に附せられたが參座の制度ではなかつたのである。

起田事件の解決とともに、參座制度は廢止されたが第二の嫌疑者として逮捕された中村六藏が明治十二年に裁判を受ける時は大木司法卿が十二名裁判官を選定し投票の多少によつて有罪無罪の判決をすると云ふ司法官からなる一種の參座制とも云ふべき制度を採用したのであるがこれ亦無罪の宣告が下された。

(五) 陸海軍參座制度

參座の制度は普通裁判に試みられたのみならず明治五年には陸軍に參座規定が設けられ又明治九年には海軍に參座會議の制度が設けられたことがある。

(六) 陪審制度思想の發達

叙述の如く不完全乍らも明治初年に試みられた陪審制度採用熱は一面には陪審法制定の氣運を徐々に醸成したのである、卽ちボアソナードの治罪法草案に立派に陪審制度の規定があり司法部内にも陪審制度採用論が擡頭し始めたが、憲法發布の間際になつて、我が國の陪審の評議には歐米人は吃度心服しない引いては條約改正の上に一大支障となる虞れがあるため、遂にこの草案は削除せられた。

明治三十三年四月七日日本辯護士協會評議員會に「我國に陪審制度を設くるの件」と云ふ題が附議さるゝに至つた。

明治四十二年に至り江木衷の陪審論が叫ばれ冷灰漫筆中に陪審論が現はれ、續いて同氏の山窓夜話が出版せられ、陪審論を高調した。

此年の第二十六回帝國議會には衆議院議員松田源治外四名の提出にかかる陪審制度設立に關する建議案可決せられた。

明治四十三年一月には法理研究會に於て法曹大家を網羅し二回に亘り陪審論を戰はした。

其後益陪審論が旺盛となり、諸種の出版物に或は新聞雜誌に可否の論を鬪はされ漸次陪審制度採用の氣運が向いて來たのである。

大正六年には在野法曹の一部により靑年會館に於て陪審制度模擬裁判行はれ陪審思想の普及に努めた。

大正八年に至り臨時法制審議會が設立せられ當時の總理大臣兼司法大臣原敬より「政府は司法裁判に付陪審制度を採用せんとす其可否を審議し可とせば其綱領は如何に定むべきや」との基本的諸問をした、又原首相は第一回總會の席上に於て陪審制度の確立實施せられんことを希望する旨の演說があつたのである。

此年の十一月、日本辯護士協會は臨時總會を開き「陪審制度の實現を速かならしめんことを期す」との決議をなし遲くも大正十年より實施し度き事」との附帶決議をした。

此年の第二十六回帝國議會には衆議院議員松田源治外四名の提出にかゝる陪審制度設立に關する建議案可決せられた。

明治四十三年一月には法理研究會に於て法曹大家を網羅し二回に亘り陪審論を戰はした。

其後益陪審論が旺盛となり、諸種の出版物に或は新聞雜誌に可否の論を鬪はされ漸次陪審制度採用の氣運が向いて來たのである。

大正六年には在野法曹の一部により青年會館に於て陪審制度擬裁判行はれ陪審思想の普及に努めた。

大正八年に至り臨時法制審議會が設立せられ當時の總理大臣兼司法大臣原敬より「政府は司法裁判に付陪審制度を採用せんとす其可否を審議し可とせば其綱領は如何に定むべきや」との基本的諮問をした、又原首相は第一回總會の席上に於て陪審制度の確立實施せられんことを希望する旨の演說があつたのである。

此年の十一月、日本辯護士協會は臨時總會を開き、「陪審制度の實現を速かならしめんことを期す」との決議をなし遲くも大正十年より實施し度き事」との附帶決議をした。

一方法制審議會は大正九年六月綱領三十八目を可決し、陪審を採用すべしとの答申をした、又別に司法省に陪審法調査委員會を設け、その起草準備委員會は九年八月立案に着手し、同年十一月に草案出來上り調査委員會の議により、早くもその年の十二月には原案が成立し樞密院に提出さるゝに至つた。

然るに樞密院にては、國民をして司法權に參與せしむるは憲法違反であるとの反對論も起り大正十年の議會には提出の運びに至らずして同案は一應撤回されたが、間もなく、再び樞密院の審議にかけらるゝことゝなつた。

斯くて政府と樞府との間に數次の折衝行はれ、十一年二月二十七日に至り現行法と殆んど同樣の陪審法案を樞府が可決したので、直ちに衆議院に提出せられ、同院を通過したが、會期の都合によつて貴族院に於ては審議未了に終つた、更に翌大正十二年二月十日、第四十六議會に再び上程せられ、三月二日同法案は多數を以て衆議院を通過し、同月二十一日には、反對者僅かに八名、贊成者百四十二名と云ふ大多數で貴族院を通過した、而して大正十二年四月十八日法律第五十號を以て公布せられ、愈實施を見たのは昭和三年十月一日で此日は陪審記念日として祝福されて居るのである。

私は此機會に於て陪審法制定に最も努力せられた四人の故人を紹介したいのである、即ち平民宰相として一般から畏敬せられた當時の總理大臣原敬、學者の典型人格者として崇敬せられた當時の臨時法制審議會總裁穗積陳重、民間に於ける陪審の先覺者として又法曹界切つての學者として愛

敬せられた辯護士江木衷、機才縱橫の天才法曹として愛惜せられた磯部四郎辯護士の四名士であつて、諸君と共にその功績を永遠に記憶したいのである。

今や陪審法施行せられ一般國民も司法權に參與することになつたのであるから、國民たるもの正義に基き至公至平その任にあたられ聖代の彌益榮えんことを希望して已まぬ次第である。

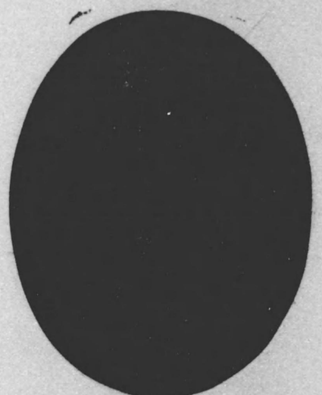

東京府
歳四十四　高木重次郎
南花畑
地番二十目丁三町區町市京東
代々氏名ノ同會校役員ノ町用御内宮殿名ノ同會校役員仕奉所花畑

歳三十
歳十五
歳九十三　鈴木徹
芝區
地番五号河岸区町区市京東
山類鳥肉月二十五年前上官閣立國今
日ニ到ル仮囚河岸立正会役員

歳八十五　**郎次金本松**　商場金貸
東京市麹町区三番町九番地
各華族御用邸所御用ノ功ニ依リ銀盃並ニ賞状賜ヒタル功ニ依リ賞状

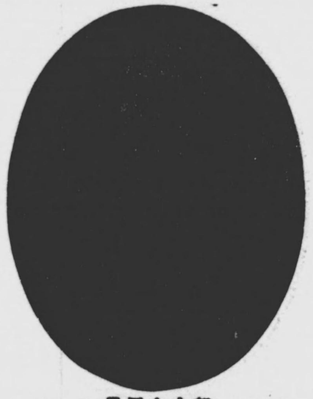

歳十五　**郎太金田豊**　商印鍛
東京市麹町区飯田町五丁目十番地
日本橋出生ニシテ今ヤ数ノ日タルアラサルヲ感ジ明治十二年大蔵省等ニ勤務シ功ニ依リ賞与ヲ賜ハリタル日

歳三十五　**郎治政藤佐**　商利砂
東京市麹町区飯田町四丁目一〇番地
静岡県出生明治十八年ニ大蔵省ニ入ル二十二年ヨリ御用掛トシテ勤務シ後ニ組織変更ニ依リ現今ニ至ル

歳八十四　**郎次重木高**　商花盆
東京市麹町区三丁目十番地
明治維新ノ際ニ当リ宮内省ニ奉仕シ数代ニ亘リ御用掛トシテ勤務シ後ニ花所ニ転ジ

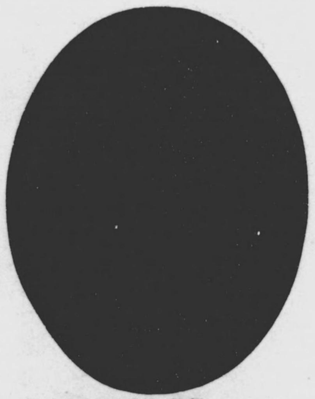

歳三十七　**郎太光田野**　職官左
京都市麹町区紀尾井町六番地
左京亮ノ名ノ下ニ技術員トシテ勤務シ後ニ本省ニ転ジ代々従事シ来リタル功ニ依リ賞与ヲ賜ハル

歳七十五　**郎太熊木今佐**　商米白
東京市麹町区飯田町二丁目二番地
埼玉県出生ニシテ後ニ東京ニ出テ今ヤ数十年ノ星霜ヲ経タリ
白米商検査員ニ選ミ代理ヲ勤ム

歳五十　**吉常川小**　職パン調
東京市麹町区三番町二十五番地
明治三十三年従来ノ業ニ従事シ後ニ東京パン会理事ニ推サレ現今ニ至ル

歳三十九　**徹　木鈴**　業服洋
東京市麹町区飯田河岸五番地
山梨県出生ニシテ明治二十五年上京後ニ英国ニ留学シ帰朝後ニ至リ現今ニ至ル

歳十六　郎次直崎黒　圭　地
地番五町物乗南島田神市京東
代々地主ンテトヨ知ラル温厚実篤ノ信士紳

歳十五　八利沼赤　職間軟米
二十二岸河地鞍区田神市京東
期資多経立端京上年五十三治明身出県玉埼
ヨク今日ノ大ヲナニ至ル

歳三十四　旭　堀　業車輌自
地番三目丁五町田飯区麹町市京東
正大繍修ヲニ観大リヨ平四止大身出県島福
十二年上京東ノ年今ヲ術技ノ心専ルア用活ニ

歳十五　郎三爲地菊　業銀刀
地番六町丸区麹町市京東
岡名島阿メ努ク口撃レ生ニ功勤身出県島新
町田京松ト町ニ生ル為ヨリ潮次本歴ヲ用活ニ

歳八十五　治幸山富　業場湯
地番〇四町区上丸区麹町市京東
浴湯町麹計等会任専ヲ場谷組
新高出身東京浴場組合長々商厚義長

歳九十四　作勇村宮　業車荷
地番五十八町区三麹町市京東
金基出身努力家人ノ町区麹町市京東
取正合組業営車人力
問質委員役生衛
補

歳三十四　郎五金野水　商具家
地番九十丁五町区麹町市京東
名古屋出身且ツテ名古屋ニヨリ
況盛ト目事従ニ業本後災震ク受ヲ杯銀

歳一十五　松米栗石　業合待
地番七町三区麹町市京東
新潟県出身努八勤リ伏ニ功勤
三ルラセ叙ニ等八勤リ伏ニ功勤
番町東理事業合組三業職

歳十四　助與村岡　業車動自
八ノ一町見士富区麹町市京東
軌田港出身県京後富岡立開ノ日今業
ヲ見ルニ至ルニ間者業岡開ニ間用信ノ厚シ

歳一十四　吉豊美渥　商子菓
地番三町区手土三麹町市京東
勝岡県出身努力富開ニテ独立大正
年現地ニ慣ル至ニ日今

歳四十 **吉三藤齋** 商無擔
東京市麹町區紀尾井町六
獨立經營ノ目的ヲ以テ明治四十年ニ渡米シ十年間勞働ノ傍ラ苦學ノ末ニ
ルニ至レリ見ヲ盛ニ厚ク信用ニ關係シ興業

歳十五 **吉常川小** 業パン製
東京市麹町區三番町二十二番地
明治三十三年渡米大正六年朝鮮ニ歸リ事業ニ從ヒ目下當地ニ於テパン製造業ヲ營ム東京パン商組合理事會理事ニ當選シ盛況ヲ見ル

歳二十七 **藏種田前** 商貨雜
東京市神田區花田町四番地
元相生町ニ於テ雜貨商ヲ營ミ後ニ一時三崎町ニ轉ジ更ニ現住所ニ移轉シ中谷員委査調勢國ニ第一回ノ國勢調査ニ當リ其ノ事務ニ從事シ厚ク信用ヲ博セリ

歳十六 **郎次直崎黒** 主地
東京市神田區南乗物町五番地
代々地主トシテ知ラル厚ク信用ヲ博セリ

歳四十三 **旭堀** 業車輪自
東京市麹町區飯田町五丁目三番地
島根縣出身明治四十四年大正義塾ニ入リ修ヲ了シ大正五年ニ歸京シテ自轉車業ヲ開始シ爾來十二年ノ今日ニ至ルマデ一日ノ如ク從業ニ精勵シ厚ク信用ヲ博セリ

歳十四 **郎太保塚戸** 商履袋古卸
東京市神田區鍛冶町一番地
今日ニ至ルマデ一日ノ如ク從業ニ精勵シ厚ク信用ヲ博セリ

歳三十四 **次吉崎宮** 商履袋
東京市神田區神田淡路町二丁目八番地
千葉縣出身明治四十年ニ上京シ苦學力行ノ末大正三年獨立開業ニ至レリ爾來一日ノ如ク從業ニ精勵シ厚ク信用ヲ博セリ

歳四十四 **七與村木** 商肉牛
東京市神田區和泉町一番地
新潟縣出身上京後苦學力行ノ末明治四十年ニ獨立開業ニ至レリ爾來一日ノ如ク從業ニ精勵シ厚ク信用ヲ博セリ

歳二十一 **八利沼赤** 員關驗檢米
東京市神田區鞍掛町二番地
埼玉縣出身明治三十五年上京後苦學力行ノ末大正四年ニ渡米シ現在ニ至ルマデ一日ノ如ク從業ニ精勵シ厚ク信用ヲ博セリ

歳三十四 **郎五金野水** 商具家
東京市麹町區麹町五丁目十九番地
名古屋出身且ツテ名古屋市ヨリ功勞ニヨリ勳六等ニ敍セラレ且ツ名古屋市ヨリ功勞ニヨリ銀杯ヲ受ク從軍後ハ東京ニ來リ本業ニ從事シ後震災ニ罹リ一時ハ困難ノ狀況ニ陷リシモ不撓不屈ノ精神ヲ以テ奮闘努力ノ結果今日ノ盛況ヲ見ルニ至レリ

歳五十四　**治貞田中**　職業店食飲
東京市神田區和泉町一番地
埼玉縣出身上京以來苦勞力鬪ヲ續ケ現ニ東京市會議員ノ外數種ノ公職ニ在リ

歳五十五　**助之藏橋高**　商木材
東京市神田區松下町十四番地
先代ヨリ本業ニ從事今日ニ至ル

歳四十九　**治正頭鬼**　職業　種別　寫眞版
東京市神田區鍛冶町十四番地
山梨縣出身上京以來本業經營ノ傍ラ數種ノ公職ヲ兼ネ現ニ東京市會議員ノ外數種ノ公職ニ在リ

歳四十四　**今井久作**　職業　種別　寫眞版
東京市神田區鍛冶町十五番地
山梨縣出身上京以來本業經營ノ傍ラ數種ノ公職ヲ兼ネ現ニ東京市會議員ノ外數種ノ公職ニ在リ

歳四十三　**大良力高**　業　紋
東京市神田區旭町四番地
阿波國出身明治四十一年上京爾來苦學力行ノ末現ニ東京市會議員ノ外數種ノ公職ニ在リ

歳四十四　**造貞澤小**　職業　ペン人
東京市神田區旭町小川町二丁目八番地
千葉縣出身明治四十一年上京苦學力行今日ニ至ル

歳五十　**藏一垣猪**　職業　商紳士
東京市神田區猿樂町三丁目一番地
長野縣出身上京苦學力行今日ニ至ル

歳四十九　**郎次熊横關**　職業　商肉豆
東京市神田區紺屋町三ノ二五
埼玉縣出身明治三十五年上京爾來苦學力行今日ニ至ル

歳四十三　**造貞澤幕**　職業　種別　寫眞版　鑄造業
東京市神田區鍛冶町一丁目二番地
靜岡縣出身明治三十九年上京苦學力行今日ニ至ル

歳五十三　**郎太安尾十三**　職業　種別　寫眞版　貴金屬商
東京市神田區表猿樂町四番地
東京府立商工學校卒業現ニ同校教授兼在御本
士幹ル傍ラ商業ニ從事ス

歳八十四 **大橋常藏** 商 幸行卿
東京市神田區鍛冶町五丁目十番地
埼玉縣北埼玉郡忍町出身上京後同縣ニ轉ジ同縣立第一中學校ヲ經テ明治十年ヲ以テ今日ニ至ル四十有餘年間一日ノ如ク專ラ銀行業ニ從事シ其間大正十年ヨリ同十二年ニ至ル三年間東京銀行集會所ノ理事長ヲ勤メ尚ホ現ニ東京銀行集會所ノ理事ノ職ニアリ

歳四十九 **二宮山外** 藏 銀
東京市神田區鎌倉町二十番地
其成業ノ主ナルモノハ明治十年ヨリ同二十年ニ至ル間ニ於テ銀行ヲ經營シ後ニ東京銀行集會所ノ理事長ニ選ハレ尚ホ現ニ同會所ノ理事ノ職ニアリ

歳四十七 **吉米澤尾** 織 食品
東京市神田區淡路町二丁目十番地
二十四年間本業ニ從事シ其間明治三十年ヨリ同三十二年ニ至ル三年間東京食品同業組合ノ評議員ヲ勤メ尚ホ現ニ同組合ノ理事ノ職ニアリ

歳四十七 **治貞中田** 織 食店
東京市神田區和泉町一番地
埼玉縣出身上京後奮勵努力ノ結果今ヤ以テ一ノ有力ナル食料品店ヲ經營シ尚ホ現ニ東京食料品商業組合ノ理事ノ職ニアリ

歳四十九 **治正頭鬼** 四 版 印 紙 型
東京市神田區東紺屋町四十八番地
幼少ノ頃ヨリ版畫ニ興味ヲ有シ爾來今日ニ至ル迄ノ間常ニ版畫ノ研究ニ從事シ尚ホ現ニ版畫組合幹事ノ職ニアリ

歳八十五 **吉郎四井新** 業 本 製
東京市神田區鍛冶町三丁目二十番地ノ二
先代ヨリ本業ニ從事シ同業組合理事ノ職ニアリ尚ホ現ニ東京製本同業組合組織ノ町會ニ於テハ町會相談役ノ職ニアリ

歳四十五 **八宗垒木** 商 茶
東京市神田區佐柄木町二十一番地
愛知縣吉良ノ生レニシテ明治十年ヲ以テ上京後ニ日尚ホ現ニ東京茶商組合ノ理事ノ職ニアリ

歳四十八 **助兵浦杉** 業 纖 製
東京市神田區三河町二丁目十二番地
愛知縣ノ生レニシテ明治二十三年ヲ以テ上京後ニ日尚ホ現ニ東京纖維製品同業者組合ノ理事ノ職ニアリ

歳五十五 **助之衛橋高** 問 木 材
東京市神田區松下町十五番地
先代ヨリ本業ニ從事シ明治十年ヲ以テ今日ニ至ル四十有餘年間一日ノ如ク專ラ木材ノ販賣ニ從事シ尚ホ現ニ東京木材問屋組合ノ理事ノ職ニアリ

歳四十一 **作久井今** 業 賣 版 印 繪 繪
東京市神田區鍛冶町十五番地
山梨縣出身上京後以來本業ニ從事シ明治二十年ヲ以テ今日ニ至ル四十有餘年間一日ノ如ク專ラ版畫ノ研究ニ從事シ尚ホ現ニ版畫組合ノ理事ノ職ニアリ

歳一十五　郎次安　達安　業織綢紋
東京市神田區旭町四番地
京都出身明治四十年上京後獨力ニテ業ヲ經營今ハ百大五事業ニ從ヒ盛ンニ業務ニ從事シ日々多數ノ職工ヲ使用シテ盛大ナル商店ヲ經營シ厚ク信用ヲ博シツヽアリ

歳五十五　郎太幸上面　業造製疊
東京市神田區錦町一丁目壹番地
先代ヨリ同業ニ從事シ日々隆盛ニ赴キツヽアリ同業組合神田支部代議員信望厚シ

歳十五　治金本山　業及具裝飾具裝
東京市神田區鍛冶町二十九番地
山梨出身上京後獨力ニテ貯蓄ヲ經營今ハ盛大ナル商業ニ從事シ厚ク信用ヲ博シツヽアリ

歳八十四　郎次作瀬早　商服呉
東京市神田區淡路町二丁目四番地
富山縣出身明治十年上京後獨力ニテ勤勉ノ結果今ハ日本橋區ニ開店シ厚ク信用ヲ博シツヽアリ

歳五十五　藏代喜部阿　師出向木　業製造木
東京市神田區八名川町五番地
明治三六年上京シ初メハ他人ノ雇ニ從事スルモ其ノ後獨立シテ業ヲ開キ今ハ數名ノ職工ヲ使用シテ盛ンニ營業ヲ經營シツヽアリ

歳三十五　郎次萬川西　屋問呉料染
東京市神田區東福町一番地
千葉縣出身明治四十二年十月東京ニ獨立開業シ今日ニ至ルマデ盛ンニ業務ニ從事シ厚ク信用ヲ博シツヽアリ

歳四十三　蔵重場馬　商賣
東京市神田區八名川町二番地
埼玉縣出身明治三十二年上京シ大正三年獨立シテ營業ヲ經營シツヽアリ

歳一十四　吉文羽出　商物古
東京市神田區西今川町一番地
温厚篤實ナル業務熱心家同業者間ニ聲望有リ

歳九十五　郎次半村西　師師繪
東京市神田區上白壁町九
各宮家ヲ初メ諸大家ノ經師士トシテ名アリ
職用ヲナリ御用部屋ノ公爵ノ家ノ諸大家ノ經師士トシテ名アリ
御用職ヲナリ御用部屋ノ公爵ノ家ノ諸大家ノ經師士トシテ名アリ

歳四十三　造重場馬　商賣
東京市神田區八名川町二番地
埼玉縣出身明治三十二年上京大正三年獨立シテ營業ヲ經營シツヽアリ
理長代區前者創立會組營經

歳二十五　**郎太重村中**　商木材
東京市神田區松住町十番地
埼玉縣出身明治四十一年ニ至ル
ン厚靈信共私公長会劇會町前

歳三十三　**郎次新村鈴**　業製本
東京市神田區小柳町二十三番地
ア鼓ノ力努業開立獨年六正大出身縣奈川神
ヤ業務ニ大盛ニ日勤厚用信フ向

歳三十七　**平總村中**　商鐵鋼
東京市神田區泉橋通町十五番地
受知縣ニ日今ヨ業開力獨年六正大出身縣島福
ン厚靈信間番參岡フ向ニ大盛ニ日力努闘

歳一十五　**郎次安達安**　業織綿紋
東京市神田區旭町四番地
百大五車從ニ業現京東年上治明四十ヨ出身都京
鈴八動ク生ヲ文社ノ店貨

歳十五　**治金本山**　製及具家
飾具商
東京市神田區鍛冶町二丁番地
山梨出身上京後獨力開當業本ノ業
日今營經ヲ盛業務ニ至ル
ン厚用信リナヲ大

歳四十七　**郎太松楢石**　業清酒
東京市神田區和泉町一番地
茨城縣出身明治十六年上京洋法獨立
ム開ク始其非幹合組澄圓ル見ク日今營経

歳三十三　**助齊林若**　屋問類衣
東京市神田區今川橋四十番地
獨立開業ヨリ年四十治明
ル至ニ々見フ見盛次順專從ニ業事

歳十五　**藏半本宮**　業運鏡
東京市神田區本郷二丁目八番地
福島縣出身講道館柔術師範町會理事町治
及體育ニ功クリ信望厚ン

歳二十五　**郎太幸上面**　業造製疊
東京市神田區錦町一丁目壹番地
先代ヨリ同業ニ從事務ヨリ一般盛クリ同業
組名神田支部代議員信望厚ン

歳三十四　**哉徳上池**　商酒
東京市神田區仲猿樂町十七番地
鹿兒島縣出身町會議員在郷軍人會分會長
田神谷町會正共合組酒類一班組

歳五十四 助之久政黒 業醤油
東京市神田区表猿楽町五番地
秋田県各々郡立第高等小学校卒業後明治三十八年秋出身
大正三年一月ヨリ現ニ至ル迄秋田県醤油工業組合連合会ノ理事長ヲ務ム

歳三十九 郎次橋三 職業 地方議会議員
神田区神保町六番地
明治四十一年ヨリ現ニ至ル迄東京府神田区会議員ヲ務メ大正六年ヨリ同十年迄東京府会議員ヲ務ム

歳三十三 喜多島川 業 美本美
東京市神田区仲猿楽町五番地
大正六年東京府立第高等女学校ヲ卒業シ同年ヨリ現ニ至ル迄ノ間ニ於テ女子ノ勢力ノ発展ニ関スル研究ヲ為シ尚ホ現在ニ於テモ同研究ヲ継続シツヽアリ

歳四十五 助之晴柳 職業 建築材料
東京市神田区鎌倉河岸十一番地
大正八年日本橋ヨリ現住所ニ移転シ爾来十有余年ノ間東京瓦斯電気工業株式会社ノ為メニ尽瘁シ現ニ同社ノ取締役ノ職ニアリ

歳四十八 郎太彌村木 職業 和服裁縫
東京市日本橋区本銀町三ノ五
永年三越ニ勤続シ大正元年同店ノ組織ニ係ル東京和服裁縫同業組合ノ設立ニ際シ其ノ発起人ノ一人トシテ尽力シ爾来同組合ノ理事ヲ務メ現在ニ至ル

歳六十六 風道野神小 職業 骨董商
東京市日本橋区北島町一ノ一四
茨城県出身 明治法律学校卒業後東京日々新聞社ニ入リ主トシテ政治経済ノ記事ヲ担当シ其ノ後東京毎日電報社ニ転ジ更ニ東京朝日新聞社ニ入リ現在ニ至ル

歳七十五 吉豊田村 職業 骨董商
東京市日本橋区通町十番地
大正六年現住所ニ移転シ爾来骨董業ヲ営ム傍ラ東京美術倶楽部ノ評議員ヲ務メ現在ニ至ル

歳六十 蔵長田塚 業 物染
東京市日本橋区通町十番地
同業者間ニ信用厚ク組合ノ為メニ力ヲ尽シ等閑ニ附スル事ナク常ニ組合ノ為メニ働キ現在ニ至ル

歳四十三 吉佐宮小 職業 骨董商
東京市日本橋区亀島町二十二番地
帝国軍人会員トシテ尽力シ同会ノ為メニ尽瘁シツヽアリ

歳六十六 郎次儀村中 職業 呉服物
東京市日本橋区箱崎町四ノ一
先祖代々呉服ノ業ニ従事シ大正元年ヨリ現在ニ至ル迄ノ間同業組合ノ役員トシテ尽力シ又物価調査委員トシテ呉服物ノ価格ノ調査ニ従事シ其ノ他呉服物ニ関スル事業ニ関シ多大ノ貢献ヲナシツヽアリ

歳五十五　三久喜崎山　業種不詳
東京市日本橋區龍閑町四丁目十番地
明治十三年二月出生　埼玉縣出身
日露戰役ニ際シ召集ヲ受ケ近衛師團ニ入營シ日露戰役ニ從軍シ奉天會戰ニ於テ負傷シ歸還後ハ東京ニ於テ運送業ヲ營ミ今日ニ至ル

歳五十一　中村重太郎　業種不詳
東京市日本橋區北鳥越町一〇一ノ二
長野縣出身　明治十三年生
以來營々努力シ現在ニ至ルモ未ダ曾テ病ノ爲メ休業セシ事ナク今日ニ至ルマデ健康ニ恵マレ居レリ

歳六十三　西村武兵衛　商業
東京市日本橋區新和泉町七番地
滋賀縣出身ニシテ上京後苦心惨憺ノ末信用ト共ニ商業ヲ開始シ今日ニ至ル

歳四十五　黒久敬之助　業種不詳
東京市神田區表猿樂町五番地
秋田縣出身　明治三十八年大盛呉服店ニ入リ爾來今日ニ至ル

歳三十九　三橋鐵次郎　業種不詳
神田區神保町六番地
明治四十一年現業ヲ開始シ爾來今日ニ至ル

歳　川島　業種不詳
東京市神田區神保町
埼玉縣出身
大正六年
目下前年開業

歳五十五　朔良田吉　乾物卸商
東京市日本橋區龜島町二丁目三番地
埼玉縣出身　明治二十三年
日露戰役ニ際シ召集ヲ受ケ近衛師團ニ入營シ日露戰役ニ從軍シ奉天會戰ニ於テ負傷シ歸還後ハ東京ニ於テ運送業ヲ營ミ今日ニ至ル

歳四十　岡田文藏　呉服太物商
東京市日本橋區富澤町二十七番地
滋賀縣出身　明治三十九年
立國ノ大本ハ農ニアリト信ジ大正四年以來專ラ農事ニ從事シ今日ニ至ルマデ農業ノ改良發達ニ盡瘁シ來リ現在ニ至ルモ尚ホ其ノ業務ニ從事シ居レリ

歳五十六　吉常堀　織物問屋
東京市日本橋區長谷川町八番地
滋賀縣出身ニシテ上京後苦心惨憺ノ末信用ト共ニ商業ヲ開始シ今日ニ至ル

歳六十六　風道野神小　商業
東京市日本橋區北鞘町一ノ一四
茨城縣出身　明治法律學校卒業
主ニ新聞紙ニ關係シ現在ハ日々社報電報ヲ發行シ東京市政改革ニ盡瘁シ居レリ

歳五十七　吉豊田村　商業
東京市日本橋區本石町十九番地
大正六年現業ヲ開始シ爾來今日ニ至ル

歳　坂　業種不詳
東京市日本橋區住
開業ニ際シ信用
ル動功ニ依リ

歳六十四　**助之三田冲**　商業
東京市京橋区松屋町一ノ四
明治十一年盛大瀬ヶ設ケ瀬ヲ現ヤーヤ治ム盛ニ盛大瀬ヶ設ケ瀬ヲ現ヤーヤ治ム町信用組合評議員
有用信用組合評議員

歳三十四　**郎治源内山**　クリーニング業
東京市京橋区木挽町一ノ十一
愛知県ヨリ出京シテ洗張クリーニング業ヲ開始京橋組合
有望信用トレト会員組合京橋支部長

歳四十六　**郎三孫藤加**　米穀肥料商
東京市京橋区亀島町二ノ十一番地
東京正米問屋組合会長
東京米穀取引所理事

歳四十一　**郎次啓田本**　織物問屋
東京市京橋区日本橋通二丁目十九番地
会社ニ銀行等ノ役員ヲ歴任シ現ニ東京織物同業組合理事
ン原料用綿ニ若干ノ影響ヲ見タル外概ネ盛況ヲ呈セリ

歳四十六　**吉清村岡**　商業
東京市京橋区南八丁堀二ノ九
町会委員トシテ同町ノ発展ニ努力セラレ、
同業者間ニ信用厚ク日本橋蠣殻町ニ向フ

歳五十一　**敬貞畑田**　呉服商
東京市京橋区八丁堀四丁目十番地
明治三十年五月郡上郡野村ニ生ル
大正四年上京シ同郡出身ノ故郷ニ盛大ナル商業ヲ営ミ
今年新ニ京橋区立第一尋常小学校ノ建設ニ際シ金五千円ヲ寄附シ

歳五十八　**郎次金藤安**　小間物商
東京市京橋区新富町二丁目十番地
安藤金次郎ノ長男ニ生レ明治三十年家督ヲ相続シ
現ニ東京小間物商組合副組合長ノ重職ニアリ

歳四十九　**助喜澤吉**　理髪業
東京市京橋区南金六町十四番地
大分県南海部郡ノ出身ニシテ明治八年ヲ以テ上京シ
爾来刻苦勉励ノ結果大正十年ヲ以テ現在ノ地ニ開業シ
今日ニ至レリ

歳四十六　**郎三長間本**　織物業
東京市京橋区新富町三ノ一
明治十四年ヨリ今日ニ至ル迄日露戦争、第一次世界大戦等、
幾多ノ変遷ニ依リ幾多ノ盛衰ヲ経験シ来リ現ニ新富町
一ノ三方ニ広大ナル工場ヲ有シ盛ニ営業ヲ継続シツヽアリ

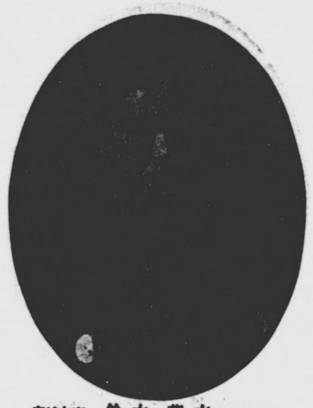

歳四十四　**吉藤木鈴**　商前織
東京市京橋区南八丁目一ノ二
明治四十年上京シ呉服ノ見習ヲナシ爾来勤続二十年ニシテ独立開業ス
大正五年厚用信組合ノ設立ニ際シ其ノ発起人ニ加ハリ爾来理事ニ選任セラレ今日ニ至ル

歳二十四　**平岡崎島**　商鉄来
東京市京橋区松川町六番地
埼玉県大瀬尋常小学校ヲ卒業シ上京シテ東京白木屋呉服店ニ入リ爾来勤続シ大正二年本店ノ幹部ニ昇進シ同年四月独立開業シテ現在ニ至ル

歳三十六　**保家氏**　織業
東京市京橋区木挽町一丁目十番地
宮城県出身大正十三年東京理業学校卒業シ爾来引続キ同校ノ職業ノ指導ニ従事シ昭和四年十月合資会社ヲ組織シテ現在ニ至ル

歳九十四　**中村太郎**　師物商
東京市京橋区月島東仲通一ノ五
三ヶ年間勤続ノ後大正十三年ニ独立シテ現在ニ至ル

歳六十四　**田中助之三**　商切箪
東京市京橋区松川町一ノ四
明治四十一年現在ノ地ニ店舗ヲ構エテ開業シ爾来今日ニ至ル
有用信組合設立ニ際シ其ノ発起人ニ加ハリ爾来理事ニ選任セラレ現在ニ至ル

歳二十三　**吉幸本橋**　屋問急
東京市京橋区南小田原町三丁目九地番
明治四十二年大正大震災ニ際シ焼失シタル店舗ヲ再建シ爾来引続キ同所ニ営業ヲ継続シテ現在ニ至ル
大正五年厚用信組合ノ設立ニ際シ其ノ発起人ニ加ハリ爾来理事ニ選任セラレ今日ニ至ル

歳十五　**岩田新之助**　商子菓
東京市京橋区木挽町二丁目十七番地
大正二年独立開業シテ現在ニ至ル
厚用信組合設立ニ際シ其ノ発起人ニ加ハリ爾来理事ニ選任セラレ今日ニ至ル

歳二十五　**森田治**　商織
東京市京橋区木挽町五丁目二番地
大正十四年東京織物同業組合ノ設立ニ際シ其ノ発起人ニ加ハリ爾来理事ニ選任セラレ昭和四年十月合資会社ヲ組織シテ現在ニ至ル
昭和三年御大典ニ際シ有功ノ廉ヲ以テ賞状及賞品ヲ授与セラル

歳四十六　**岡村清吉**　商酒
東京市京橋区銀座西八丁目二番地
九州地方ニ酒類ノ販売ヲ目的トスル合資会社ヲ組織シテ現在ニ至ル
厚用信組合ノ設立ニ際シ其ノ発起人ニ加ハリ爾来理事ニ選任セラレ現在ニ至ル

歳一十五　**畑田敬貞**　商服呉
東京市京橋区月島西仲通一ノ五
明治三十年五月三重県伊賀上野ニ生ル
大正四年上京シテ現在ノ地ニ店舗ヲ構エテ開業シ爾来今日ニ至ル
厚用信組合設立ニ際シ其ノ発起人ニ加ハリ爾来理事ニ選任セラレ現在ニ至ル

歳六十五　**御園生歳由**　商木材
東京市芝区白金三光町二十四番地
日露戦役ノ功ニ依ツテ勲八等ニ叙セラレ芝区会議員タリ
麻布網組合幹事ニ推サル

歳四十五　**吉多子金**　商菓子
東京市京橋区阿崎町二丁目十三番地
肺病ノ為メ日々力努励シテ身体ヲ見ル

歳　**平祚藤内**　造醤油製造業
東京市京橋区本材木町一ノ一番地
性温厚ニシテ町内信望厚シ

歳六十四　**古川勘次郎**　土建請負業
東京市京橋区阿崎町一丁目一番地
日清戦役ノ功ニ依リ勲八等ニ叙セラレ同業組合長トシテ信望厚シ

歳九十三　**大橋金造**　鳶職兼土木請負業
東京市京橋区京橋町二ノ八
今ヨリ三十二年前上京営業力今日ノ成功ヲ見ル
町会議員タリ

歳五十四　**松本乙**　鑑札請負業
東京市芝区白金志田町五十四番地
日露戦役ノ功ニ依リ勲八等ニ叙セラレ芝区会議員タリ
麻布網組合幹事ニ推サル

歳五十　**島田久保**　請負業
東京市芝区三島町二番地
日露戦役ノ功ニ依リ勲八等ニ叙セラレ芝区会議員タリ
石川島出身ニシテ目下力努励シツヽアリ

歳四十一　**石川萬蔵**　青物商
東京市芝区日蔭町二ノ一
大正五年同業組合ノ為メ専心尽力シ目下同組合幹事タリ

歳六十五　**佐田能五郎**　呉服太物商
東京市芝区今入町二十番地
徳島県出身ニシテ青年時代ヨリ実業ヲ志シ大正五年同町会議員ニ選挙セラレ目下同町会幹事タリ

歳二十四　**北村七惣**　酒類商無
東京市芝区伊皿子町六十三番地
滋賀県出身明治三十八年上京・大正二年同町会議員ニ選挙セラレ目下同町会幹事ニ推サル

歳一十五 **藏龜永末** 鍛冶金鉄
地番一十三町堀舟區芝市京東
其征出ニ役戰露日件事國和我ノ身出ノ縣口山
ノ動功ニ等七ニ叙セラル

歳一十六 **郎次常井平** 業鍛
三ノ二町浦芝區芝市京東
山聚部出ニ役戰露ノ際日清日出身
カラズ動八等ニ叙セラル

歳四十五 **郎次善原金** 商物金
地番二縣島鳥區芝市京東
ン高室仙ノ内町ル玉ニ日今力努國富

歳六十五 **藏由生國御** 商木材
地番四十二町光三金白區芝市京東
日國戰役ノ功ニ等八動リ叙ニ等ハ動ノ功ニリ
布岡森祖合資ニ專ヲ業ハルサ

歳四十五 **吉多子金** 商子菓
地番三十目丁二町崎岡區橋島京市京東
神奈川縣出身ニシテ富國努力ノ今日ノ成功ヲ
見ル

歳三十三 **郎三彦木鈴** 商物敷
地番七四町巳區芝市京東
トシ用御省内宮ヒ扱取ヲ物敷外内鉱氣少氣
レテ大ニ期待セラル前ニ間者業同テレ

吉龜澤梅 商服洋
地番六十六町川田三宇區芝市京東
富國努力今日ノ成功ヲ見ル

歳四十五 **郎三民本橋** 商酒
地番一町岡豊田三區芝市京東
十二歳ニシテ郎部樹槽縣川奈神ヲシニ
努力今日ノ成功ヲ見ルアル者業同ニ間
レ厚用信ノ

歳十五 **松乙本島** 業屋湯
地番四十五町田志金白區芝市京東
石川縣出身ニシテ富國努力今日ニ至
ル

吉實保久田 役會總
地番町戸區島橋市京東
ヲ者正陪審員トシテ名譽アル職ヲ責ル

歳五十五　**郎太喜　所**　商　補機
東京市芝區三田小山町一番地
海軍機關兵曹トシテ日露戰役ニ從軍シ勳七等功八級ヲ賜ハル
現在東京市芝區愛宕町二丁目一番地ニ住ス

歳五十二　**順　木　鈴**　商　補機
東京市芝區三田小山町一番地
海軍機關兵曹トシテ日露戰役ニ從軍シ勳七等功八級ヲ賜ハル
現在東京市芝區愛宕町二丁目一番地ニ住ス

歳六十五　**郎太金野茅**　商　鍛
東京市芝區愛宕下町四丁目一番地
大正九年一月現業ニ從事シ目下病ノ爲メ休業中

歳五十四　**市　機　原**　車　機　自
東京市芝區三田四國町二番地ノ三
明治三十五年ヨリ鐵道ニ從事シ大正九年ヨリ現業ニ從事シ今日ニ至ル

歳五十一　**吉　重　段**　商　屋　洋
東京市芝區愛宕下町一丁目一番地
東京府立第一商業學校卒業後直ニ實業ニ從事シ現在ニ至ル

歳十四　**爾　衛　井　菅**　業　補　機
東京市芝區白金三光町百番地
大正八年ヨリ有志ト共ニ兵籍ヲ有スル同町ノ青年ヲ以テ組織セル同町青年會ノ會長ヲ務ム

歳六十五　**七　治　竹　大**　魚　商
東京市芝區愛宕下町四丁目一番地
日露戰役ニ從軍シ數回ノ戰功ニヨリ金鵄勳章ヲ授與セラル

歳七十四　**吉　仲　角　三**　業　屋　區
東京市芝區白金三光町二十六番地
明治四十一年立憲政友會ニ入黨シ現在ニ至ル
北多摩郡砧村出身
東京府會議員ニ當選シ現在ニ至ル
東京市芝區三田豆腐商組合會計係ニ從事シ今日ニ至ル

郎太吉雲南　業　役　區
東京市芝區愛宕下町一ノ四
當選ノ士ニシテ今日ノ成功ハ全ク勞力ニ基因スルモノナリ

清　木　鈴　業　車　自
東京市芝區愛宕下町二丁目一番地
現在ニ至ル迄勞力ヲ惜マズ今日ノ成功ヲ見ルニ至レリ

歳二十四　**吉定井櫻**　商業兼
東京市八丁川町保久四區芝市京東
新鳥縣力努國富後京上身出郡紹魚北縣
立國ヶ以ヶ緯勢御ニ事従ニ鐵ニ項ヨリ盛二ヨ
ニ向ニ品職鐵管ヶ厚用信レヲ知ニ者業
レヲ至ニルヲ見ヲ功成ノ日今ヲ試管

歳八十三　**吉松川石**　業建築
東京市芝區白金二町目二十八番地
十二盛ヨリ項ニ鐵ニ従ニ事ジ御勢緯ヶ以ヶ國同
ニ向ニ品職鐵管ヶ厚用信レヲ知ニ者業
フ

歳十四　**助勤田埋**　建築補助
東京市芝區白金ニ光町二十九
明治三十九年千九ヨリ項ニ御員兵出身區芝京上ヨリ
職ヲ屋ヨ今日ヲルニ至ニルア現町會幹事

歳五十五　**郎太喜　所**　商械機
東京市芝區愛宕町二丁目一番地
岐阜縣出身戦役ノ勤功ニ依リ勤功等七級
ヲ賞ニ藍綬褒ヶ民ヲ厚望信ノ内町
ス力

歳六十五　**郎太金野茅**　商　錦
東京市芝區三田四國町二番地ノ三號
大正九年國立營業現會鐵・鐵道今日ノ盛
ヲ見ニ至ニルニ町内ノ信用厚ヶ

歳三十五　**郎四文合河**　商備雨
東京市芝區二目丁四町下愛宕
新鳥出身明治二十八年ヨリ十年ヨリ
後鐵鐵關
組合由自四愛ヲ關ヲ職ヲ現ノ父祖
長會副

歳三十三　**治英橋高**　官屬千椅
東京市芝區三田四國町二番地ノ五
大正十二年國立營業鐵芝椅子商
會陪合幹事組
員ノ職ヲ最ヲ職サル務ヲ信用厚八

歳二十五　**藏源田原**　商業
東京市芝區三田三丁目三番地
埼玉出身區飛合評員元町區會正陪
員ノ職ヲ最ヲ職サレ信用厚

歳一十五　**順　木　鈴**　商械機
東京市芝區三田小山町一番地
海軍機關兵曹トシテ日露戦役ニ従軍
シ名ノ賞ヲ授ケラル
事七勲加參ニ
員委査調勞國第一國國

七悠竹大　商　急
東京市芝區愛宕下町四丁目一番地
警ヲ監ヲ實ノ名警ヲ最ヲ職サル
トシテ員陪正

歳三十八
ヲ盡力セ

治篤村志 商材業
東京市麻布區新廣尾町二ノ一一番地
氏ノ内見ヲ盛ル日本ノ伝ニ腕手ノ得獨
役員ニ推サル事理會

吉與口山 業工板
歳四十五
東京市芝區三田小山町五番地
東京府板金工業組合聯合會ニ集リ會合
事務ヲ執ル

吉常木並 商子扇
歳四十三
東京市芝區愛宕下町二ノ四
神奈川縣川崎出身東京横濱間貿易ニ従事
日今ニ至ル

郎次亀山片 商物青
東京市芝區烏森町一番地
獨立後貿易ニ努力今日ニ至ル

郎四喜川大 商織毛
歳九十三
東京市芝區三田三丁目三番地
明治四十一年新ニ滿ヲ上京大正五年九月
獨立營業ヲ經營シテ員會議正院會
ル至タル

歳九十三
外ノ究
ル

伊春泰東 物換管木
歳四十四
地番二十五百目丁三町尾新宮區布麻市京東
至ル見ヲ日今ニ勤ク業開立獨年五正大
ブ及ニ回數ト事理會町布分十第副班區

郎次零川瀧 商服洋
歳六十三
東京市芝區新堀町六番地
得ル會ア員ト

七多中田 商袋足
歳八十四
東京市麻布區北日ヶ目三十番地
也大多所ス試實ノ内町事理

藤禪龍齋 商ドロイセル
歳四十四
東京市麻布區北日ヶ目二十番地
場五錦出身東京人軍在
ン厚ニ共運動ニ私公テシト事

郎太米浦杉 業負請築建
歳一十六
東京市麻布區一本松町三十三番地
七十來現ニ所ヲ開ム營ヲ業ル
ナ實區ト職ヲ是タサル
營業ニ間ニ下ノ方計

歳六十三　**藏仲藤斉**　商物会
東京市麻布区六本木町水一丁目六番地
従ニ幾曾心専京上年二十三治明等八動リ依ニ功ノ役職霽日午九十三治明等八動リ依ニ功ノ役職霽日
ルヲセフ完ヲ職幾ノ員幹陪正昌陞大願事
シ厚用信ニ開者業開盛開業

歳十四　**平清木八**　業ニーリク染色アン
東京市麻布区富士見町四十七番地
大正四年本業ニ従シ及況次海事役盛ニ設組ニ役会町フ向ニ
者立創國年青計會副合組飛開布麻市京東員

歳三十八　**郎次義原福**　品用隊軍商
東京市麻布区霞町六番地
滋賀県出身ニシテ志力盡ヲセ
ス域區的國全ヲ品用隊軍ル

鐵材商　**治寫村志**
東京市麻布区新龍尾町一丁目一ノ一番地
氏囑得ノ手腕ニ依リ日本ヲ遠隆ノ丁町見ノ内
役員ニ推サル事務組戦同

歳四十五　**吉與口山**　職工会板
東京市芝区三田小山町五番地
幹會志同町山小事理會合聯集ノ金ヒ府府京東
事開會ロリ組盟盤ニ豊盛ヲ状開懇ヲ受

歳七十四　**松國野小**　ックブコ商
東京市麻布区六番地
日霽職役ノ功ニ依リ動八ノ治明年二十三午九等
業開盛開業者開ニ厚用信ニシ

歳三十八　**貞　中田**　家業實
東京市麻布区田島町三十七番地
元演劇活動會社取締役及監査役ニ業事會會公ニ
功ノ受ヲ状謝感リ□會濟救難水リアノ

歳九十三　**郎四銀倉淺**　師技クド横濱
東京市麻布区霞町一ノ五一番地
東京帝大工學部卒業造船技術研究ノ爲ニ海外
ニ派遣正陪員ノ府海ノ果サル

木管挽物　**伊東春吉**　四十四歳
東京市麻布区新龍尾町三丁目百五十二番地
大正五年獨立開業ヨリ勵ミ今日ヲ見ルニ至
ル町會理事タルコト數回ニ及ブ

洋服商　**郎次零川濱**　三十六歳
東京市麻布区新堀町六番地
洋服商トシテ業務ニ熱心ナル傍ラ在郷軍人會
アリ組副區長十第區麻布分會ロリ受ヲ信用ヲレ

歳四十三　**治道屋蜂**　業衛警染
東京市赤坂區田町四丁目二十番地
大正十一年獨立開業阿部合組副業長
シ厚望人リナ大盛ニ日心熱ニ

野馬太郎　商物雜
東京市赤坂區青山北町六丁目六ノ一
ルサフ完ヲ職業ヲ立ニ延法アシト員陪正
同業者ニ信用厚シ

歳一十四　**造金栗小**　商腐豆
東京市麻布區一町谷
地番一
經獨立開業大正五年三十三年ノ日今明治ノ身出阜岐
ルヨニ見ヲ盛隆ノ日今關言ク
營ヨ

歳三十七　**郎太祐川相**　業鑛属金
東京市麻布區一町尾新廣
地番五三一ノ二
千葉出身上京後ア日今營經獨立開富國努力ルヲ知ニ關者業同リ玉ニル

歳七十三　**之石澤中**　業物染
東京市麻布區三軒家町七番
地
石川縣ヨリ勤八等ニ復セラル年十七明治ノ身出縣川富
動功ニヨリ勤ニ等八ニ復セラル年十七明治ノ身出縣川富
事理關年青ホ業開立獨京上リヨ

歳九十四　**市和會渡**　門專子鞄
店
東京市麻布區三河臺町十番地
愛知縣ノ人明治二十五年上京現年六十三
リナ者人一第ノ遣派子弟校術商海ヤ就ニ號

歳十一四　**郎次久本山**　商械機
東京市麻布區新廣町一丁目ノ一ノ二
三重縣出身大正十年開業經營宣ヲレシ
リ有用信關者業開リナ盛々發ヲ營

歳二十三　**敦地岡**　業計設
東京市麻布區元山町三十三番地
大正十一年大設高等工學校學大稻早同
ス業開立獨年四和昭營入ク
窓職ニ

西洋家具　歳四十七　**助仁非櫻**
東京市麻布區仲ノ町十九番地
千葉縣出身大正八年獨立開業今日ニ
京ル至ニ
京西洋家具同業組合組
事

商炭銅　歳十五　**郎三佐本松**
東京市麻布區新堀町三番地
新潟縣出身上京現業ニ從三年大正
會ス町
員役員議會區四十部支南城商組合
長々

歳四十五　**郎治政波難**　業鉱採
東京市赤坂區田町七ノ三
正陸審ト呼ビ名ケシテ員判ノ職ル基ヲ治政ノ代今皇天ハ位在ノ中皇后ノ皇天正大ル基ヲ治政ノ代今皇天ハ位在ノ中世ノ職判員ト呼ビ名ケシテ審陸正
シ際ニ典大ノ下御天皇ノ位在ノ中皇后ノ皇天正大ル基ヲ治政ノ代今皇天ハ位在ノ中世ノ職判員ト呼ビ名ケシテ審陸正
問ニ僧日ノ原シ

歳九十三　**藏福保上**　畳骨畳骨商
東京市赤坂區氷川町一丁目十二番地
栃木縣ニ日今開立國年三正大身出縣木栃ヲ開ル基ニ日今開立國年三正大身出縣木栃ヲ開ル基
シ際ニ會國ノ員議ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今
シ際ニ會國ノ員議ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今

歳六十三　**巖本土**　商服洋
東京市赤坂區田町二丁目十五番地
岐阜縣ニ日今開立國年七正大身出縣阜岐ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今
ナリ國ノ員議會許可ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今
長部副行ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開

歳四十三　**治道屋蜂**　業漆塗
東京市赤坂區田町四丁目二十番地
大正十一年獨立開業同組合副組合業長ヲ務ヘ現在ニ至リ
ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今
シ厚篤人リナリ大盛ニ日心熱ニ

歳一十四　**造金栗小**　商腐豆
東京市麻布區霞町一番地
岐阜縣出身ニ治明代時十四年三十正大京上年五正大京東ハ立獨國ニ
ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今
ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今

歳三十七　**直靜山青**
東京市赤坂區田町七丁目
明治天皇ノ代ニ在位中ノ后皇皇天正大ル基ヲ治政ノ代今皇天ハ位在ノ中皇后ノ皇天正大
下御ノ典ニ際シ式ノ位即ノ皇天ハ位在ノ中皇后ノ皇天正大ル基ヲ治政ノ代今皇天ハ位在

歳三十六　**郎三拾部阿**　士藝俊
東京市赤坂區氷川町九番地
兵庫ニ至リ今日ニ治明ヲ京上ニ身出縣庫兵ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今
シ深任信ノ間ノ者業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開

歳八十三　**郎次半木鈴**　商教米
東京市赤坂區氷川町十五番地
愛ヲ縣出身ニ治明年二十正大京上年八正大京上獨立ニ
シ厚篤信ノ員業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開

郎太龜馬野　商物唐
東京市赤坂區青山北町六ノ四十六番地
正陸ヲ員ト書陸審ニ立ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今
シ厚用信ノ者業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開

歳十四　**郎次久本山**　商械機
東京市麻布區新堀町一ノ一一ノ二
三盛ニ身出縣阜岐ハ治明代時十四年三十正大京上ニ年五正大京東ハ立獨國ニ
得獲ヲ々ゃレ立ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開
ヶ々ゃレ立ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開
リ有用信ノ間ノ者業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開ニ日今ル基ヲ業開

歳四十
地番三十八
目下町内劇
活動

歳九十四　治平與田山　業場浴
地番一十六町田幡早區込牛京市京東
大正五年八月現生地ニ開業經營ヲ得
日ニ巻盛ノ私公ナリ大盛巻ニ日
ノ厚用信共公私ナリ大盛巻ニ日

四十二歳
地
ヲ得業務々益々

歳十五　郎太金川石　商服呉
東京市中区幡ヶ谷町三ノ二
同町銭會長災震員會員第二區連郷調會
濟救時當災震員會員第二區連郷調會
事業ニ功アリ市ヨリ感謝ヲ受ケ狀

歳四十四　門衛左與羽丹　總子製絲
東京市四谷區坂町八十八番地
滋賀縣出身大津ノ市ニ開業シテ至ル所ニ好評ヲ博シ
經營ニ開店ヨリ今日ニ至ル迄ノ間ニ信用ヲ得タリ

歳十四　敬入川春　商服洋
東京市四谷區鮫河橋町一丁目十九番地
新潟縣ノ出身ニシテ夙ニ實業界ニ志シ
明治四十二年上京專心現業ニ從事ス
今日ノ成功ハ偏ニ厚用信ノ賜ナリ

歳十四　吉幸阪小　商具玩
東京市四谷區新宿二ノ九〇番地
明治四十二年上京專心現業ニ從事ス
玩具商組合理事會長ニ推サレ
具商組合理事會長ニ推サレ

歳十五　造遠田肥　員社會
東京市四谷區花園町九十番地
愛知縣出身第百十三銀行二十二
現在重役ニ推サレ專ラ會計ニ關
在山叶商會ノ厚用信ニ推サレ

歳三十九　平虎川小　商服洋
東京市四谷區花園町七十七番地
新潟縣出身大正九年開立ノ業ヲ
見ル東京洋服商工同業組合代議員

歳四十六　郎次定森　業家貸
東京市四谷區南伊賀町六十四番地
明治十五年建築請負業ニ從事シ
今日ヲ見ルニ至レリ町會役員信用厚シ

歳七十七　致賴本岸　業取扱乳生
東京市四谷區花園町七十八番地
憲法發布ノ折黒田清隆ニ隨伴シ多年町會
有望信ヲシテ老トシテ勤務長ト會長ノ
議員及會員

歳九十四　助之巳崎岩　業機械器具
東京市四谷區荒木町十二丁目三十四番地
陸海軍御用ヲ務メ米澤式噴霧器ヲ以テ知ラル
員議評ノ中會理合組工加金板ル

雄武津梅 人軍元
東京市牛込區神樂町二ノ二番地
仙臺ノ士ノ孃同シナヲ名ヲテシト人軍身出ノ藩
ニ嫁メラレヲリ町内ニ町二目丁

大根與兵衛會員 歳十五 業建築突磚
東京市牛込區若松町百四十八番地
鈴木奈川縣出身男ノ人年以來同業ニ從事シテ居リ
勤續々今日ニ至ル同業者ニ信用組合ヲ有リ

植田憲吾 歳十四 業製ペン鐵
東京市牛込區早稻田鶴巻町四百三十八番地
茨城縣出身力獨立開業シテ今日ニ至ル間ハ同町内ノ人ニ信用ヲ得
勤續活動シテヲリ

山田與平治 歳九十四 業場浴
東京市牛込區早稻田鶴巻町六十一番地
大正五年八月現生地ニ開業シテヲリ盛況ヲ得
日々ノ私公ハ大ナル信用ヲ以テ

門衛左與羽丹 歳四十四 業製子裏
東京市四谷區坂町八十八番地
立國ノ勢ニ鑑ミ國富出身ノ人津市ノ藩ヲ離レ至ル今日ニ至ル間ハ同業ニ從事シテヲリ信用ヲ得
經營

吉留羽丹 歳一四十 商計時
東京市牛込區神樂町二十八番地
明治四十四年開業時計商組合同町會長ニシテ活動公私共ニ盡力シ厚望ヲ信ジラレ
幹事トシテ

新井金藏
東京市牛込區榎町二十二番地
海厚ニシテ信望アリ近隣ノ人ヲ内ニ竜キヲヲ信ジ厚シ

佐口穴平 歳二四十 業證書
東京市牛込區早稻田鶴巻町三百三十番地
大正二年同業組合ヲ設立シ今日ニ至ル間ハ同業者間ニ向フ信用ヲ得テ
發展シ厚シ

石太金川郎 歳九十五 商服呉
東京市牛込區神樂坂町三ノ二
同町組會長第二回選擧調査員ニ當選シ
事業ニ功アリ市ヨリ感謝狀ヲ受ク

小川廣平 歳三十九 商服洋
東京市四谷區花園町七十四番地
新潟縣出身大正九年獨立開業今日ニ至ル間ハ東京洋服商工同業組合ノ役員ヲ成ス

歳　五
番地
立國一第テシ
リ

歳四十四　郎太新野牧　商　服洋
地番四一ノ二町田谷谷市区込牛市京東
東京市牛込区込牛町谷谷市区込牛市京東
副組合理事代議士個人商店ヲ経営シ
ソノ傍ラ公私ニ亘リ多忙ノ間ヲ縫ヒテ
区部長ヲ務メ

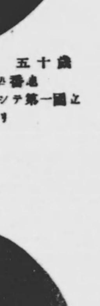

歳　三十七
地番七
會幹ト
ズ

歳十六　助之愛田藤　製子椅藤
造卸商
東京市小石川区区町二番地
和歌山縣ノ出身ニシテ現ニ東京織物
業組合ノ幹事ヲ務メ又東京織工組合
ノ理事ヲ兼ネ公私ニ亘リ多忙ノ間ヲ
縫ヒテ区部長ヲ務メ

歳五十五　郎五禮賀志　業農　員議貴
地番九十五町巻鯨田魚　學區込牛市京東
貴族院議員ニ選挙セラレ又在京
長組副頭取ヲ務メ

歳九十五　郎太勘岡丸　商　貨雜
地番三十六町丁余区込牛市京東
人事相談會開催ノ外現ニ大正六年
シ厚用信組合役員ヲ務メ又東京
力車製造業組合役員ヲ務メ

歳二十四　藏助鐘唐　業造製ン
東京市牛込区込牛町番地
千葉縣出身ニシテ現在ノ地ニ大正六年
努力シ厚用信組合ノ外同業者ト共ニ
力業務ヲ盛ンニシ又盛ンニナリツヽ

歳七十四　吉良原木　商　漆塗
東京市牛込区込牛町番地
福井縣出身ニシテ明治二十四年上京
出等八勲ヲ挙ケ功ノ外ニ勲七等ニ叙セラレ
ソノ間日露戦役ニ際シテハ従軍シ
ソノ後其ノ功ニヨリ勲八等ニ叙セラレ
リア富信用組合ヲ創立シテ理事長ニ
同業組合ノ為メ尽瘁セリ

勇　澤　宮
東京市牛込区込牛町番地
ヲ経ノ人ト共ニ大正六年東京白木屋
呉服店ニ入店シ爾来今日ニ至ル迄
ソノ間一日ノ如ク勤続シ厚生信用組合
ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳三十五　吾源崎柏　商　来白
東京市牛込区込牛町番地
栃木縣出身ニシテ明治四十四年上京
ソノ間一日ノ如ク勤続シ厚生信用組合
ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳三十　次勇倉横　業造製下駄
東京市牛込区込牛町番地
神奈川縣出身ニシテ大正九年シベリア
ヘ出征一時ソノ業務ヲ中断シ帰還後
ソノ業務ヲ再興シ又東京下駄製造
業組合ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳九十三　吉榮田吉　業漁　商　無
東京市牛込区込牛町番地
神奈川縣出身ニシテ大正四年関東
大震災ニ際シ多大ノ損害ヲ蒙リ
ソノ後ヲ受ケテ組合ノ為メ尽瘁シツヽ
厚生信用組合役員ヲ経テ現ニ副組長
ヲ務メ

歳五十三　**藏善田山秋**　業貸請受
地番六十西寺代千八區川石小市京東
千算計ノ出産增日集家電開年九正大
ルラメ語ニ大力豊アシト事幹各々町代千

衛吉川西
地番九十町坂富中區川石小市京東
ン高盛人内町アシニ厚温性

歳十五　**藏衆川谷長**　員行銀
地番十三町代千八區川石小市京東
温厚篤實ノ人部下ニ切親ハニ下部人ノ實篤厚ニ
ドラ人ヌナラヘタ銀ハニ行銀

歳四十四　**郎太新野牧**　商服洋
地番五一ノ二町田谷夕市區込牛市京東
副區込牛員議代ヤ組商服洋京東事幹會ヤ同
ンアス篤人圓社ニ社公アシト長部區

歳五十五　**郎五禮賀志**　業請貸
地番九十五町坂麹區田番早區込牛市京東
實込牛在現然開立獨年七十三治明身出郎市京
長組副可卷田鶴區田箱早締取副合組屋

歳三十七　**郎太榮山檜**　屋湯
地番八十四町谷夕區種川石小市京東
信レア知アシト人ノ仰信ハ代當主名ハ代仰
リアヽツヤ暮ニ榮繁々益ヲ東一ハ力ノ仰

歳三十三　**作豐嵐十五**　業車輛自
地番一十町柳區川石小市京東
福井縣ノ出身ニシテ新進組織ノ　ト斯
界ニ重ヤヲナス

歳七十三　**吉豐井鳥**　商物青
地番七十三町谷澁省區町石小市京東
小石川青物問卸組合幹事會幹ヲシト
ズヨカ少事ルス話世ヲ生爭外ルス力勢

六十歳　**助之愛田藤**　商卸造　子椅藤
地番二町辻田川石區込牛市京東
東ニ現アシテ績重ノ界業所出身ノ縣山歌和
部會々町辻リタ員會部ヲ組工商縣京

勇　澤宮
地番六十四百町山田區込牛市京東
町内ニ信實クヲ鏡ノ人顧愛ヲ業温ダタ

歳二十三　**郎次萬元平**　建築請負業
東京市小石川區下富坂町十番地
滋賀縣士族太郎ノ出身ニシテ志ス所アリ大ニ奮勵努力ノ結果今日ノ隆盛ヲ致セリ

歳五十四　**助傳野菅**　土木建築請負業
東京市小石川區表町十五番地
岩手縣紫波郡ノ出身ニシテ夙ニ志ス所アリ大ニ奮勵努力ノ結果今日ノ隆盛ヲ致セリ

歳五十七　**吉春下鴨**　海產物商
東京市小石川區古川町六番地
温厚篤實ニシテ能ク人ノ信用ヲ博シ常ニ勤勉ノ結果今日ノ隆盛ヲ致セリ

歳四十五　**郎七藤江**　土木建築請負業
東京市小石川區水道端町一丁目二十四番地
温厚篤實ニシテ能ク人ノ信用ヲ博シ常ニ勤勉ノ結果今日ノ隆盛ヲ致セリ

歳八十三　**孝岡鶴**　酒類商
東京市小石川區西原町二ノ四十番地
資產ヲ擧ケテ會社ニ投シ常ニ率先シテ事業ニ從事シ今日ノ隆盛ヲ致セリ

歳四十三　**助之源幕小**　米穀商
東京市小石川區坂下町百三十一番地
東京府下北多摩郡村山村ノ出身ニシテ夙ニ志ス所アリ大ニ奮勵努力ノ結果今日ノ隆盛ヲ致セリ

歳四十　**三友治鍛**　洋家具調
東京市小石川區飯田町二十二番地
富山縣高岡市ノ出身ニシテ夙ニ志ス所アリ大ニ奮勵努力ノ結果今日ノ隆盛ヲ致セリ

歳三十四　**郎三忠田飯**　商業
東京市小石川區小日向臺町二ノ三番地
現住所ニ生レ敏腕新進ヲ以テ謂ハレ前途ノ大ニ嘱目セラル

歳二十三　**吉之宇澤矢**　酒類商
東京市小石川區音羽町三ノ七番地
先代ノ業ヲ繼ギ温厚篤實ノ人トシテ信用ヲ博シ常ニ推サレテ音羽會副會長ノ任ニアリ

歳三十六　**郎次藤井松**　貸小車商
東京市小石川區戸崎町六十七番地
堅實ナル方針ノ下ニ經營スルコト茲ニ十年基礎鞏固ニシテ信用厚シ

歳二十三　二瓶澤三　修車動自業
東京市小石川區大門町十三番地
ノ日今ヲヲ候相ガ努力ノ氏ト同ト要需ノ代時
ルラセ驚嘆ニ大進前ル至ニルヲ見ヲ盛殷

歳八十四　助之紋橋高　商物雜
東京市小石川區小日向町五十六番地
日歸戰役ニ復等八勳リヨニ功ノ役戰歸
京東ルラセ會委員
町向日向町小日小ル區ニ日今會開當
雜物商會合幹事々

歳一十五　郎五七邊渡　商物金
東京市小石川區關口町九十一番地
新潟縣ノ出身ニ際工兵大砲年永ル區ニ日今會開當
立創後シ務勤ニ際工兵大砲年永ル區ニ日今
事幹會々町向日小ル區ニ日今

歳二十三　郎次萬元平　運發十業
東京市小石川區下富坂町十八番地
滋賀縣栗太郡ノ出身動勉力行ノ士家業日增
事幹會々町富坂下ノ厚信用ク盛殷

歳四十五　助傳野菅　業建本土
請負業
東京市小石川區表町十番地
岩手縣紫波郡ノ出身ニ風ニ斯ニ鉱ニ動勉シ同業
者同ニ意ヲナシ信用厚シ

歳　　鴨　商物海
東京市小石川區
眞實ナル方針ノ
間ニシテ同業者

歳四十七　浦杉豐　ヤリメ
針製造業
東京市小石川區茗荷谷町三十七番地
事ル幹スト長々會總茗員委査調勞國
少カラズ見ヲ盛殷ニルル至ニ前ル途大ニ場電ラルヲ
亡死月二年本申不ズ

歳十六　施布嘉吉　業家貸
東京市小石川區春日町四十二番地
靜岡縣ノ出身淺井シテ来ニ東京ヲ志ニ功力努ノ國帝
日二遜ル會々町向日小ル區ニ日今會開當

歳四十三　藤遠源內　商物青
東京市小石川區八千代町三十五番地
北多摩郡ノ出身家人ノ力努開當
信用厚ク小石川區八千代町三十五番地
幾增日業家人ノ力努開當
事幹會々町千八ル區ニ日今

歳四十三　助之源葬小　商錢米
東京市小石川區坂下町十三百番地
東京府下北多摩郡ノ出身ニシテ努力
ル見ヲ盛殷ノ日今ヲヲ場ト場ノ

歳四十　友治鍛三　具家洋西
鋼
東京市小石川區伊差町二十二番地
富山縣高岡市ノ出身ニ岡ノ開ヲ今日ノ業幾
ム幾ヲ事幹會々町業畫區川小ル見

歳　　業　商
東京市小石川區
現住所ニ生レ故
大ニ場日セラル

歳五十四　**雄正井酒**　商酒類醸造業
東京市下谷区西町二十二番地
千葉県明治廿三年開業意匠登録ヲ計リ発展現ニ東京食料品同業組合下谷支部長ニ従事

歳四十七　**郎三兵木鈴**　菓子製造卸業
東京市本郷区弥生町十五番地
栃木県出身明治三十三年上京明治四十五年現ニ従事天理教会幹事会員役員

歳三十三　**三作川田宇**　商雑貨
東京市本郷区駒込千駄木町百三十番地
在京幹事会員役員ニ従事大正四年同郷人軍人慰安会ヲ組織シ盛ニ活動ス

歳四十二　**磐　坂　宮**　菓子製造卸業
東京市本郷区弥生町一丁目十一番地
長野県人明治三十八年独力ヲ以テ菓子製造業ヲ開始シ今日ノ盛アルヲ致セリ

歳二十七　**一純水清**　商肉牛
東京市小石川区三町目二番地
山梨県北巨摩郡ノ出身ニシテ家力貧ニ困リ十七歳ノ時単身上京シ爾来刻苦勉励遂ニ今日ノ基礎ヲ作リ現ニ東京牛肉商組合下谷支部副部長ヲ務メ尚ホ町会議員ニ選ハレ町政ノ為メ尽力シツヽアリ

歳四十一　**次善堤小**　酒商
東京市小石川区坂下町一丁目一六番地
埼玉県ノ出身現ニ坂下町々会幹事ヲ務メ尚ホ本郷人軍人会幹事ヲ兼ネ傍ラ東京醤油醸造同業組合ノ理事ヲ務メ現ニ同組合ノ副組長ヲ務メ尚ホ町会議員ニ選ハレ町政ノ為メ尽力シツヽアリ

歳六十七　**郎太宗田永**　貴金属玩具製造販売業
東京市本郷区弥生町九番地
石川県人明治十三年上京独力ヲ以テ貴金属製造業ヲ開始シ爾来刻苦勉励遂ニ今日ノ基礎ヲ確立シ現ニ東京貴金属製造販売同業組合評議員ニ選ハレ尚ホ同組合ノ為メ尽力シツヽアリ

歳五十二　**治周尼横**　機械器具製造販売業
東京市本郷区弥生町一丁目十六番地
新潟県出身明治三十七年独立開業ヲ以テ創業以来専ラ発明考案ニ没頭シ幾多ノ新機軸ヲ出シ業務ノ発展ニ貢献シ尚ホ町会議員ニ選ハレ町政ノ為メ尽力シツヽアリ

歳三十六　**郎太金村市**　木炭問屋業
東京市本郷区弥生町十番地
埼玉県人明治四十二年独立開業町会会計ヲ歴任シ尚ホ本郷人軍人会評議員ニ選ハレ東京木炭同業組合ノ為メ尽力シツヽアリ

歳三十九　**郎次茂田町**　醤油製品商
東京市本郷区根津八重垣町四十七番地
大正二年独立開業爾来刻苦勉励今日ニ至ル迄ノ間信用厚ク顧客ノ為メ尽力シツヽアリ

歳二十四　吉玉井新　證製銅筆業
東京市下谷區西町三番地
埼玉縣ニ勞シ現ヲ志ス
日本橋區本石町二十二年ニ大關奮起
厚用信組合幹事ヲ辭シ同業ノ者ト同盟シ資本金壹萬圓ヲ以テ
日本橋區本石町二十二年ニ大關奮起
厚用信組合幹事ヲ辭シ同業ノ者ト同盟シ資本金壹萬圓ヲ以テ

歳八十五　神田惣次郎　會社員
東京市本郷區千駄木町五十五番地
愛知縣人ニシテ式會社取締役ヲ辭シ
厚信組合運動ニ活躍シ
厚信組合運動ニ活躍シ

歳五十一　瀧口三郎　製造鐵器業
東京市本郷區湯島町二十八番地
大正二年獨力開業ヒ
厚信組合運動ニ盡力シテ
厚信組合運動ニ盡力シテ

歳四十七　鈴木兵三郎　菓子製造卸業
東京市本郷區眞砂町十五番地
栃木縣出身明治三十三年上京
現ニ四十五年ノ間ニ
東京菓子教會幹事ヲ
東京菓子教會幹事ヲ

歳八十三　三作川田宇　商業
東京市本郷區駒込千駄木町百十三番地
大正四年獨立開業ヒ
在郷軍人會青年團評議員
在郷軍人會青年團評議員

菓子製造卸業
東京市本
長野縣人
日ノ盛ア

歳八十三　郎太勝木々佐　商　貿易
東京市下谷區下根岸町十二番地
日本橋ニ現ヲ志シ
厚用信組合幹事ヲ辭シ同業ノ者ト同盟シ資本金壹萬圓ヲ以テ
現在ニ至レリ

歳五十五　郎太津三場馬　織物製印刷
東京市下谷區箪笥町十番地
明治三十八年ニ東京ニ開業シ
爾來今日ニ至ル
幹事ヲ辭シ
東京印刷織物組合評議員ヲ
東京印刷織物組合評議員ヲ

歳四十八　十利島大　燃料問屋
東京市下谷區入谷町二百五十二番地
茨城縣出身明治二十八年上京
現ニ開業シテ
東京薪炭組合員ニ
東京薪炭組合員ニ

歳五十四　雄正井酒　食料品卸商
東京市下谷區西町二十二番地
千葉縣出身明治三十三年開業
現ニ
東京食料品肉問屋組合下谷支部長ニ
東京食料品肉問屋組合下谷支部長ニ

歳六十七　郎太宗田永　貴金屬玩具販賣業
東京市本郷區骨董町九番地
石川縣人明治十三年上京
爾來今日ニ至ル
厚信組合運動ニ盡力シテ
厚信組合運動ニ盡力シテ

蓄音機製造
東京市
新潟縣
民道

歳四十一 **鯛忠野菅** 用直本日
地番六町中谷區下市京東
三十正大業卒學大田早年二正大出身番
ノ向ニ盛股久漸始開業現年

清藤齊 商米白
地番三十六ノ一町徒御區谷下市京東
當圖努力ノ日今ノ見ヲ盛ニル至
厚ン信ニ間者用繁

歳八十六 **郎次直村殿** 業金鍍
地番七十五町岸根下區谷下市京東
立開年二十二同京上年三十治明
事理會町若立創合組業金鍍京東創

歳六十四 **次善立足** 業洪銅
地番一十七百二町寺泉龍區谷下市京東
今開當業經商物青ヲ修始開業現年四十治明
厚冨信事幹合組商物青京東ル見ヲ日

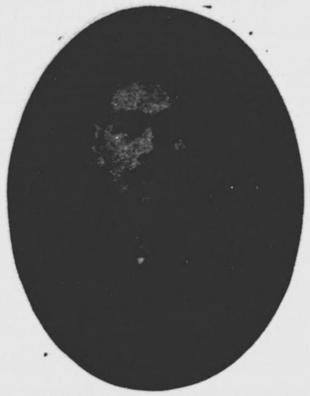

歳四十 **金田本** 鍍製鈑鉄
地番七十二坂中谷區谷下市京東
組業問造製器武京東京出年二正大身出取鳥
合評議員可會評議員信用厚ン

歳六十五 **保造野小** 商具家
地番八目丁三町徒御仲區谷下市京東
商物屋テントヲ機ア災震身出ノ郎藤安商本柄
ル見ヲ繁盛ノ日今ジ轉ニ商具家リロ

歳三十四 **郎三猪川中** 商綿砂
地番五目丁一町徒御區谷下市京東
現住所ニ坊ノ勢ノ現ヲロリ業實ロ生ル
會町今ノ勢ノ現ヲロリ業實ロ生ル所ニ
千冨信員職評合組産破砂京東員職

和洋御前 **吉政安岡** 歳二十五
地番五十ノ一町徒上野區谷下市京東
埼玉縣出身明治年十四十年上京町會幹事青年團
上町今ノ區谷下市京東計保評員事幹

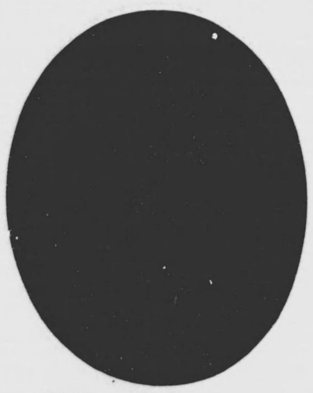

建築請負 **上田昌弘** 五十八歳
地
東京市下谷區金杉下町十二番
昭和信仰界ノ會人天ノ杉
事巳海等砂ヲ創設者

書筆商 **助之勇尾横** 五十四歳
地番二町黒門區東京市下谷
下谷ニ於ケル同業者ノ老舗大正十一年
會町年一十
幹事合組同業書筆商東京東

歳八十三　**三森川銓**　商業
東京市下谷區御徒町一ノ六
地番四十四百三町寺島龜區
明治三十六年茨城ヨリ上京
正大ミ積ヲ業務ノ方針立營
及ニ日今ヒ向ニ昌隆ヲ漸業
プ開立圖年八

歳三十三　**夾澤見高**　印刷及物品販賣
東京市下谷區西町三番地
長野縣出身大正十二年上京
國業開ニチ直ニ厚ク信盛ニ者業同ニ
努力ヲ今日ニ至ル迄ニ者業同ヒ

郎三由邊渡　業運送
東京市下谷區西町四ノ百十七番地
性溫眞實ニ者業同ニ信厚ク盛隆ノ日今ヲ見ル
力有ヲテ於ニ内町ク厚ニ信盛ヲ
者トレヲ推サル

四十歳　**忽忠野菅**　用雜貨製造
東京市下谷區御徒町一ノ六
地番六十町谷中區
三年現業開始漸次ニ發展
十三大正業卒學大田出身縣
ノ向ヲ

歳一十四　**次助野平**　業營
東京市下谷區竹町十二番地
愛知縣出身明治四十四年上京大正九年立獨
長組合組業造製帽仮東京ヲ株式會社ニ
務ヲ今日ニ至ル迄ニ者業同ニ

郎三庄木鈴　業鑛金
東京市下谷區西町一番地
獨立經營ニ者業同ニ
ル至ル迄ニ圓百萬ニ
見ル盛隆ノ日今ヲ努ニ
ル厚用信ニ

白米商　**清藤齋**
東京市下谷區御徒町一ノ六十三番地
營獨立經營力ニ
ル至ニ
ル見ヲ盛隆ノ日今ヲ努ニ
用信ニ

歳八十六　**郎次直村殿**　業金鉱
東京市下谷區下根岸町五十七番地
富山縣出身明治十三年上京同二十二年獨立
事理會町者立創組合組業金鉱業東京創業

歳三十四　**郎三猪川中**　商雜砂
東京市下谷區御徒町一丁目五番地
現住所ニ生レ幼ヨリ貧撃ニク努メ現今ヲ町會
評議員信組合評議員組合創立者ニ東京砂糖商業組合

…郎
…地
…ン厚狹信ノ内ノ

歳六十四　**吾妻野千**　商製鉄業
東京市淺草區阿部川町七十一番地
明治三十二年大正五年迄同所ニ於テ鉄工業ヲ営ミ其後東京市淺草區千束町四十四番地ニ移転シ現ニ至ル
大正五年以来同業組合ノ組織ニ関シ尽力シ現ニ同組合ノ副会長ノ職ニアリ

歳四十四　**郎太米田野**　商卸輸帽
東京市淺草區千束町四十番地
山梨縣出身明治三十三年上京シ現ニ至ル間一貫シテ帽子ノ卸商ニ従事シ其間大正十年有志ト共ニ厚狹信用組合ヲ創立シ理事ニ就任シ爾来今日ニ至ル

吉留塚鳥　師技具家
東京市下谷區龍泉寺町四十五番地
キ重ニ苦心研究ヲ重ネ遂ニ其ノ技術ヲ完成シ現ニ同業者ノ指導ニ任ジツヽアリ

歳三十七　**郎太金島鹿**　業屋質
東京市下谷區上野町二番地
大正八年有志ト共ニ下谷質屋組合ヲ組織シ爾来其ノ組合長ノ職ニアリ

歳九十三　**藏米井荒**　業商品販売会社
東京市下谷區上野町三番地
明治三十七年府ト志ヲ同ジクシテ上京シ爾来刻苦勉励ノ結果大正十年信用組合ヲ創立シ理事ニ就任シ昭和二年ニ至ル迄其ノ職ニアリ

歳四十四　**藏清川細**　造製緒鼻商卸
東京市淺草區千束町二十六番地
大正五年以来同業組合ノ組織ニ関シ尽力シ現ニ同組合ノ副会長ノ職ニアリ

歳四十九　**郎次幸本松**　商米白
東京市下谷區龍泉寺町四十五番地
明治四十二年独立開業シ爾来今日ニ至ル迄一貫シテ白米商ヲ営ミ現ニ同業者ノ組織スル厚狹信用組合ノ理事ニ就任シ尽力シツヽアリ

歳二十五　**郎太勝原**　械機織製造製
東京市下谷區練塀町六十二番地
明治四十二年独立開業シ爾来今日ニ至ル迄一貫シテ織機製造業ニ従事シツヽアリ

歳三十八　**郎一榮藤齊**　紙原料材問屋
東京市下谷區練塀町五十一番地
千葉縣出身大正元年上京シ爾来洋紙原料ノ販売業ニ従事シツヽアリ

歳　**郎次金條下**　商銀金
東京市下谷區龍泉寺町四百三番地
性温厚町内並ニ同業者間ニ信用厚ク隣保相扶ケ互ニ親睦ヲ図リツヽアリ

歳七十四　一敬邊渡　商卸履草
地番二十三町戸川花區草淺市京東
岡經ヲ業本ニチ直京上年二正大身出經山
今日ニ至ル同業者ニ関シ同所信用ノ

歳五十四　郎五一森　業理料
地番三十九町戸今方地區草淺市京東
明治三十八年開業目下関町々町會事ノト
町内ノ為力盡ス所信用ノ

郎次瀧松村　職工石
地番八十二町塚區草淺市京東
ル置ヲ盛隆ノ日今力努関當
ル所信用ノ内町

歳八十四　吾末野千　商穀米
地番四十七町川部阿區草淺市京東
業力努関當開立獨年三正大身出縣潟新
ス所信用関當者業開ルナト大盛ニ日

歳四十四　郎太米田野　商卸酵醋
地番八十五町泉寺龍區谷下市京東
ヲ業營ノ在現上京上年七十三治明身出縣梨山
有用信ニ関者業同ヒ向ニ盛殷次漸シ始開

表具師
京東市下谷區
究心強ク
界ニ

歳一十五　松音門　鳴附子鋪
品雑造業
東京市淺草小島町十四區
明治三十四年開業関力努
業ル至ニ今日ニ盛隆ニ向ヒ同ヲ業者ニ関ス

歳六十七　郎太甚藤佐　業見食飲
地番三丁五町道馬區草淺市京東
受ヲ賞ノ回數リ山警ニ年三十大治明ヲ業本
ス所信用ル至ニ日今店開ヲ業

歳七十五　郎太重間梶　商卸器陶
地番二十五町戸今區草淺市京東
治三十八年來以年四治明ヲ業本
ス所信用員員評會人元町

歳四十四　蔵清川細　造製緒鼻
卸商
地番三十六町天區草淺市京東
大正五年以來同卸商ヲ經營シ今日ニ至ル同
業者関信用ノ有リ

歳九十四　郎次幸本松　商米白
地番五十二町寺泉龍區谷下市京東
明治四十二年獨立開業當關努力今日ニ至ル
正陪當員ノ祭職ヲ果サレ同業者関ノ信用所

製造機械
京東市下谷區
群馬出身町
組合

染物業 大江庄治
東京市浅草區草浅市京東地番三目丁一町井福
厚區信國名業開ル見ヲ功成ノ日今力努國富
シ

歳二十三 米穀商 山田儀助
東京市浅草區玉姫町百八番地
茨城縣出身明治二十四年現住所ニ開店
國富ノ日今ヲ努力
有用信ニ國者業開ル至ニ日今

歳六十四 玩具卸商 宮崎平次郎
東京市浅草區南元町五十番地
大正十五年來卸商ヲ經營ル至ニ日今者業開
同ニ信用有リ

歳三十六 米穀商 吉田藏
東京市浅草區橋場町二百二番地
大正九年開業和力經營業組合ヲ發展ニ日今
ル厚信用組合員業開ル至

歳三十七 自轉車商 佐藤惣七
東京市浅草區榊町三番地
大正十四年自轉車販賣業修繕ヲ經營ニ日今
シ厚區信用組合員ル至ニ友交

歳五十八 建具商 小湊金藏
東京市浅草區千束町五十番地
明治二十五年來本業ヲ經營ル至ニ日今
者業開ル至ニ同厚信用ニ

歳二十三 米穀商 山田儀助
東京市浅草區玉姫町百八番地
茨城縣出身明治二十四年現住所ニ開店
國富ノ日今ヲ努力
有用信ニ國者業開ル至ニ日今

歳六十五 炭商 吉之猪川粉
東京市浅草區南元町五十一番地
明治二十八年開業東京炭組合ヲ組織ニ日今
郡第三區長ヲ勤ニ者業開ル至

印刷業 石田仁太郎
東京市浅草區須賀町十五番地
實性ニシテ厚ニ日今ノ成功ヲ見ル

製圖機械商 藤山拾吉
東京市浅草區福富町十一番地
國立經營ニ日今ヲ努力ロク業開ニアル至ル
者ニ信用厚シ

洋服商 柴崎啓助
東京市浅草區西三筋町三十五番地
富ニ日今ノ成功ヲ見ル町内信望厚ク努力
シ

助之新井亀 業ヲ務
東京市浅草区南元町三十八番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムルヲ見ル成功ノ日ヲ今カ努

七清井新 職物指
東京市浅草区南元町二番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムルヲ見ル成功ノ日ヲ今カ努

鉾保苗松 劇員玩
東京市浅草区南元町四十一番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムルヲ見ル成功ノ日ヲ今カ努

治庄江大 業物染
東京市浅草区南元町一丁目十一番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムルヲ見ル成功ノ日ヲ今カ努

助柴野西 商物乾
東京市浅草区南元町阿部川町八十九番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムルヲ見ル成功ノ日ヲ今カ努

藏之巳地菊 商炭薪 四十八歳
東京市浅草区南元町二番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムル為メ大正二年六月出身鳥取県
同商炭薪業組合東京聯合会ノ幹事ヲ務メ現ニ東京市浅草区南元町三十番地ニ住所ヲ有シ信用組合ノ理事ヲ務ム

定雲南吉 商穀米 五十五歳
東京市浅草区南元町四十四番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムル為メ大正二年上京直ニ同業ヲ開キ今ヤ新潟県出身ニシテ信用組合ノ理事ヲ務ム

儀田山助 商穀米 三十二歳
東京市浅草区南元町百三十四番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムル為メ大正二年上京直ニ同業ヲ開キ今ヤ茨城県出身ニシテ信用組合ノ理事ヲ務ム

次平崎宮郎 商卸員玩 四十六歳
東京市浅草区南元町三十八番地
営利ヲ目的トセス信用ヲ基礎トシ各組合員ノ協同互助ヲ以テ各自ノ経済ヲ発展セシムル為メ大正二年上京直ニ同業ヲ開キ今ヤ東京市浅草区南元町三十八番地ニ住所ヲ有シ信用組合ノ理事ヲ務ム

山 商穀米
東京市浅草区
大正九年開業
区ル同業者間

粉川猪之吉 商炭薪 五十六歳
東京市浅草区南元町一番地
明治二十八年二月ヨリ有用信用組合ノ理事ヲ務メ現ニ東京市浅草区南元町三十番地ニ住所ヲ有シ信用組合ノ理事ヲ務ム

業 商印刷
東京市浅草区
資性温厚ニシ

歳五十八
地
ム賦々金産財

鈴藤熊能 業屋湯
地番三ノ一町牧松區所本市京東
力努ニ展發ノ業營擧潔シ始開ヲ業屋湯ヨ力
ル至ニ見ヲ況盛ノ日今シ

郎三戒山来 商物青
地番十一ノ三町橋區所本市京東
シ厚ニ信用組
温ル至ニ町

郎次府杉上 商鮮朝
地番一ノ二町光月區所本市京東
大正八年開業力ヲ開業シ始ヲ業營擧潔ニ展發ノ力努
ル至ニ見ヲ況盛ノ日今シ
ヲ金資ル至ニ日今ヲ圖營力努ヲ業開年八
シ厚用信ニ盛

川圖早 業屋畳
地番一ノ二町四十一本京東區草淺市京東
ル見ヲ成功ノ日今ヲ力努圖營

郎太幸地菊 商子帽
地番八十五町筋三東區草淺市京東
町内ノ組信濃ル見ヲ盛ノ日今力努圖營

輔之新谷神 屋問屋草
地番一町門衛左區草淺市京東
千鶴輔出鳥大ヨ元ヘ日今ニ至ル東京ヲ草
シ厚用信ニ關者業商員職興代合組屋問

島鹿島菩 商物青
地番三ニノ一町橋區所本市京東
獨立商ヲ研今日ノ力ヲ動奮業員營ヲ極青ル見ヲ況盛ノ日今ル
ニ五ヲ同ニ業者業商ニ間山ヲ信厚シ

郎太藤村島 業負請疊
地番三十二目丁町松區所本市京東
東京製疊ヲ本今ル至ニ年二ヲ業事ル至ニ長ヲ間外其
ル至ニ日今ニ町松代ヲ會理事ル及ヲ業開ヲ圖營力努ヲ

久吉屋酒 呉服
地番一目丁一町道馬區草淺市京東
ヲ業營ニナ直京上年一十四ヲ月明ヲ員員出ヲ縣鳥
シ厚用信ニ盛ル至ニ日今ニ開

彌吉川中 下問屋
地番一町阿矢區松草市京東
大正九ヘ開業ヲ町梅興會幹ヲ阿矢先神社
ヲ百第力壹五ノ内町梅ヲ員委業商者業ニ間

歳六十三　吉英木鈴　議員　商業
地番二十町水清区所本市京東
他町水清員委會引業開午九正大農五縣又縣
埼リタ生壁ノ　部在ノ内町七

平柳馬相
地番一十ノ二町綱横区所本市京東
シ厚報信ノ内町厚温リロ少幼

歳八十五　郎太安宮小　業農主地
地番五十七町上押区所本市京東
先代ノ後ヲ業農家ヤ盛隆ヲ産財盛ム積ヤ益
町會副倉貸ト長ラテニ信厚ラシ

恵藤崎能　業屋湯
東京市本所区松坂町一ノ三番地
調力ヲ業屋ヲ開ヲ業開シ治ヲ業営ニ労力
ル至ニルア見ヲ況ヲ盛ノ日今ニ区運奮ヲ動

歳一十四　郎次消杉上　商般来
東京市淺草区町一番地一番地
大正八年開業力協ノ日今ニ区運奮ヲ動ヤ益ヤ
厚信ニ用利ヲ金資ル至ニ

業屋
東京市淺草区
ヤ力努今日ノ

歳五十四　郎次作山丸　屋問木材
東京市本所区番地一ノ六町川割
材木界ノ威権ノ名元京東京材木問屋同業組合
評議員及會副會町在現員役會査審

歳三十五　吉留治小　貨小卓個
東京市本所区町五ノ三十番地
群ヲ縣高崎市ノ身ニシテ
基礎ヲ盤ヲ強固町會役員ニ新任

歳秀田瀬
東京市本所区番地一番
員撃ニシテロ畜勵區ニ今日アルニ至ル町
内ノ信ヲ厚シ

郎三成山来
東京市本所区町一ノ三十一番地
ヲ厚ニシテ篤ヲ町内ノ信用厚シ

歳甚島鹿　商物青
東京市本所区町一ノ一ノ二番地
ル見ヲ況ノ日今勵畜撃ヲ銘ヲ物青ニ
シ厚ヲ信ニ間業者同ニ至リ

業負請
東京市本所区
東京製畳組今
松代町々會理

歳五十一
拝員査調妙

歳十四 次平喜多喜 機械器具製造職工
地番十七十四川町横川町郷ノ中区所本市京東
佐賀縣ク就ニ事理會町年永身出ノ藩賀佐
學小川横ク就ニ事理會町年永身出ノ藩賀佐
校伴識者役員會ダリ

歳八十三 郎太國島田 製造機械作業
地番七十三町門右衛區地所本市京東
機械製作ニ就テハ多年研究ト経験ヲ重ネ本
關係者等ト協力シテ國家ノ為メ盡ス日ヲ期
員委會町事幹會分會人軍郷在番經立

歳十五 吉佐間蛭 メリヤス製造卸業
地番七十ノ二町原柳區所本市京東
大正十二年震災ノ為メ全部焼失ス
評會町會展發町會副盡ニ業經番十ノ
議員ニ選ハレ東京市第三方面委員トシテ

畳 原 榊
東京市本所区横網町一ノ五番地
温良恭倹ヲ以テ人ノ範トナル

歳四十六 助之國水清 建築請負業
東京市本所区南二町川ノ九十ノ二番地
三治明員ヲ以テ組ヲ清東京ニシテ兒所本ノ粋ヲ
生十八年以來ノ川深ニ署防消ニ番三組ヲ頭ダリ

歳三十五
五十三歳
早逓會經立國

吉政崎條 商器除日
東京市本所区亀澤町十番地
良ク努メ殿ニ業営漸次發展シ會社ノ身出ノ藩賀佐
有ル店ト呼ノ敷

歳十六 吉藏川石 商料材號
地番三十三目丁一町平太区所本市京東
明治十等八動リ伏ノ功ニ役ヲ賞日盡出ノ藩賀佐
ダリ員議評商料材號部從一總本平多リ

作萬島尾 製造車輪自業
東京市本所区二町業北区所本市京東
営業ニ熱心ニ努メ漸次ニ發展ノ状況ヲ見ル
ニ厚キ信用ヲ受ケ同業者ノ信望ヲ一身ニ集メ
シ厚用信ノ古梁同ニビ庵町内ノ町リ

歳三十五 郎五由山森 業負請
東京市本所区柳原町三丁目十四番地
敏腕ニシテ情モ厚ニシテ而モ義ヲ重ンジ
好判評ニ者業同ク盡ス為ニ界業新ニ至リ

歳二十四 助伊村中 商物竜海
東京市本所区南二業町四十二番地
大正三年開業ヨリ順調ニ今日ニ至ル東京
産物組合北部委員ニ在任

吉鶴村松　商　業
東京市本市太區所本町一ノ平百二十番地
ク厚モ用信ノ内町力努圖當ロク後營御立圖
ル見ヲ昌歷次漸

松丑吉上　業貿綿
東京市本市吉區所本田町十三番地
見ヲ日今勵當ク後營經立圖者力有ノ内町
ン厚用信ニ間各露披回ヶ亜ニル

郎次高塚大　業營製
東京市本市京區所本區岡國町五十六番地
埼玉縣ノ出身長會副區町鳥
會在鄉軍人會ク交ク狀謝感ロ

次平喜多喜　四十歳　械機械機
東京市本市京區所本區川横町四十七番地
學小川横ク就ニ事理會町年永鳥出ノ縣賀佐
リヤ員役會各團保係

郎太國島田　三十八歳　製械機械機
東京市本市京區所本區地右門町三十七番地
獨後ヲ重ヲ驗經ト究研年多ア就ニ作製械機
員委會事町幹會分會人軍鄉在營經立

蛭　歳　ス
製造卸業
東京市本所區柳
大正十二年經營方
職員東京第三

吉藤林　三十九歳　商械機械
東京市本市太區所本町一ノ百二十七番地
況盛ノ日今業開立圖年七正大鳥出ノ縣阜岐
任高ニ長各組副合組商械機東京ル見ヲ

治忠松榮　七十三歳　械機刷印
製作業
東京市本市京區所本林町三ノ三十八番地
岐阜縣ノ出身鳥ノ大正八年
ス員議調業商評各國立圖
任在テシト務常員職評各町

郎芳藤齊　五十三歳　製及型模窯
材鋳
東京市本所區綿町四ノ十番地
新潟縣ノ出身ニシテ大正五年
年逓營經立國
ル亜ニ日今風發

政治條吉　商器醫日
東京市本所區龜澤町十番地
良ク努メ良ク勵ミ營業漸次發展シ
有ル店トナル

蔵次川石　六十歳　商料材號
東京市本市太區所本町一丁目二十三番地
新水縣ノ出身日青役ノ功ニ
勵ア等八勤リ伏ニ
リヤ員議洋商料材問題事從一鑑本平多

尾　業
自轉車製
東京市本所區北二
營業ニ熱心ロク
ヒ同ニ重ヨリ町内

歳二十五
…番地
…町會員現
…有

白米商　三木久五郎
東京市深川区古石場町二十二番地
個人ニ設立経営シ漸次ニ発展ヲ計リ現ニ其業績良好ナリ
ルニ至リタル者ニシテ有力者ノ内ニ数ヘラル

歳四十八　商業　野邊三芳郎
東京市深川区中島町六番地
栃木県出身明治廿一年上京シ苦学力行今日ノ大ヲ成ス
シ現ニ信用組合業ヲ営ミ傍ラ貿易商業ニ従事シツヽアリ

歳六十四　商業　藏持栄枝
東京市本所区番場町
先代ノ業ヲ継ギ明治廿二年ニ現在ノ地ニ移転シ爾来今日ニ至ルマデ魚商ヲ営ミ傍ラ東京魚商業組合ノ組合長ヲ勤メ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ東京魚商業組合ノ組合長ヲ勤メ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ

歳九十五　建物製造業　内田作忠
東京市本所区長岡町七十七番地
埼玉県ノ出身ニシテ明治廿年上京シ苦学力行ノ末ニ建物製造業ヲ営ミ傍ラ東京商業会議所ノ議員ニ選ハレ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ東京商業会議所ノ議員ニ選ハレ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ

歳二十五　請負業　丸山徳太郎
東京市本所区新小梅町二番地ノ二
新潟県ノ出身ニシテ勤勉力行今日ニ至ルマデ一部下ヲ愛撫シ信望ヲ集メツヽアリ

歳三十四　官庁御用業　左官棟梁　澤田力藏
東京市深川区扇橋町一番地
千葉県ノ出身ニシテ今日ヨリ遡ル事二十年前ニ上京シ苦学力行ノ末ニ左官業ヲ営ミ傍ラ東京左官工業組合ノ組合員ニ選ハレ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ

歳五十五　家具卸商　辻市五郎
東京市深川区入船町三丁目三番地
栃木県出身明治三十五年上京シ苦学力行ノ末ニ家具卸商ヲ営ミ傍ラ東京家具卸商組合ノ組合長ニ選ハレ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ

歳五十　海産物商　鈴木雄二
東京市深川区古石場町十二番地
明治三十四年現在ノ地ニ移転シ爾来今日ニ至ルマデ一向ニ変ルコトナク又深川町内町会幹事トシテ町内ニ重キヲナス

歳一十五　鶏肉商　金平三郎
東京市深川区古石場町十二番地
大正三年開業東京食肉同業組合ノ組合長ニ選ハレ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ

歳三十四　製ソーダ工業　大島彌作
東京市深川区西平野町一番地
三重県出身明治四十四年上京シ苦学力行ノ末ニ製ソーダ工業ヲ営ミ傍ラ東京製ソーダ工業組合ノ組合長ニ選ハレ又本所区会議員ニ選ハレ区政ニ参与シ尚ホ

銅鐵業 吉宇川小 六十三歳
東京市深川區石島町三百番地
大正十三年以來東京輕金屬組合長トシテ
同業者ノ為ニ盡瘁シ尚ホ現ニ其ノ職ニ在リ

材木商 三文野岡 四十歳
東京市深川區西町四番地
茨城縣出身大正二年上京シ爾來專ラ材木業ニ從事シ今日ノ盛運ヲ見ルニ至レリ

鑄造業 木原茂信 五十二歳
東京市深川區猿江裏町二百二十三番地
水戸出身明治二十一年上京元龜戸町會議員現ニ有用信用組合理事トシテ
在江東關係物品販賣業ヲ營ム

白米商 三木久五郎
東京市深川區古石場町二十二番町
國立經營後漸次發展ヲ計リ今日ノ盛況ヲ見ルニ至リ町内ノ有力者タリ

土木請負業 古三新山郎 五十三歳
東京市深川區龜住町十八番地
近衛工兵トシテ出征ニ從事日露役ニ從軍八等勳ヲ賜リ爾來土木業ニ從事シ
現ニ有用信用組合ノ理事ニ在リ

葬儀屋業 天野勘次郎
東京市深川區四平井町四番地
元氣旺盛ニシテ常ニ進取ノ氣象ニ富ミ現ニ有用信用組合ノ理事ニ在リ

下駄商 村山三藏 五十四歳
東京市深川區森下町七十二番地
深川育ナルヲ以テ常ニ區内ノ事ニ盡瘁シ現ニ有用信用組合ノ理事タリ

左官業 棒澤力藏 四十三歳
東京市深川區猿江裏町一百一番地
千葉縣出身上京後今日ノ隆盛ヲ來セリ
現ニ有用信用組合ノ理事及ビ組合員ニ對シ金融ノ便ヲ圖リツヽアリ

米穀商 野邊芳三郎 四十八歳
東京市深川區福中島町六番地
新潟縣出身明治四十一年上京爾來商業ニ從事シ今日ノ大ヲナセリ
現ニ有用信用組合ノ理事ニ在リ

家具卸商 辻市五郎 五十五歳
東京市深川區入船町三番地
福井縣出身明治三十年上京爾來本業ニ從事シ今日ノ大ヲナセリ
現ニ有用信用組合ノ理事ニ在リ

五十五歳
二番地
經營東京印刷

歳九十三　吉政澤金　工加金板業
東京市深川區海邊町六十五番地
深川板金加工業組合副組長トシテ業者ノ福利ヲ増進シ組合ノ發展ニ盡瘁シ尚ホ深川區會議員ニ當選シ區政ノ爲メニ貢獻スル所多大ナリ

歳六十六　治龜場大　業鐵工
東京市深川區富川町十八番地
仙臺出身工學士明治三十一年鐵工場ヲ開業シ爾來今日ニ及ブ先ツ會社ノ基礎ヲ固メ其ノ後株式會社ニ變更シ現在ニ至ル

歳五十三　助丈田寺　商向鳥
東京市深川區千田町二百四番地
明治三十五年開業町會幹事同組合副會長江東會長名譽會員ニアリ等ノ職ニアリ各幹事ノ推薦ニヨリ向上會ヲ組織シ向學生組合幹事長ニ就任シ今日ニ及ブ

歳五十五　藏寅藤伊　屋漆木問
東京市深川區東富ノ場河岸二十三號
三重縣ノ出身公民會支部長昭和會ヲ組織シ會長ニ推サレ區會議員ニ當選シ爾來連續三回ニ亘リ區會議員ヲ務メ現在ニ至ル

歳八十三　三勘中田　業産製
東京市深川區洲崎弁天町一ノ十五番地
弁天町ヲ會會計係幹事ヲ經テ現在ニ至ル
人ノ心ヲ把ニ職ニ就キ常ニ誠意ヲ以テ接シ信用ヲ得テ今日ニ至ル

五十二歳
五十番地
業ニ關カ關係
ナリ

歳三十三　郎五鐵島稲　業貿請
東京市深川區小名木川町二丁目番地
荷造基礎其他ノ請負業及保險代理業ヲ營ミ傍ラ陸運會社ノ重役トシテ大盛會社ノ爲メ盡瘁シツヽアリ

歳三十四　重義澤小　業製理
東京市深川區富吉町十八番地
千葉縣ノ出身東京理製業組合幹事兼副組長トシテ業界ノ爲メ盡瘁シツヽアリ

歳五十四　助之松井石　業材製
東京市深川區千田町五百五十番地
千葉縣立銚子中學校卒業同年東京ニ出デ大正元年ヨリ昭和十年迄ノ間ニ於テ東京市會議員ニ當選シ現在ニ至ル

歳十五　郎次辰崎岡　員請請物製
東京市深川區東町九番地
茨城縣出身明治三十四年上京シ爾來今日ニ及ブ間會社幹事組合長々會幹事公民會江東會長ヲ經テ現在ニ至ル

歳八十四　郎六太山横　業物物
東京市深川區西六間堀町三番地
横濱出身明治四十三年出京勤功ニヨリ八勲ヲ賜ハル
同組合副會長自轉車同業會副會長町會等ニ盡瘁シツヽアリ

歳一四　郎三產月井　業材製
東京
地番三丁橋鞘東區川深市京東
經立爾關營擧員京上年十四治明身出龜州
シ厚用信間者龜同ル見ヲ處股ノ日ト營

歳五四　郎次金木鈴　業製造
東京市深川區四千田町七十百四番地
帝員委區方市京東員委幾整訓區長會必會
學生會分川深人郎在鄉國

歳五十五　吉藤野佐　業刷印
東京市深川區六西町堀冨三番地
刷印京東營經立獨年一十三治明身出龜州
長郎支川深明員區代今組刷

歳九十三　吉政澤金　業工加金板
東京市深川區海邊町六十五番地
深川板金加工業組合副長
ニ町内ニ在信ニ町元ヶ石

歳六十六　治龜場大　業工鐵
東京市深川區富川町十八番地
鐵工場年一十三治明業卒校中手工身出產仙
長會元ブ及ニ日今努メタ々ロ圓當開

寺　業商肉鳥
東京市深川區千
明治三十五年開
肉商生組合幹

歳三十四　郎太小藤道　業農
東京府南葛飾郡砂太町兵工郎太番四百四地
（
明治四十年五十四以來本ニ業ニ從日ニ十四
厚ナル努力東

歳七十七　助專內山　造製料材戸
東京府南葛飾郡砂町四百十八番地
シ宣營經業漁ヲ場工造製料肥年一十三治明
シ厚篤信リナ盛殿ニ日勝業得ヲキ

歳五十二　郎太齋島中　業屋湯
東京府南葛飾郡區戸町五百ノ五十番地
福井縣ヨリ身出龜州力獨ニ京東年一十三治明
リナ大盛ニ日勝業得ヲキシ宜營個

歳五十五　郎五磯島福　業員請
東京府南葛飾郡松川町二丁目二番地
衛遺基業漁其續ノ請負業及各保險會
シ厚篤信リナ大盛營營業ヲ

歳三十四　重義澤小　業髮理
東京市深川區富吉町十八番地
千葉縣ノ出身東京理業髮組合幹
校營監業卒
ス率藍ノ爲ノ界所ヶトレテ長組副

石　業材製
東京市深川區千
千葉縣出身大正
大歷盛今日ニ

歳二十
番地
日今力努
信卯家

歳十五　郎四平井石　業材石
東京府南葛飾郡小松川町三ノ七番地
明治三十年來各國博覽會ニ出品ス
長々會和平員委務事長員議評會町

歳四十四　郎次金橋石　屋問向豚
東京府南葛飾郡寺島町大字寺ニ二〇
元海軍一等兵ニシテ日露戦役ニ出征
士ノ寡婦ナルヲ以テ毎月金若干ヲ贈
ル

歳十五　吉眞田吉　業職種變會
東京府南葛飾郡寺島町大字小松川下平井一〇五八
入正ニ日今ニシテ大正十五年以來同町會評議員
ノ厚意ニ報ユル爲メ

中村　惠一
東京府南葛飾郡寺島町大字小松川百九十二番地
性温厚ニシテ厚意ヲ以テ

歳四十八　郎太勘谷綱　業店食飲
東京府南葛飾郡寺島町大字小松川二百九十二番地
千葉縣出身明治四十四年三月和會幹ニ開業
リ大正十五年以來引續キ會幹業務ニ從事

歳十五　吉文町室　業負請屋
東京府南葛飾郡小松川町字中平井一五七
明治三十六年日露戦役ニ出征シ凱旋後
ニ等軍人トシテ恩給ヲ受ケ同年開業ス
ル傍ラ町會評議員ニ選ハレ爾來數回ニ
亘リ町會議長ノ職ニアリ

歳十　郎太龜本岡　業農
東京府南葛飾郡砂町字大島ニ於テ農業ニ從事シ
現ニ東京府會議員ノ職ニアリ

歳六十三　助之松井石　業商器陶石
東京府南葛飾郡小松川町字下平井一〇八二番地
明治三十二年ヨリ同地ニ於テ石燈籠ノ製造ニ從事シ
大正三年ヨリ同業組合ノ幹事ニ選ハレ爾來今日ニ至
ル迄引續キ其ノ職ニアリ

薫　岩小
東京府南葛飾郡寺島町大字小松川百九十二番地
性温厚ニシテ厚ク實直正ニシテ人望アリ

歳三十五　吉外西中　商貨雜
東京府南葛飾郡寺島町大字小松川二百九十五番地
明治三十四年ヨリ同地ニ於テ雜貨商ヲ開業シ爾來
熱心ニ業務ニ從事シ今日ニ至ル迄引續キ信用厚ク
ノ顧客ヲ有スル者ナリ

歳四十三　**郎五綱井細**　實小車俥業
東京有南葛飾郡小松川町大字四ノ八番地　二十
ノ實篤厚温ル至ニ日今店開業現年三十三正大
士信用有リ

歳三十三　**郎次亀澤中**　ドイツ工業
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ百五十井千東
地番十二ノ員會正厚篤實ノ内町川松小郡飾葛南府京東
柴ノ員會正厚篤實ノ内町川松小郡飾葛南府京東
温厚篤實ニシテ信用アリ内町川松小郡飾葛南府京東
サルヲ業ヲ職

歳二十四　**作昌林小**　業場浴
東京有南葛飾郡亀戸町大字四十番地
日今力努圓業實開立獨前年二十ニテシテ自出縣島鹿
石川縣出身大正四年來東京ニ
家印信ヲ幹合組業ヲ浴戸亀ヤセ主ヲ盛ノ

歳十五　**郎四平井石**　業材石
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ三番地
明治三十年來各國博覽會ニ出品シ好評ヲ博ス
長ヲ會和平員委執學長員議評會町

歳四十四　**郎次金橋石**　屋問肉豚
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ二二八番地
ニ日今業開ニ店本資實ノ士
元海一軍ニ業農ニ主兵出縣島鹿ニ日今事
士ノ實篤ナル心ヲ熱ニ防ル業

歳　**吉**　植養魚台
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ百五十井千東
入正二年開業今日ニ
町會評議員トシテ

歳三十三　**郎次久海鳥**　商雜米
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ百五十井千東
地番二十二町市日二川
米白下目日店開力勵年五十二治明身出縣島重千
ン厚用信ニ間者業同幹ヲ合組業商同

歳九十四　**吉寅田鳥**　取探海魚
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ百五十井千東
地番九十六百四千三町森大郡原荏府京東
校學小長區ル十日代ヲ六ニ民シテ家ニ寄高
岡町
ン高望嘱シテ員服評

歳一十四　**一太原田小**　造製画紙
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ百五十井千東
地番一ノ六宿川五百品南川町
努圓業專開立獨前年二十ニテシテ自出縣島鹿群
力今日ノ功成ル見ヲ

歳一十五　**吉文町室**　業負請瓦
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ三番地
明治三十年來開業ニ日今
引治三十六年ニ役戦露ニ出征シ
ン厚篤信實者業同ルヲラセ叙

歳十五　**郎太龜本岡**　業農
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ二百六十番地
代ヽ農ニ業ニ日今事ニ從
ナリ家ノ實篤名心ヲ專ニ治ヲシテ員

石　**井**　器明檢
東京有南葛飾郡小松川町大字一ノ百五十井千東
入正三年ニ
町小學校務事委信員

歳六十四　吉惣田森　員社會
東京府荏原郡目黒町下目黒二百六十番地
東テープ捲造株式會社ノ創立ニ參加シ後ニ專務取締役ニ就任シ現ニ其職ニアリ

郎次善田藤
東京府荏原郡品川町北品川七十六番地
信濃ノ人内町寓ニシテ厚ク性温厚ニシテ篤ク信義ヲ重ンス

歳八十四　平武邊渡　員請願許特業
東京府荏原郡大崎町字居木橋七百十八番地
日ヲ重ネテ今ヲ距ル三十九年明治十三年ニ創業シ後ニ新潟縣出身ノ人ヲ傭入シテ等級ニ從ヒ之ヲ教育シ現ニ其數百餘名ニ及ヘリ

歳六十五　郎五龜田島　取締役兼支配人
東京府荏原郡大森町字山王三千三百四十番地
代々本業ニ從事シ傍ラ農業ヲモ營ミ現ニ其業ニ從事スルノ老舗ナリ

歳九十四　吉虎本瀧　商　酢
東京府荏原郡品川町二日市町百四十二番地
信濃ノ人内町ニ移住シ後日ヲ重ネテ今ヲ距ル五十年前ニ創業シ勞力ト誠實トヲ以テ經營シ現ニ其業ニ從事スルノ老舗ナリ

歳十五　八藤林平　取締役兼支配人
東京府荏原郡大森町字山王三千四百九十番地
代々本業ニ從事シ傍ラ農業ヲモ營ミ現ニ其業ニ從事スルノ老舗ナリ

郎次辨非岩　業農　七十一歳
東京府荏原郡品川町字道口二百四十二番地
有志ノ人ト共ニ計畫シ明治十三年ニ創立シ後ニ社長ニ推サレ現ニ其職ニアリ

吉留川宮
東京府荏原郡品川町南品川六百八十六番地
信濃ノ人内町寓ニシテ厚ク性温厚ニシテ篤ク信義ヲ重ンス

郎次準本鈴　商　器樂　四十一歳
東京府荏原郡入新井町字不入斗一九八一番地
明治大學出身ニシテ夙ニ志ス所アリ學業ニ從事シ勞力ヲ惜マス現ニ其業ニ從事スルノ老舗ナリ

藏金内堀　商　種　穀　八十八歳
東京府荏原郡大森町字三百五十一番地
同町副消防組頭同町衛生委員等ノ重職ニアリ勞力ト誠實トヲ以テ信望アリ

林本貞太郎　醫　錦
東京府荏原郡荏原町小山百五十番地
帝國ニ於ケル醫業ノ先覺者ニシテ慶應年間ヨリ明治ノ今日ニ至ル迄四十有餘年間一日ノ如ク醫業ニ從事シ其ノ間貧民ニ對シテハ常ニ施療ヲ怠ラス又公共事業ニ盡瘁シ功勞尠カラス

杉浦熊吉
東京府荏原郡品川町二百四十八番地
貞操堅固ニシテ孝心深ク殊ニ姑ニ仕フルヤ能ク其ノ意ヲ體シ克ク其ノ歡心ヲ買ヒ現ニ姑ノ病ニ罹ルヤ晝夜看護ノ勞ヲ厭ハス其ノ全快ヲ計リ又姑ノ死スルヤ能ク其ノ喪ヲ盡シ其ノ祭ヲ營ミ以テ孝婦ノ名ヲ全ウス

竹木鈴藏　農業　四十三歳
東京府荏原郡品川町二百四十八番地
資性温厚篤實ニシテ克ク父母ニ孝ニ兄弟ニ和シ隣保相扶ケ鄕黨ノ信望厚シ

吉田惣吉　會社員　四十九歳
東京府荏原郡品川町二百六十番地
東京府荏原郡目黒町下目黒一丁目二百六十番地
東テープ製造株式會社ニ勤務シ同社ノ爲メ盡瘁シ其ノ功績顯著ナリ

藤田善次郎
東京府荏原郡品川町北品川百七十六番地
性温厚ニシテ篤實ナル人物ナリ

渡　業　農
東京府荏原郡大崎
新潟縣出身明治三
露戰役ニ出征八

山下作太郎　業營運　四十七歳
東京府荏原郡品川町二百三十番地
大正元年以來引續キ荏原郡品川町小山百五十七番地ニ於テ運送業ヲ營ミ現ニ其ノ業務ヲ擴張シ目下ノ處頗ル好況ヲ呈シツヽアリ

吉太菅小　商　酒　五十三歳
東京府荏原郡品川町二百八十番地
滋賀縣出身明治三十二年上京シ本郷大學ノ門前ニ於テ酒類販賣業ヲ開キ爾來今日ニ至ル迄四十有餘年間一日ノ如ク誠實ヲ旨トシ克ク顧客ノ便宜ヲ圖リ益々繁昌ヲ來シ現ニ荏原郡品川町大字小山字谷ニ支店ヲ設ケ盛ニ營業ヲ爲シツヽアリ

田中源之助　建具製造業　五十五歳
東京府荏原郡品川町二百四十八番地
明治三十五年開業以來克ク勤勉ニ從事シ現ニ左ノ如キ公共團體ノ役員ヲ勤メツヽアリ
荏原郡品川町大字小山字谷組合組長
荏原郡品川町大字小山字谷組合會計
荏原郡品川町大字小山字谷組合會計監督
荏原郡品川町大字小山字谷組合會計檢査役
荏原郡品川町大字小山字谷組合會計檢査役
荏原郡品川町大字小山字谷組合會計檢査役

歳五十三
電番三
日今力努闘

歳五十四
町一五三
力今日ノ大
員職

郎五市野浅　商　員家
地番二十九百六川品南町川品郡荏原府荏京東
性温厚篤ニシテ或ハナス堅実ノ営業ヲ以テ針ノ穴ヨリ天ヲ観ルノ挙ナキヲ期シ常ニ一日ノ計ヲ立テ一日ノ業ヲ励ミ今日ノ如キ盛運ヲ来セリ

歳十八　**郎三喜澤老海　主　地**
地番六十九九山谷町崎大原原郡荏府京東
代々農ヲ営ミ今日ニ至ルマデ僅カ二町四反ノ有ナリ若シ力ヲ尽シテ之ヲ耕サバ何ソ多クノ収穫ヲ得ザラン

歳十六　**郎五網口山　商炭石**
地番五十五町井品川品原荏府京東
愛知縣出身ニシテ幼ニシテ志ヲ立テ郷関ヲ出デ東京ニ来リ今日ノ如キ大ナル石炭商ヲ開業シ今力努闘ヲ続ケツヽアリ

歳一七十　**郎五松野矢　職　鮨**
地番七十二百川品町品川品原荏府京東
岡町有力者ニシテ常ニ第一回国勢調査員ヲ受ケ鋭意之ヲ果シ又町会議員ヲ数回ニ亘リ勤メ尚ホ現ニ其ノ任ニ在リ

歳三十四　**郎太仲邊磯　業商類酒ニ食料品**
地番六一五二宮井新町新入郡原荏京東
明治三十四年以来専ラ営業ノ発展ニ努力シ今日ノ大ヲ致セリ

歳一十六　**郎太鐘本杈　業商食飲**
京東府荏原郡八百六崎大町下丁目
同町内ニ於テ数回ニ亘リ天災地変ニ遭遇シ損害ヲ蒙リタルモ不屈不撓ノ精神ヲ以テ克ク之ヲ回復シ今日ノ盛運ヲ来セリ

歳十四　**郎次銀村鮪　商實果**
地番四百六崎大上原郡荏府京東
同地ニ於テ明治三代ヨリ鮪ノ販売ヲ営ミ其ノ間常ニ研究ヲ怠ラズ益々顧客ノ信用ヲ博シ今日ノ盛況ヲ来セリ

歳六十四　**藏寅川小　二並理料**
弁商
地番七十百七千四町桑大郡荏府京東
新潟縣人ニシテ夙ニ志ヲ立テ縣立農業学校ヲ卒業シ後ニ農商務省ノ技師トナリ農業試験場ニ勤務シ其ノ間屢々外国ニ出張シ帰朝後ハ本業ニ従事シ今日ニ至ル

歳一十五　**郎五七山須　業　農**
地番一七十ノ百田谷町沼町田岡町来以年十丸治明
ヲ業事ノ農ハ其ノ本ト雖モ亦タ商工業ニ従事シ大ニ利ヲ得ルノ途ヲ講ジ以テ今日ノ盛運ヲ来セリ

歳八十三　**吉淺口山　商酸醤来**
地番六三四下ノ今町井大郡原荏府京東
シ厚ク信用ヲ博シ現ニ組長ヲ勤メ尚ホ町内ノ事務ニ従事シ大正十年第四回町会議員ニ当選シ目下其ノ職ニ在リ

歳五十四　計主川吉　職師絵
東京府荏原郡品川町南品川百四十七番地
今力労働者及農夫ニ至ル迄第一回国勢調査ニ際シ自ラ筆ヲ執リテ申告セシ者ナリ

歳九十六　郎五市島奥　取締苔海業
東京府荏原郡大森町六百八十番地
明治二十年以来従事シ来リタル海苔養殖業ニ関シ数々ノ発明ヲ為シ今力労働者ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳三十五　郎太米口山　商花生
東京府荏原郡品川町南品川百八十三番地
日露戦役ニ出征シ数回ノ負傷ヲ蒙リ今力労働者ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳三十　郎五市野浅　商具家
東京府荏原郡品川町南品川百九十二番地
性温厚篤実ナル人物ニシテ以テ人ノ信用ヲ博シ今力労働者ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳六十　郎五網口山　商炭石
東京府荏原郡大森町七丁目二十五番地
愛知県出身ニシテ明治十年開業今力労働者ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳　矢　無　職
東京府荏原郡品川町
同町有力者ニシテ功
ニ尽力セシ功

歳九十四　助要藤新　商袋雑
東京府荏原郡大崎町上大崎七丁目二十五番地
貴族ノ譽名ヲ有シ正ニ皆勇出身ノ製糸業ヲ営ミ第一回国勢調査ニ際シ自ラ筆ヲ執リテ申告セシ者ナリ

歳五十四　郎太由原石　取締苔海業
東京府荏原郡大森町井戸千八百八十五番地
明治二十年以来従事シ来リタル海苔養殖業ニ関シ数々ノ発明ヲ為シ今力労働者ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳四十一　郎一與林小　商車輌自
東京府荏原郡品川町二丁目五百十三番地
三重県出身ニシテ明治二十年大正四年ニ至ル大日本帝国鉄道株式会社ニ勤務シ今力労働者ノ為メ尽瘁シツヽアリ

歳八十　郎三喜澤老海　主　地
東京府荏原郡大森町谷山百九十六番地
代々農業ヲ営ミ今日ニ至ル迄同町ノ名主ヲ務メ有力者ナリ

歳十四　郎次銀村崎　商実果
東京府荏原郡大森町七丁目四百六番地
信州ヨリ明治三十八年同地ニ来リ爾来今日ニ至ル迄同町ノ分ノ草分ノ一人ニシテ有力者ナリ

小　ニ理並
魚商
東京府荏原郡大
新潟県人ニシテ
技師新潟県出

歳五十五 郎
地番一十六
長兼
長副

歳九十三 助之宇田増 商物屋
地番四七ノ百久尾ド町久尾郡鳥巻巻北府京府東京
町小阿部開立開年五十正大出身県城茨
開組合町阿部力置ニ治自方地アシト長会

歳九十四 吉庄月岩 料材牛衛商
地番一百田高宇大町田高郡豊巻北府京東
厚温管経ノ業本立年元正大身出県知愛
ニ厚ノ信ノ上引取士神ナル実

歳二十五 恒 藤安 業ング
地番二十六百二千三町非大郡那花府京東
ーリ京東業開力置年一十正大身出県阜岐
也者力有ノ界斯事幹会安銀ダンニ

歳三十四 郎太庄田伯 商来白
地番三十五千二下目店開ノ置年元正大出身県川奈
神町阿部下水井大町神区那花府京東
白リ有出信ニ関者業開事幹台組業商町阿
来

郎次銀川堀 商 業果
東京府北花那区原堀大崎町南品商
ヲナ者力有ク厚銀信ノ者業商トシテ到
正陪ノ員商ノ長ルタ業ヲ

歳八十三
七三ニ輪
ヲ経営
員役

歳四十五 造辰中田 商 員役
地番四七ノ二ノ八
大正二年開立置ニ日今業開ナル主ナル亜
先意得ル厚温事幹会立共前他其省官
士神ル内宮

歳五十三 郎太順谷深 師術春美
地番五十三目丁二町鴨黒町区豊東京府北豊
合組整美ル亜ニ日今開立開業組両整地土木営築
リ有置ニ聖間者開同アリ町内幹事等勤ム

士木請負
治國水清
東京府北登島郡王子町大字王子一〇六番地
北営島
シテ長部支王子
聖置アリ町内幹事等勤ム

業子菓 商 森屋源太郎
東京府北巻島郡西巣鴨町高仲二〇三七番地
阿町幹事等勤ム力置ニ現シ役員ヲリメ
島シ置

無 職 恩田太郎 七十七歳
東京府北巻島郡高田町雑司ケ谷五八九
男ヲ長ノ年老ニ従ヲ年以テ放ヲ家ニ督ヲ代ヤ食
ー調リ居ス温ナル老歳

歳九十四　**太卯木鍋**　主　地
東京府北豊島郡高田町雑司ヶ谷八五八
日露戦役ノ功ニ依リ勲八等白色桐葉章ヲ賜ハリ
家屋鑑ルナク實厚温ク厚ニ御信

歳四十六　**郎次金本橋**　職　無
東京府北豊島郡高田町雑司ヶ谷四三〇
自ラ志ヲ立テ今ヤ成功ノ域ニ達シ築地元身出鳥取縣
ン厚御信任

歳九十五　**郎四藤星**　イロセルト加工業
東京府北豊島郡高田町字下六十一番地
長實ク金ヲ儲ケ明治十六年ニ立大正九年ニ開業身出鳥取縣
長年間副郡支部高田會人組長會長ヲ共ニ高田

歳九十三　**助之宇田増**　商　物屋
東京府北豊島郡高田町大字雑司ヶ谷四九百九十九番地
茨城縣出身大正十五年ニ開業明治十六年ニ立
関東會町内ノ力量ニ信ジ地方自治アラシト長會

歳二十三　**一保邊渡**　商　服　呉
東京府北豊島郡高田町大字雑司ヶ谷三河島一番地
秋田縣出身明治四十二年ニ今ノ地ニ開業
二十七年ニ東京美術學校卒業ス
シ厚用信ヲ置ク

歳一十五　**栞倉小**　員社會
東京府北豊島郡巣鴨町大字雑司ヶ谷四六一番地
神奈川縣出身慶應義塾卒業ス
同ビルデング株式會社會計課長ヲ

歳八十三　**七庄島小**　造製發油
東京府北豊島郡高田町字南千住七三三輪町
滋賀縣出身明治三十九年ニ大正九年ニ亘リ東京ニ於テ石油業ヲ經營ス
石油發動機製造會社ノ重役ニ選ビラル

歳四十五　**造辰中田**　商　具　建
東京府北豊島郡高田町大字雑司ヶ谷二七八ノ一
大正二年ニ今ノ地ニ開業ス
先ニ得ル所ノ資本ヲ以テ主トシテ建具類ノ製造ニ從事シ
士紳ナル厚ク信用ヲ置カレ其後共ニ前ノ宮内省

歳九十四　**吉庄月岩**　料材ヲ術美ノ商
東京府北豊島郡高田町大字雑司ヶ谷百一番地
愛知縣出身明治元年ニ大正大元年ニ亘リ東京ニ於テ
實ニナル厚ク信用ヲ置カレ特ニ上取引ヲ願フ

歳五十三　**郎太順谷深**　師　術　美　彫
東京府北豊島郡巣鴨町大字雑司ヶ谷二丁目三十五番地
明治四十二年ニ今ノ地ニ開業シ爾來今日ニ至ルマデ
支部長ヲ務メ居リ

歳六十四　郎次竹川早　商業兼
東京府北豊島郡四箇町町長
七〇四二歳迄町ニ伏リ力職ヲ出ニ役職ヲ
日露戦ニ等八勲ヲ
レタリ多年ニ従事シ厚ク信用ヲ

歳十五　郎五傳原相　業銀行頭取
東京府北豊島郡板橋町下板橋
明治三十三年第二十合組織ニ東京集会開
九年間市場ニ於テ取引員ト
厚ク信用ヲ得タリ

歳十四　郎次助井標　貿易商兼
東京府北豊島郡千住町千住南
明治四十一年一月ヨリ
シ厚ク信士ノ仁ヲ受ケ

歳三十九　祥田芝　業工鐵
東京府北豊島郡千住町千住南
滋賀県出身元大工
明治四十五年大正二年ノ今日ニ
ヲ以テ大ノ労力ヲ

歳七十六　郎次三篠　業農
東京府北豊島郡板橋町上板橋
地番六二六二番
何村衛生組合理事
ノ治ノ村自村長ヲ
ニ高ニ共ニ繁栄ス
ル為専念

歳七十三　蔵勝林栗　業織絹製
東京府北豊島郡三河島町字上
茨城県出身明治三十三年八年
今ニ至ル迄本業ニ
日ニ厚ク信用ヲ

歳七十三　治作關横　商米白
東京府北豊島郡三河島町四百五十七番地
埼玉県出身大正三年十二月ニ
東京白米商組合ノ二八二番地ニ

歳三十三　三時野飯　商米白
東京府北豊島郡三河島町三千三百二十八番地
詳ニ日ノ今ニ至ル迄本業ニ
東京白米商組合ノ甲ニ
士ノ厚ク信用ヲ

歳百十五　吉郎次井邊　商糸石
東京府北豊島郡高田町大字高田
六一八一番地
石川県出身明治年頃ヨリ
後ニ独立経営ス

歳八十五　蔵榮岩平　業農
東京府北豊島郡志村大字小豆
地番七十七百二番地
同村氏子総代ニ
家名ヲ地方ニ

歳五十五　松岡起堀　商向原
〇六七二ノ今業開力燭京上年十四治明引身出縣阜岐
ニ日二月河目十字町三河今東京府北豊島郡
ス力壹ニ治町テシ事理會町四ヶ至

歳二十四　農由酉大　員社會
三九一一南佐子字町千南郡島豊北府京東
員議會町空締取務專所工髭西大身出縣木栃
ス常活ニ面方各ノ界業實他其

歳二十　郎次浅中田　理製事兼
東京府北豊島郡日暮里元金杉六九四
明治四十年一日目ニ至ル今業開立獨力壹ニ町テシ治
シ厚用信力壹ニ町テシ治事ト

歳六十四　郎次竹川早　商業漁
七〇四二袋池町鴨黒西郡島豊北府京東
日歸戰役ニ出征ニ功戰ニ等八勳ヶ伏
シ厚篤信事從ニ業ト年多レ

歳十五　郎五傳原相　商卸物
地番五五六橋下根板町橋日本府京東
十二第合組無酒京東業開力獨年三十三治明
ル厚用信問屋場市物青町町四長郎

歳　貝請木土
東京府北豊島郡
明治四十一年入
ヨリ受ケ狀賞

歳十四　郎一純井永　業建設
地番百六町島三河三郡島豊北府京東
交町岡番經ノ業本來以年八正大自出縣阜岐
シ厚篤信士ノ横蔵組系計々會友

歳二十六　郎次梅原上　業農
地番七四二四付馬上練郡島豊北府京東
所ルスカ壹ノ爲ノ設開ノ業事從ニ當本ヤ代
シ厚篤信多

歳九十四　治賢藤齋　主家
地番三十三百八千二町河三郡島豊北府京東
七ナヲ大ノ日今力努開當後京上身出縣島鳥
シ高篤豊士紳ノ實厚篤厚温ヲ

歳三十七　善勝林栗　業織製
五九四河三町字河三郡島豊北府京東
今當經ヲ業本來上京年八十三治明身出縣城茨
シ厚篤信士ノ實厚篤温ル至ニ日

歳七十三　治作根關　商米白
地番七十五百四町島三河三郡島豊北府京東
始開業本ニ直京上年三十三正大身出縣玉埼
長區ノ八十二郡島豊谷北組鍛河商米白京東

歳五十六　八彌藤伊　業農
三二四二付局線下郡島豊北府京東
力盡ニ瓦改盛事從ニ農來以年四十治明
ス信有リ

歳七十三　吉實原栗　業特製
八四九二町島河三郡島豊北府京東
千葉縣出身上京後本業ヲ開ケ現ニ至ル
同組合幹事理會工商厚シ

歳四十三　郎二孝野菅　業商部雜
地番十九目丁四町鴨巣郡島豊北府京東
業開立獨年十正大力努圖富身出縣城宮
日二盛大ノ上發事幹合組產販計時京東

歳四十五　郎次宗里保　業畜牧
地番二九二塚申庚町鴨巣郡島豊北府京東
千葉出身元東京人ノ力努ニ業本乳牛組合
ニ盛繁ノ上發ヲ業事ル有リ多ノ大ニ實改革ヲ受ケ狀態ル

歳二十四　門衛右富中山　商雜穀米
東京府北巻島郡鴨巣町庚申
街木縣出身元東京市
一年間力努ヲ業開ヤ
長ヲ會合和幹

歳七十四、郎五富島中　商米白
地番二十六六住千字町佐千南郡島巻北府京東
来白京東人ノ力努圖富ヲシテ身出ノ縣城茨
ドメリ幹會業實事幹會町合組員商組同

歳三十四　朔平館星湯
六八二輪三字町住千南郡島巻北府京東
石川縣ノ出身ニテ大正年十ニ業事ノ從
ル幹ヲ組浴堂生千南リア用信ニ間
者

歳九十三　郎五丑塚石　物商及菓物青
東京府北巻島郡鴨巣町庚申塚市場
實性溫厚ノ厚用信士士ノ合組商
物ル員メル校ン久

歳二十三　吉綱田篠　業美寶
地番九十九百二町島河三郡島巻北府京東
ル至ニ日今業開立獨年十三正大身出縣玉埼
ン厚望信間者業開長會組合衛防容地同

歳三十九　治定岸山　商參書
東京府北巻島郡ノ川町字邊ノ川五二　，
新潟縣出身明治三十九年上京以來現業ニ出
物現在ル員會組合業商町青ヲ事幹會

歳三十三　傳實木青　商銀業
東京上京区本郷元町二丁目十五番地
山梨県ノ出身現ニ銀行業ヲ営ム
明治三十年組合銀行ノ組織ニ参与シ爾来専ラ銀行業ニ従事ス

門衛左重森前
東京府北豊島郡王子村字滝野川六百五十番地
厚信濃ノ内ノ人ニシテ厚実ナル性温

歳四十二　郎三仁田高　建築請負業
東京府北豊島郡巣鴨町大字西巣鴨字池袋五百五十番地
秋田県出身明治四十年以来東京ニ在リテ建築業ニ従事シ今日ニ至ル

歳五十六　八彌藤伊　農業
東京府北豊島郡下練馬村大字上石神井二千二百三十番地
明治十年以来農業ニ従事シ力メテ改良ヲ加ヘ今ニ至ル

歳四十三　郎二孝野菅　業商
東京府北豊島郡巣鴨町大字上駒込千九百十二番地
富山県出身明治三十年ニ上京シ爾来刻苦勉励シテ今日ニ至ル

歳　商銀業
東京府北豊島郡
栃木県出身元治
一年ニ上京シ力

郎八本松
東京府北豊島郡巣鴨町大字池袋字西四百六十六番地
厚信濃ノ内ノ人ニシテ厚実ナル性温

吉平田内農業
東京府北豊島郡王子村字上十五百七十六番地
厚信濃ノ人ニシテ温厚ナル性質ニ加ヘ勤勉力行ノ人物ニシテ農業ニ従事シ克ク其ノ業ヲ励ミ漸ク今日ノ地歩ヲ占ムルニ至レリ

松德林小
東京府北豊島郡巣鴨町大字上駒込千五百三十五番地
厚信濃ノ内ノ人ニシテ厚実ナル性温

歳三十七　吉寅原栗　業精製
東京府北豊島郡王子村大字上十条千九百四十八番地
千葉県出身明治三十年ニ上京後本業ヲ開始シ爾来刻苦勉励シテ今日ニ至ル
同業組合幹事信濃厚実会社工商会理事ニ挙ケラル

歳五十四　郎次宗里保　業畜牧
東京府北豊島郡巣鴨町大字上駒込千九百二十二番地
千葉県出身元治二年ニ上京シ爾来刻苦勉励シテ今日ニ至ル
同業組合ノ組織ニ参与シ又東京牛乳組合支部長ニ挙ケラレ大ニ斯業ノ改良ニ努メタリ

中
商来
東京府北豊島郡
茨城県ノ出身ニ
商組合員ニ

造金　關業農

地番八十四百七組中町住千郡立足南府京東
ム勤ヲ計會會組町岡實篤テシニ厚温

吉政川吉　業農　歳四十六

地番五十五百四門大字村穢摩多西府京東
幼ヨリ農ニ業家改其ヲ從ニ業農ヲ力ニ道少
シ厚篤ノ信組ニ關近レナ靈

吉郎四島野　歳四十四　イベンセ
地産病
地番九十三百又花畑村花郡立足南府京東
ルテセ稱ト位一第高産生鐵亜ノ中間業者同
正陪害員業ア職ヲ果ヲサル

二郎口野　歳四十四　商物乾
地番九十百二組川ノ濱部島豐北府京東
開業後ニ二十數年ヲ經ス同業者間ノ中ニ於テ有力ナル實業家ニシテ當區會議員ニ選舉セラレ尚ホ數年間區會議長ノ重職ニ在リシガ大正十年ノ改選ニ當リ政界ヲ引退シ專ラ實業ニ從事シ現ニ東京商業會議所特別議員ノ外數種ノ會社ノ重役ヲ兼ネ實業界ニ重鎭タリ

郎太鎌島崎　主　地
地番三十九内之ノ町鴨巢部島豐北府京東
町内布力有ニシテ當區會議員ニ選舉セラレシ

壽清根羽赤　歳六十四　造菓子製
地番一十目丁二町鴨巢部島豐北府京東
會幹岡兩町業開力國半二十四ヤ明出鼻野縣
事同業組合役員同業者間ニ信用厚シ

郎太繁田遠　商種雜　歳九十四
地番一十ノ一町住千郡立足南府京東
番十三十三和昭ヨリ現業ニ從ニ年大ノ町住千字一ノ一十
開年九治明
業商立市京東ヲ校學業商立市京東
業農ニ年數ノ上以
年壯關ニ年青長會副組業農區ノ
事理

治松橋椎　商木材　歳五十四
地番一組中町住千郡立足南府京東
大正五年ヨリ現業ニ從事千住本村ム
合組屋屋問
事幹會人軍陸在員重要調勞

郎太房藤内　業場浴　歳七十四
地番千ノ二町住千ノ一町住千郡立足南府京東
大正二年現開ヲ地土ノ發展ニ共ニ瓶次瓶
營ノ極ヲ場浴ニシテ組合長ヲ勤ム

松榮田太　職工鋼　歳六十四
地番一町五ノ一郡立足南府京東
大正四年ヨリ現業ニ從事同業者間ニ信用厚
ク會ツテ海軍省用ラツパノ納入ヲ爲ス

吉留本根　卸商兼自轉車商
東京府南多摩郡北多摩村字村山一番地
地番六十五百七組中町住千郡立足南府京東
同町ニ於テ呉服太物商ヲ営ム

吉末本根　卸商兼自轉車商
東京府南多摩郡北多摩村字村山一番地
地番七十五百七組中町住千郡立足南府京東
高篤信ノ内町ルヲ叙ニ等八勲リ依ニ功ニ戦シ

郎太芳坂金　業職屋料
東京府南多摩郡北多摩村字村山一番地
地番九三八甲組中町住千郡立足南府京東
同町ニ於テ呉服太物商ヲ営ム合組業同ニ町ク鳥篤油ア
シテ長員ヲ

造金關　業農
東京府南多摩郡北多摩村字村山一番地
地番八十四百七組中町住千郡立足南府京東
温厚ニシテ篤実同町ノ信用組合会議員ヲ勤ム

吉郎四島野　四十四歳　センベイ産地商
東京府南多摩郡北多摩村字村花畑立足郡
地番九十三百又
ルヲセ開ト位一第ニ高産生鐵重中ノ門者業
正陪員ントシア発発ヲ業果ヲ職ヲ

野□　商物果
東京府南多摩郡北多摩村字
開業後ニ二十
一般信用組合ノ

蔵幸田森　三十五歳　商穀米
東京府南多摩郡北多摩村字村山一番地
地番八十六百七
日今メ努ク□励富奉従ニ業現立獨年九正大
ヲア用信ノ関近ル至ニ

蔵仲田森　鋸建土木請負業
東京府南多摩郡北多摩村字村山一番地
番九十二百五羽
砂川廠ヲ役登調勢員職會村區小谷組坊清
ルヲ如ヒシト者力有ノ界利

郎次角杉本　七十六歳。業機
東京府南多摩郡北多摩村字村曾東狄
三百五十除年ノ家二宮ノ草分ケ明治
十二
員職會村元ム栓ヲ盛股リ入ニ業本年
三

吉政川吉　六十四歳　業農
東京府南多摩郡北多摩村字村山門大百四百五十番地
坊ロリ農業ニ従事良改其事業ニ少進
レヤ盛ア力ニ
シ厚篤信ノ関組近

郎太繁田遠　四十九歳　商種蘭
東京府南多摩郡北多摩村字大町千住ノ一番
開年九同業卒校學業立市京東年三十三治明
業職會副組長青藥業薬種立足南

椎　商木材
東京府南足立郡千
大正五年ロリ現
調勢員在

歳二十二
番地
業立
ア

歳九十三　郎次庄藤佐　阪車鳴自業
東京府西多摩郡青梅町五百三十三番地
大正五年獨立営業ニ従事シ現ニ組合商船理代長区事幹青年団支部幹事

歳五十五　三仁林館　業　員
京京府西多摩郡秋留村引田九百三十一番地
氏名ヲ定評ノ組合用借留ニ員組合副組合長区
サル業職業ノ員審陪正代長

歳四十五　吉德村野　築建木土業請負
東京府西多摩郡青梅町三百四十一番地
防消員議會村組合員組織負請築建木土度年
ヲ受ク狀謝感折ノ其實職

歳十五　吉留島北　造製子菓業
東京府西多摩郡青梅町三百四十五番地
明治二十三年八月生
業合組副合組織造製子菓梅青事従ニ

歳二十六　藏福島中　業理料料
東京府西多摩郡青梅町三百七十六番地
開業四十年同業者ニ見ラレ商組合ル
ア功ニ防消ク多ク知ラレ用信ア

歳五十一　助良屋守　業物織
東京府南多摩郡八王子市小門町一番地
織ノ維功ニヨリ銀ヲ受ケ杯界ノ評合組物織
員ヲ受ケ賞テニ會覧博

歳七十三　郎三茂野谷小　商物覚
東京府西多摩郡青梅町百四千番地
青梅消防組合小頭ニ内町ラレテ力意ト
評ノ良ク多ノ績ヲ漸次ニ歴ル

歳六十七　門衛右長藤海
東京府西多摩郡青梅町三十六番地
明治十年東京ニ生
三和昭事従建製東京ニ住リ
員小合組防消計々會元町業農

歳十三　藏駒倉市　理待合料業
東京府西多摩郡五日市町八百四十五番地
營業ニ熱心ニ同業者間ニ信用ク厚
長組合員業開ノ信ク厚ク
シ運動メ

歳二十四　部民林桑　農員員農
東京府西多摩郡副生村上内出千二百二番地
大正元年獨立現業ニ事従ニ
機械ヲ設ニ會覧會博ク
出ア功シト員議員ヲ受ク又狀ヲ品事

歳五十四　郎五松岡師　業未燃
地番四十町岡師市王子八郡摩多南府京東
年少東京東布麻区洋晶ヲ店ニ二丁町上野
現年九大正ミ誉ヲ努ムコロ勤奮リ移ニ業

歳一十五　吉萬橋高　商雑酒
地番十百町山横市王子八郡摩多南府京東
明治四十五年五月独立開業努力ヨリ現在ニ至ル
ヲ昌隆勉強ヲ役話世会町目丁一山横ル見

歳二十五　郎太藤本山　業物織
地番十五町本市王子八郡摩多南府京東
南多摩郡横山村出身明治三十四年独立開業
殿盛益発ヲ厚ル信ア功テシト役話世会町ク

歳九十三　郎次庄藤佐　販車輌自
業営
地番五十三百梅町五目引村青荏郡摩多西府京東
大正五年独立現業ニ従事区長代理輪廓組合
事幹部支團青荏死逝幹事

歳五十五　三仁林館　業農
東京府西多摩郡秋留村大字引田九百三十一番地
氏名ヲ記シ用紙ニ組合副長ノ員議組合評定員
サル晶職業ノ員商賠正代銀

歳四十三　次寅沼瀬　業製造整物機
東京府南多摩郡八王子市南町上野原
大正十年今ヨリ遡ル大正九年ニ開業シ
移転ニ地現年元和昭ヨリ基礎ヲナシ日ノ

歳五十五　勇原栗主　地
東京府南多摩郡川津町田二百八十六番地
町内ノ名望家ニシテ村会議員ヲ事務ヲ
郡農ロコ銀ヲ受ケ杯銀リ会ヲ厚シ

歳六十三　平策川小　業機
東京府南多摩郡八王子市横山町四百十八番地
西多摩郡吉野村出身大正七年ヲ独立
開業漸次ル見ヲ盛ニ殿ル

歳一十五　助良屋守　業物織
東京府南多摩郡八王子市小門町一番地
輪界ノ雄ニシテ功ロコ銀リ杯ヲ受ケ
員博覧会ニテ賞ヲ受ケ

歳七十三　郎三茂野谷小　商物雑
東京府西多摩郡青梅町青梅百四百十千番地
青梅消防組合組小頭ニシテ力量アリ町内ニ
評判良ク向ニ昌隆大漸ニ業営ヲ

歳六十五　造　角　屋　士　職員
東京府南多摩郡八王子市本町五十番地
農業ノ改良進歩ニ貢献シ殊ニ蚕業ニ関シテハ明治十年ノ創立以来今日ニ至ルマデ専心斯業ノ発展ニ努力シ其ノ功績顕著ナルモノアリ

歳六十三　郎五馬田福　商　品洋
東京府南多摩郡八王子市本町五十番地
埼玉県北足立郡大正元年ヨリ今日ニ至ルマデ引続キ洋品商ヲ営ミ其ノ間日露戦役ニ際シテハ軍用品ヲ納入シ又大正三年ノ東京大震災ニハ罹災者ニ対シ救護ノ為メ尽力スル所アリ

歳一十五　郎太信泉豊　業車動自
東京府南多摩郡八王子市旭町一丁目十七番地
自動車業ハ大正四年現業ニ従事シ爾来業務ノ発展ニ努メ現在ニ於テハ東京府高尾町所在ノ自動車業者ニ於テ組織セル高尾自動車組合ノ組合長ニ推サレ又同町所在ノ信用組合ニ於テハ理事ニ推サレ尚ホ東京府南多摩郡農会議員ニ選ハレ其ノ他公共団体ノ役員ニ推サレ居ル外東京府南多摩郡浅川町ニ於テハ浅川町信用組合ノ組合長ニ推サレ又同町ニ於ケル浅川町消防組ノ組頭ニ推サレ居ル

歳六十六　郎太金達阿　業農ノ他
東京府南多摩郡八王子市本町二百二十七番地
明治十八年渡米シ日本人ノ為メニ農業ノ指導ニ当リ又帰朝後ハ本業ノ外ニ東京府南多摩郡浅川町ニ於テ浅川町信用組合ノ組合長ニ推サレ又同町ニ於ケル浅川町消防組ノ組頭ニ推サレ居ル外東京府南多摩郡農会議員ニ選ハレ其ノ他公共団体ノ役員ニ推サレ居ル

歳三十四　郎十彌村木　色染
東京府南多摩郡八王子市元本郷二丁目七十四番地
染色業ハ大正六年本業ニ従事シ爾来力ヲ尽シテ研究ヲ重ネ其ノ間数次ノ改良ヲ加ヘ今日ニ於テハ其ノ染色ハ堅牢ニシテ且ツ鮮明ナル点ニ於テ斯業者間ニ定評アリ又大正八年ノ東京大震災ニ際シテハ罹災者ニ対シ救護ノ為メ尽力スル所アリ

歳五十四　治　作　榊　業食飲
東京府南多摩郡八王子市本町六十二番地
大正六年以来東京府南多摩郡農会議員ニ選ハレ其ノ間数次ノ改良ヲ加ヘ今日ニ於テハ其ノ農業ハ堅牢ニシテ且ツ鮮明ナル点ニ於テ斯業者間ニ定評アリ又大正八年ノ東京大震災ニ際シテハ罹災者ニ対シ救護ノ為メ尽力スル所アリ

歳七十三　吉平保久大　業農
東京府南多摩郡八王子市由井村小比企千九百三十九番地
消防組ノ組頭ニ推サレ又同町所在ノ信用組合ニ於テハ理事ニ推サレ尚ホ東京府南多摩郡農会議員ニ選ハレ其ノ他公共団体ノ役員ニ推サレ居ル外東京府南多摩郡浅川町ニ於テハ浅川町信用組合ノ組合長ニ推サレ又同町ニ於ケル浅川町消防組ノ組頭ニ推サレ居ル

歳六十四　郎太喜貫大　業農
東京府南多摩郡浅川町一〇九八番地
青年時代ニ於テハ農業ノ傍ラ養蚕ニ従事シ其ノ功績顕著ナルモノアリ又大正三年ノ東京大震災ニ際シテハ罹災者ニ対シ救護ノ為メ尽力スル所アリ

歳三十四　次孝野細　園種樹培栽
東京府南多摩郡南村金森六番地
大正三年明治神宮ノ造営ニ際シテハ献木ノ為メ樹木ノ栽培ニ従事シ又大正五年関東大震災ニ際シテハ罹災者ニ対シ救護ノ為メ尽力スル所アリ

歳五十四　**歳信中田**　建設工業

地番一十九町村幡八市子王八郡摩多南府京東
就ニ業中年三十四治明身出村川砂郡摩多南府京東
ル至ニ日今ン臺ニ展発ノ業醫野眞キ

歳七十三　**治貞木青**　商米

地番一町令市子王八郡摩多南府京東
醫開営立獨年一十正大身出村井由郡摩多南
業ノ発展ニ努メ今日アルニ至ル

歳一十四　**松外堀**　商服呉

地番一十一町幡八市子王八郡摩多南府京東
努ク□業開立獨ニ地現年八正大身出縣賀滋
ン厚用信員役引世町幡八ム

歳六十五　**衛兵安崎宮**　員社會

地番二十三町旭市子十八郡摩多南府京東
ム教ヲ功成ノ日今ノ努ク□動奮身出縣重三
ルフセ教導テシト員業會市子王八元

歳六十五　**造角屋士**　績員績建

地番五十五町本市子王八郡摩多南府京東
建子王八者立創團年青及會人軍郷在等八動
受狀謝感ク□他其長員合組商員

商品澤
東京府南多
埼ま縣足
ヲリ努メ今

歳四十五　**榊山梶**　商糸生

地番三十二町新市子王八郡摩多南府京東
山望縣日業營業開立獨年正三大正出身
盛隆增日業營業開立獨年正三大正出身
等八勤リ依ニ功ニ里ノ役軍露日

歳四十四　**吉富藤齋**　業色染

東京府南多市子王八郡摩町二十一番地
ク□事従ニ業現立獨年二正大レ生區芝京東
ル至ニ日今ヲ極ヲ盛殷方極メ努

歳十六　**吉磯邊渡**　業農

東京府南多市子王八郡摩村鵜目碑一岡百五六番地
員査畜會農元ム勤間年八ヲ頭小組防消屋町
トシテ力盡ニ地発付農ヲ

歳三十四　**郎十彌村木**　色染

東京府南多市子王八郡摩二四七郷小元地
大正六年本業ニ従事力努闘奮出縣重
員議評會會

歳五十四　**治作榊**　業食飲

東京府南多市子王八郡摩町木八目丁六十二番地
五正大員々會人軍郷在ヲ受ク行ヲ賞中善行
ル見ヲ日今闘奮ク□業開年

業農
東京府南多
農ノ份ヲ養
防小頭檀永